

北東アジア地域研究

Journal of Northeast Asian Studies

(旧・環日本海研究)

【論文】

- 訪日外国人と広域圏の関連性に関する比較…………… 青木 卓志 1
- 北東アジア地域開発にみる中口関係…………… 伏田 寛範 15
- 日本の北朝鮮外交に対するアメリカの影響
—2004年日朝首脳会談を事例に— …… 馬場 一輝 27
- 国共内戦期中国東北朝鮮人のナショナルな帰属意識
—延辺帰属論をめぐる— …… 鄭 雅英 41

【研究ノート】

- 中国農村土地請負経営権の法的内容の変化と制度的課題
—農村土地請負法2018年修正内容から— …… 河原昌一郎 55
- 民主化後の韓国における地域主義政党システム存続の要因
—公選政治家の視点から— …… 縄倉 晶雄 69

【書評】

- 佐渡友 哲著『SDGs時代の平和学』…………… 横田 将志 85
- 縄倉 晶雄著『韓国農政の70年』…………… 川口 智彦 91
- 権 香淑・宮島 美花編『中国朝鮮族の移動と東アジア』…………… 鄭 雅英 97
- 朴 一著『20世紀東アジアのポリティカルエコノミー』…………… 生駒 智一 101
- 穆堯芊著『中国の地域開発政策の変容 地方主体の展開と実態』…………… 松野 周治 107

【学会】

- 第25回学術研究大会の概要報告（2019年9月28日・29日 信州大学）…………… 115

北東アジア学会 (旧・環日本海学会)

The Association for Northeast Asia Regional Studies

2020

目 次

[論 文]

訪日外国人と広域圏の関連性に関する比較

青木 卓志…………… 1

北東アジア地域開発にみる中口関係

伏田 寛範…………… 15

日本の北朝鮮外交に対するアメリカの影響

—2004年日朝首脳会談を事例に—

馬場 一輝…………… 27

国共内戦期中国東北朝鮮人のナショナルな帰属意識

—延辺帰属論をめぐる—

鄭 雅英…………… 41

[研究ノート]

中国農村土地請負経営権の法的内容の変化と制度的課題

—農村土地請負法 2018年修正内容から—

河原昌一郎…………… 55

民主化後の韓国における地域主義政党システム存続の要因

—公選政治家の視点から—

繩倉 晶雄…………… 69

[書 評]

佐渡友 哲著『SDGs時代の平和学』

横田 将志…………… 85

繩倉 晶雄著『韓国農政の70年』

川口 智彦…………… 91

権 香淑・宮島 美花編『中国朝鮮族の移動と東アジア』

鄭 雅英…………… 97

朴 一著『20世紀東アジアのポリティカルエコノミー』

生駒 智一…………… 101

穆堯芊著『中国の地域開発政策の変容 地方主体の展開と実態』

松野 周治…………… 107

[学 会]

第 25 回学術研究大会の概要報告 (2019 年 9 月 28 日・29 日 信州大学)…………… 115

北東アジア学会会則…………… 119
『北東アジア地域研究』編集要綱…………… 122
『北東アジア地域研究』投稿規定及び執筆要領 (2018 年 9 月改訂)…………… 123
バックナンバーのご紹介…………… 128
役員・理事会 / 事務局 / 編集委員会…………… 129
編集後記…………… 130

訪日外国人と広域圏の関連性に関する比較

青木 卓志（金沢星稜大学）

はじめに

日本における訪日外客数（訪日外国人数）は、2018年に3,000万人を超え（JNTO、2019.5.7）、今後も、インバウンド政策の継続性を踏まえ、その伸び率は別にしても、増加傾向は継続するものと思われる。一方で、急激な増加傾向や訪日地域におけるアンバランスな（偏在性のある）現状は、場合によっては、「観光公害」や「オーバー・ツーリズム」と呼ばれる負の効果ももたらしている¹ものの、外国人観光客の様々な消費行為における経済効果は、地域によっては、重要度が大きいとする指摘もあり²、訪日外国人の受け入れにおける「国際意識の醸成」という効果³も考慮すると、受け入れ側としての日本の各地域（広域圏⁴）も、インバウンド政策の継続とそれに伴う幅広い国・地域（以降、必要な場合には「海外市場」と記載する）からの訪問が続くことは十分想定できるものであろう。すなわち、こうしたことを前提にした受け入れ地域側の対応は、今後必要かつ重要になる。そのためには、（訪日外国人にとっても訪問したいと思わせるような）魅力ある地域づくりの推進が大前提であるが、個別施策的には、言葉の問題への対応、インターネット環境の充実、訪問する外国人と住民間におけるストレスの排除等、多様な対策が必要になる。一方で、経済効果等への期待に対する各種政策は、国・各地域とも

官民一体となった取り組みが欠かせない。

上記の視点において、インバウンド政策は、個別対応に対するミクロ的視点と同様、地域全体としての在り方や政策の方向性等に関する「マクロ」的な視点も欠かせない。すなわち、インバウンド政策に関する「分析」においても、「マクロ」的視点が重要になると考えられよう。そこで、本稿では、現在のインバウンド政策で重要な、「広域圏」と「海外市場」に焦点を当てマクロ的な視点、特に季節的なバランスに注目した分析を試みるものである。

1. 主要海外市場からの受け入れの現状

訪日外客数の推進に関する転換点としては、2003年のVJC（Visit Japan Campaign）⁵や、観光庁の設置（2008年10月）等が考えられる。人数的には、2013年に初めて1,000万人を超えているが、そこから5年後の2018年では3,000万人を超えるなど、（増加率には差があるものの、）急激な増加はここ数年のことである。

いわゆるインバウンドの推進に関しては様々な分析がなされている。その中で、日本の特定の地域（広域圏）の分析は、最近では、例えば、中部圏⁶におけるインバウンドの経済的インパクトに関する分析（島澤他、2015、pp24-33）や関西のインバウンド産業が牽引産業になりえるかに関す

キーワード：

インバウンド政策 広域圏 季節乖離度

る分析（稲田他、2018、pp1-20）、九州に焦点を当てたインバウンドに関する分析（新井、2017、pp19-37）等がある。また、主要海外市場に関する分析としては、中国・台湾・香港からの観光客に関する分析（アジア成長研究所、2017）や中国・韓国・台湾の宿泊者数に関する影響分析（九鬼他、2019、pp5-13）がある。一方で、訪日海外市場と日本の各地域（広域圏）の関連性・比較に焦点を絞った分析は、最近では、例えば、訪日外国人による都道府県別の経済効果の分析（平松、2017、pp51-62）があるが、相対的には少ない。

今後、更なる訪日手段の多様化（LCCやクルーズ等）や、バランスある訪日を推進することの重要性等を考慮すると、ますます、各広域圏と主要訪日海外市場に関する分析の重要性は増していくものと考えられる。そこで、本稿では、インバウンド政策の推進が、総合的に見れば経済的な効果や国際理解の醸成に資するという前提のもと、上記先行研究等も踏まえ、広域圏間の分析や特定広域圏の事例分析に焦点をあて、今後の各種インバウンド政策等に対する基礎資料の提供に資することを想定するものである。

本稿での広域圏の枠組みは、地方運輸局単位である⁷。運輸局自体にインバウンドの推進部署があり、コーディネータとしての役割を担っていることや、分析資料の利用上の問題等も考慮したものであり、具体的な枠組みは表1のとおりである。

表1 分析における広域圏の枠組み

| 広域圏 | 該当都道府県 |
|-------|-------------------------------------|
| 北海道圏 | 北海道 |
| 東北圏 | 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 |
| 関東圏 | 茨木県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 |
| 北陸信越圏 | 新潟県 富山県 石川県 長野県 |
| 中部圏 | 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 |
| 近畿圏 | 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 |

| | |
|-----|---------------------------------|
| 中国圏 | 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 |
| 四国圏 | 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 |
| 九州圏 | 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 |
| 沖縄圏 | 沖縄県 |

出典：国土交通省（2019）に基づき筆者作成

今後、訪日者の多い海外市場の傾向がどう変化するかは、いまだ不明確であるとしても、短期的にはこうした傾向が劇的に変化しないとするならば、当面のインバウンド政策は、各広域圏における現状と、各海外市場の特徴を踏まえた形での対応（どの海外市場に強みを持てるか、どうすれば希望の海外市場からの誘客につながるか等）が重要になる。そこで、最初に、各海外市場からの訪日者の傾向をみることにする。基本的認識として、訪日外国人が日本での訪問先を決めるのは、訪問地に対する個人の嗜好（観光的コンテンツ等）はもちろんであるが、それ以外にも訪日者の（長期）休暇取得可能な時期、訪問における利便性（交通機関等）やリピート度合い（次は別の地域を訪問しようとする誘因等）、宿泊施設（洋室のあるホテル等）等を総合的に判断しているものであると思われる。こうした部分を詳細に分析するには、本稿ではまだまだ不足部分が少なくないが、それでも最初のステップとして、各海外市場を上記内容に照らして総合的に特徴を見ることは、インバウンドに関するマクロ分析としては重要である。そこで、総合的な傾向を分析する際に標準的である主成分分析を利用して行ったのが表2及び図1である。なお、表2における変数は、上記で述べた点を考慮し、観光庁『訪日外国人消費動向調査』の2017年版（観光庁、2018b）の数値を利用した。

表2 主要海外市場の主成分分析の概要

| 変数 | 第1主成分 | 第2主成分 |
|---------------|--------|--------|
| 滞在1週間未満率 | 0.784 | -0.357 |
| 若者率（40歳未満） | 0.355 | -0.793 |
| リピーター率 | 0.742 | -0.013 |
| 家族・夫婦訪問割合 | 0.836 | 0.340 |
| 観光主目的割合 | 0.886 | 0.206 |
| ホテル（洋室中心）利用率 | 0.512 | 0.448 |
| 旅行個人手配率 | -0.747 | 0.461 |
| 申し込みWEBサイト利用率 | 0.319 | 0.686 |
| 固有値 | 3.698 | 1.799 |
| 寄与率 | 46.22 | 22.492 |
| 累積寄与率 | 46.22 | 68.712 |

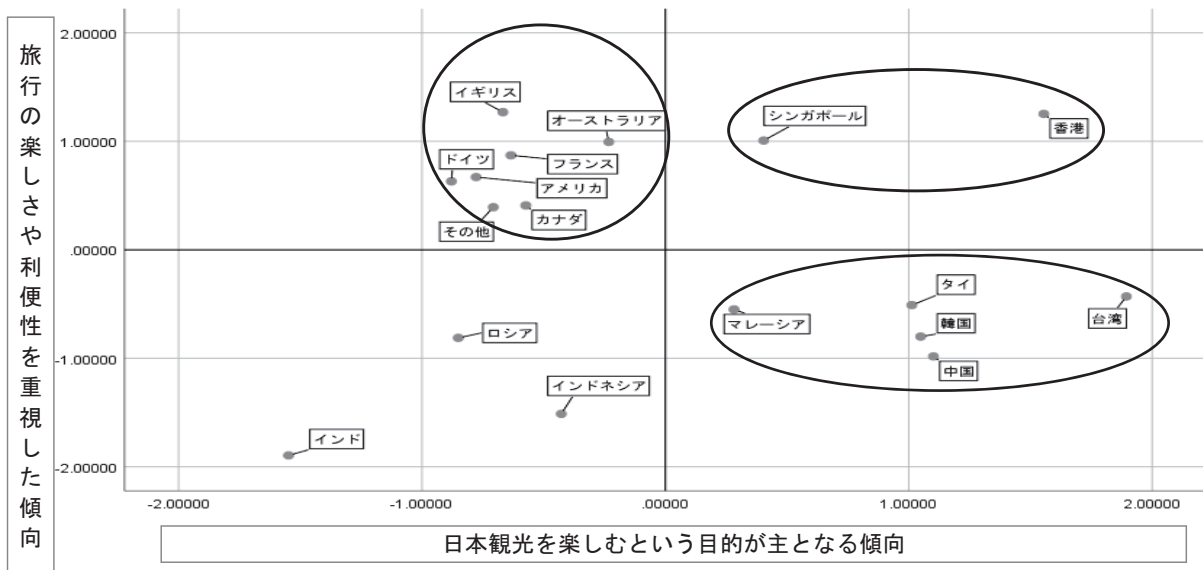
出典：観光庁（2018b）に基づき筆者作成

また、対象となる海外市場は、上記調査を参考に、主要16海外市場及びその他とした。

結果の概要としては、固有値が1以上は2成分あり、その累積寄与率は68.7%となっている。図1は、第1主成分を横軸、第2主成分を縦軸として、各主要海外市場をグラフの中に位置付けたものである。第1主成分は、全体的に数値が高く、中でも滞在1週間未満比率や家族・夫婦訪問割合、観光主目的割合等が相対的に大きいことから、訪日

において、比較的短い中でも「日本観光を楽しむという目的が主となる傾向」の多い市場と想定できよう。また、第2主成分では、絶対値で若者率（40歳未満）や申し込みWEBサイト利用率等が高いことから、訪日において「旅行の楽しさや利便性を重視した傾向」が主となる市場と想定できる。図1からは、各海外市場におけるカテゴリー別の特徴が比較的明確に見受けられる。とりわけ、欧米豪系市場、アジア系市場（東アジア・東南アジア）は、枠組みとしてある程度の共通性があるように思われる。具体的に見ると、第1主成分軸（横軸）はアジア系市場の割合が高く、第2主成分軸（縦軸）は欧米豪系市場が高いことがわかる。また、アジア系市場でも、相対的に所得が高い都市系市場である香港とシンガポールはアジア系市場と欧米豪系市場双方の特徴を持った市場と言える。その他の市場に関しては、（人数的にもまだ少数であること等から）まだ特徴が見えにくいと考えられる。こうした点から、受け入れ側としての広域圏としても今後のプロモーションの方向としての市場間相違を認識することは、自らの地域のPR方法や（費用対効果等の）効率性という側面からも重要であると言える。

図1 主要海外市場の位置づけ



出典：観光庁（2018b）に基づき筆者作成

2. 主要海外市場の現状実態とその推移

次に、各広域圏の現状がどうなっているのかを確認する。本稿では、現状の訪問者（広域圏別）のマクロ指標として、外国人延べ宿泊者数（以下、単に「外国人宿泊者数」と記載する）を利用する。また、地域性の比較分析のための方法は多々あるが、本稿では、四半期分析を主として利用することとする（なお、本稿では暦年での四半期（例：第1四半期は1～3月）を用いていることに留意されたい）。というのは、「2020年に訪日外国人4,000万人の受け入れ」、さらには「2030年に同6,000万人の受け入れ」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議、2016）という目標達成には、地方広域圏への誘客が欠かせないが⁸、地方広域圏の誘客における諸問題の一つが、特定の季節あるいは特定の海外市場への依存の高さだからである⁹。

分析の前提として、対象市場を、東アジア4市場（韓国・中国・香港・台湾）、欧米豪系市場（アメリカ・カナダ・イギリス・フランス・ドイツ・オーストラリア）、東南アジア系市場（シンガポール・マレーシア・タイ・インドネシア（ただし、2010年はインドネシアを除く））、その他、の計7市場に分けて分析することとした¹⁰。東南アジア系市場と欧米豪系市場それぞれにおける国・地域の（分析上の）統合は（表3参照）、分析の簡

単化や、図1における主成分分析による類似性等も考慮したものである（従って、今後は分離した分析も必要になると思われる）。

最初に全国における宿泊者数の推移を確認したい。表3は、2010年から4か年の宿泊者数の推移¹¹を、主要海外市場別に示したものである。分析年次では、（一部例外はあるものの）基本的には右肩上がりである。最も宿泊者数が多いのは、中国（約17百万人）であり、2010年の値を1とした場合に、2017年時点で最も伸びているのも中国であるが、他の海外市場においてもそれなりに高い伸びを示している。

そこで、こうした宿泊者がいつ頃に日本を訪問しているのかであるが、各海外市場では、例えば、訪日に適した休暇等の季節が異なっていることで、季節的な差異が存在すると仮定できる。そこで、四半期別での宿泊者数の推移を見てみることにする。表4は、2010年の数値を1とした場合の2013年、2015年及び2017年の四半期別の伸びを示している。当然ながら、訪日外客数（宿泊者数）が年々増加しているため、海外市場別では、各四半期ともほとんどで2017年が最大値になっている（唯一、第2四半期の中国だけが、2017年より2015年の値が大きい¹²）。

そこで、こうした点をより詳細にみるために、全国における各海外市場の四半期ごとの差を示し

表3 外国人宿泊者数の推移（全国：千人）（ ）内は2010年を1とした場合の伸率

| 年 | 2010年 | 2013年 | 2015年 | 2017年 |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 総数 | 26,023 (1.00) | 31,252 (1.20) | 60,509 (2.33) | 71,805 (2.76) |
| （韓国） | 4,148 (1.00) | 3,780 (0.91) | 6,741 (1.63) | 10,929 (2.63) |
| （中国） | 4,509 (1.00) | 4,148 (0.92) | 16,295 (3.61) | 17,323 (3.84) |
| （香港） | 1,914 (1.00) | 2,551 (1.33) | 4,809 (2.51) | 6,187 (3.23) |
| （台湾） | 3,359 (1.00) | 6,183 (1.84) | 10,491 (3.12) | 11,238 (3.35) |
| （欧米豪） | 5,347 (1.00) | 5,705 (1.07) | 8,117 (1.52) | 10,046 (1.88) |
| （東南アジア） | 1,704 (1.00) | 3,247 (1.91) | 5,344 (3.14) | 6,167 (3.62) |
| （その他） | 5,042 (1.00) | 5,636 (1.12) | 8,711 (1.73) | 9,915 (1.97) |

出典：観光庁（2011）、観光庁（2014）、観光庁（2016）、観光庁（2018a）

表4 四半期別主要海外市場宿泊者数伸び率（2010年＝1）

| | | (全体) | 韓国 | 中国 | 香港 | 台湾 | 欧米豪 | 東南アジア | その他 |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|------|
| 2010年 | 第1四半期 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 第2四半期 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 第3四半期 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 第4四半期 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | (計) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2013年 | 第1四半期 | 1.02 | 0.97 | 0.61 | 0.99 | 1.38 | 1.03 | 1.61 | 1.03 |
| | 第2四半期 | 1.25 | 1.08 | 0.75 | 1.48 | 1.94 | 1.12 | 2.01 | 1.16 |
| | 第3四半期 | 1.22 | 0.87 | 1.05 | 1.27 | 2.00 | 1.02 | 2.15 | 1.12 |
| | 第4四半期 | 1.30 | 0.75 | 1.35 | 1.69 | 2.03 | 1.09 | 1.88 | 1.15 |
| | (計) | 1.20 | 0.91 | 0.92 | 1.33 | 1.84 | 1.07 | 1.91 | 1.12 |
| 2015年 | 第1四半期 | 2.15 | 1.55 | 3.19 | 2.20 | 2.91 | 1.44 | 3.22 | 1.55 |
| | 第2四半期 | 2.39 | 1.64 | 3.49 | 2.59 | 3.23 | 1.57 | 3.38 | 1.80 |
| | 第3四半期 | 2.27 | 1.55 | 3.48 | 2.17 | 3.07 | 1.46 | 2.94 | 1.79 |
| | 第4四半期 | 2.48 | 1.78 | 4.57 | 3.35 | 3.29 | 1.59 | 2.99 | 1.73 |
| | (計) | 2.33 | 1.63 | 3.61 | 2.51 | 3.12 | 1.52 | 3.14 | 1.73 |
| 2017年 | 第1四半期 | 2.75 | 2.49 | 4.13 | 2.93 | 3.26 | 1.78 | 4.01 | 1.83 |
| | 第2四半期 | 2.81 | 2.92 | 3.01 | 3.54 | 3.53 | 2.17 | 3.90 | 2.15 |
| | 第3四半期 | 2.58 | 2.41 | 3.62 | 2.74 | 3.11 | 1.73 | 3.14 | 1.93 |
| | 第4四半期 | 2.91 | 2.79 | 5.13 | 4.01 | 3.51 | 1.80 | 3.41 | 1.92 |
| | (計) | 2.76 | 2.63 | 3.84 | 3.23 | 3.35 | 1.88 | 3.62 | 1.97 |

出典：観光庁（2011）、観光庁（2014）、観光庁（2016）、観光庁（2018a）より筆者作成

たものが、図2～図5である¹³。見方としては、まず、主要海外市場ごとに、四半期ごとの差がどの程度あるかを見るものがある。図の縦のラインに関しては、例えば、2017年の韓国の場合は、各四半期線がほぼ25%を前後に集中していることから、季節ごとの違いがない宿泊者数となっており（東アジアの4市場については、あまり季節的に差はないが、中国の第3四半期はやや多い傾向にある）、東南アジア系市場は、第4四半期が高く、第3四半期が低い傾向に、また、欧米豪系市場は、東南アジア系市場ほど顕著ではないが、第2四半期が多いという特徴が見受けられる。一方、各四半期線を横軸方向にみると、平均的にその広域圏にはいつ頃の季節に宿泊者数が多いかがわかる。これも2017年で見ると、総じて第1四半期は25%ライン以下で推移していることから、やや冬～初春の宿泊者数が少ないことが推測できる。

こうした点を季節乖離度¹⁴という形で示した

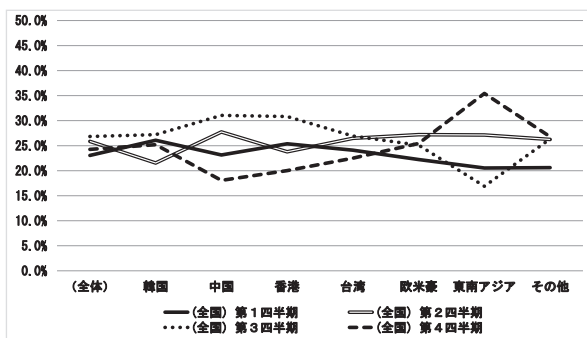
ものが、表5である（仮に、年間宿泊者数がバランスよく4分の1ずつとなれば、その人数比率はそれぞれ25%になるため季節乖離度はゼロになる）。実際に、全国でみる2017年の全宿泊者数の比率は、第1四半期が23.0%、第2四半期が26.3%、第3四半期が25.1%、第4四半期が25.6%を占める。平均的にはあまり差はないものの、それでも第2四半期が最も外国人宿泊者が多く、第1四半期が最も少ないことがわかる。そして季節乖離度は3.4となっている（四捨五入の関係で一致しない場合がある）。2017年の場合、東南アジア系市場が当該度数で最も高く（18.7）、韓国が最も小さい（2.8）。最も宿泊者数の多い中国は、ビザの必要性や団体での訪問の割合等の影響があるものと考えられることから、東アジア系市場の中では、その乖離度が比較的大きい（7.5）。

これを時系列（2010年、2013年、2015年、2017年）における全体的な傾向から見ると、人数（宿泊者

数)の増加傾向にある中で、各市場の季節乖離度は、2010年は低いものの、いったん増加後、再び低下傾向にある。海外市場によって違いは多少あるものの、全体としての安定化傾向は、宿泊者数が急増する中において、人数の増加が特定の季節に集中するというのではなく、季節のバランスもある程度とられた形での宿泊者増となっていることがわかる。国全体としてのプロモーション

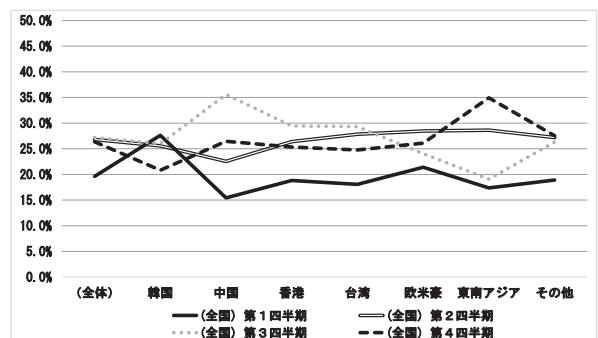
や、各広域圏の四季折々の魅力等に対する外国人の情報量の蓄積、リピーターの増加(次は違う季節に違う地域に行こうというような発想)等、様々な要因が考えられよう。とはいえ、海外市場別では、東南アジア系市場は、相対的にはまだ季節乖離度が大きく(2010年:18.5、2017年:18.7)、欧米豪系市場も、やや拡大傾向が見える。

図2 全国の季節乖離度(2010年)



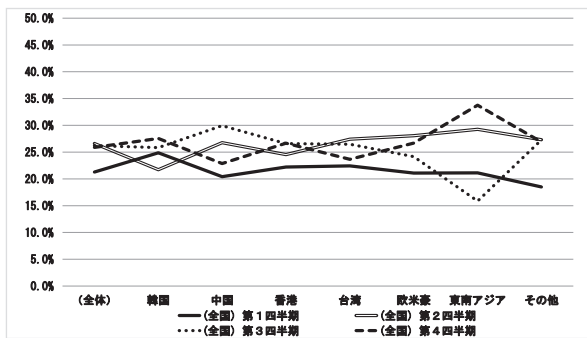
出典:観光庁(2011)より筆者作成

図3 全国の季節乖離度(2013年)



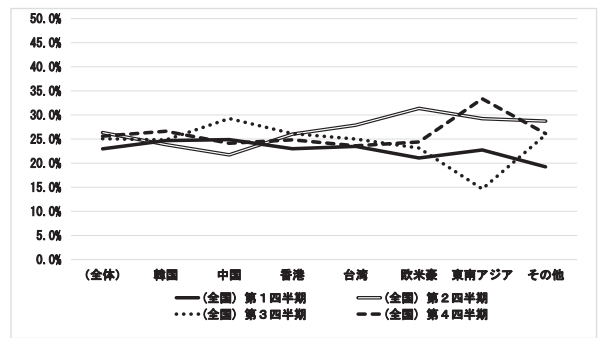
出典:観光庁(2014)より筆者作成

図4 全国の季節乖離度(2015年)



出典:観光庁(2016)より筆者作成

図5 全国の季節乖離度(2017年)



出典:観光庁(2018a)より筆者作成

表5 全国における外国人宿泊者数における季節乖離度の推移

| 年 | 2010年 | 2013年 | 2015年 | 2017年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 全体 | 3.8 | 7.6 | 5.3 | 3.4 |
| (韓国) | 5.7 | 6.8 | 5.8 | 2.8 |
| (中国) | 13.0 | 20.1 | 9.5 | 7.5 |
| (香港) | 10.8 | 10.6 | 4.5 | 3.1 |
| (台湾) | 4.4 | 11.3 | 5.0 | 4.4 |
| (欧米豪) | 5.0 | 7.0 | 7.0 | 10.3 |
| (東南アジア) | 18.5 | 17.6 | 17.9 | 18.7 |
| (その他) | 6.2 | 8.6 | 8.8 | 9.5 |

出典:観光庁(2011)、観光庁(2014)、観光庁(2016)、観光庁(2018a)より筆者作成

3. 広域圏別の外国人訪問者の特徴と課題

次に、広域圏別での比較分析から見受けられる特徴についてみることにする。表6は、広域圏別に主要海外市場からの2017年における外国人宿泊者数の推移を示したものであるが、広域圏には人数上の格差があり、しかもその格差は（本稿では示していないが）、拡大傾向にある。そこで、各海外市場別の特徴を広域圏別かつ四半期別に示したのが図6～図15である。例えば、宿泊者数の多い関東圏や近畿圏は、ばらつきは全国と比較してやや大きいものの、それでも相対的に宿泊者数の少ない広域圏と比べると小さい。人数（宿泊者数）的には、次に位置する北海道圏や九州圏をみると、九州圏は比較的ばらつきは小さいが、北海道圏は、欧米や中国における第1四半期の宿泊者数の相対的多さが特徴的である。さらに、宿泊者数の少ない広域圏では、例えば、東北圏をみると、比較的大きなアンバランスが、（差はあるものの、）各主要海外市場でそれなりに見受けられる。

全体としては、人数（宿泊者数）が少ない場合は、PRの関係上、見どころとしての場所とそれを見るべき時期を優先することでの集客における偏り傾向から、季節乖離度がより強く発生してしまうという可能性が見受けられる。例えば、北海道における欧米豪の第1四半期での多くの宿泊者（スキー需要の影響と推測される）や、北陸信越圏の

第2四半期における台湾や東南アジアの人数増（立山黒部アルペンルートの影響等）が典型例として挙げられる。日本人宿泊者数との関係を考慮する必要性はもちろんあろうが、訪日外国人という視点からは、こうした差は宿泊施設等受け入れサイドの対応（通訳の確保等）に関する課題の拡大や外国人訪問者側の（混雑が故の）満足度の低下等の課題を引き起こす可能性がある。

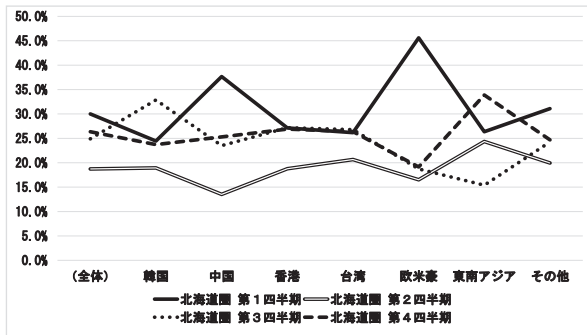
ただし、本稿では紙面の都合上、省略しているが、比較年次から見ると、急激な人数増加にもかかわらず、多くの広域圏では、四半期での格差は基本的には縮小傾向にある場合も少なくない（北陸信越圏の例は後述）。本稿では、これ以上は分析していないものの、今後、より詳細な分析が必要になる重要な点であると考えられる。

表6 広域圏／主要海外市場別宿泊者数（2017年：千人）

| | (全体) | 韓国 | 中国 | 香港 | 台湾 | 欧米豪 | 東南アジア | その他 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 北海道圏 | 6,997 | 1,303 | 1,681 | 773 | 1,431 | 348 | 1,059 | 402 |
| 東北圏 | 946 | 78 | 160 | 55 | 383 | 108 | 62 | 99 |
| 関東圏 | 26,273 | 1,911 | 6,625 | 1,464 | 2,893 | 5,615 | 2,695 | 5,069 |
| 北陸信越圏 | 2,098 | 122 | 233 | 234 | 648 | 330 | 222 | 309 |
| 中部圏 | 1,477 | 170 | 162 | 153 | 240 | 384 | 67 | 301 |
| 近畿圏 | 17,776 | 2,828 | 4,539 | 1,734 | 2,681 | 2,267 | 1,355 | 2,371 |
| 中国圏 | 1,477 | 170 | 162 | 153 | 240 | 384 | 67 | 301 |
| 四国圏 | 680 | 76 | 106 | 123 | 181 | 54 | 12 | 128 |
| 九州圏 | 6,536 | 2,946 | 717 | 793 | 1,161 | 285 | 231 | 403 |
| 沖縄圏 | 4,063 | 1,208 | 877 | 499 | 977 | 237 | 81 | 184 |

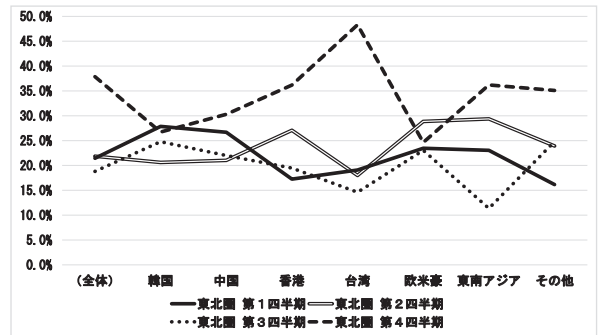
出典：観光庁（2018a）

図6 北海道圏の季節乖離度 (2017年)



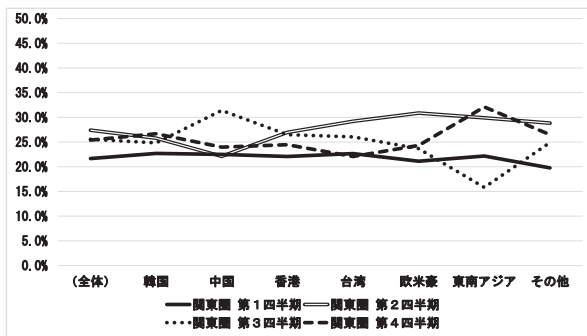
出典：観光庁 (2018a) より筆者作成

図7 東北圏の季節乖離度 (2017年)



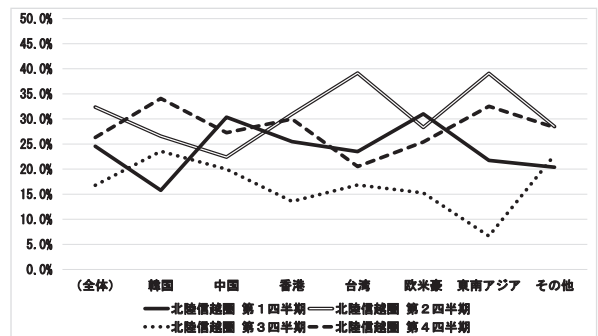
出典：観光庁 (2018a) より筆者作成

図8 関東圏の季節乖離度 (2017年)



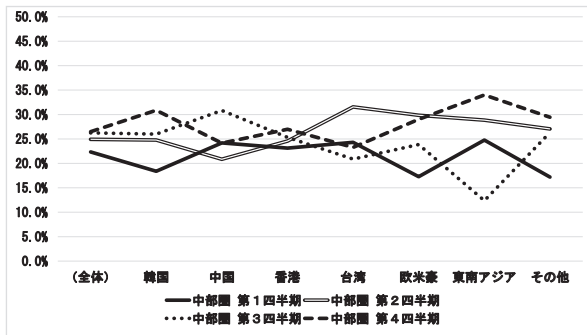
出典：観光庁 (2018a) より筆者作成

図9 北陸信越圏の季節乖離度 (2017年)



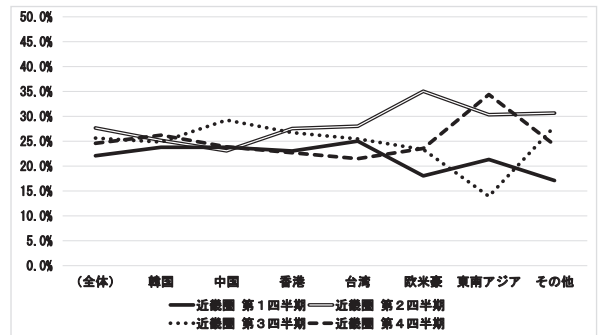
出典：観光庁 (2018a) より筆者作成

図10 中部圏の季節乖離度 (2017年)



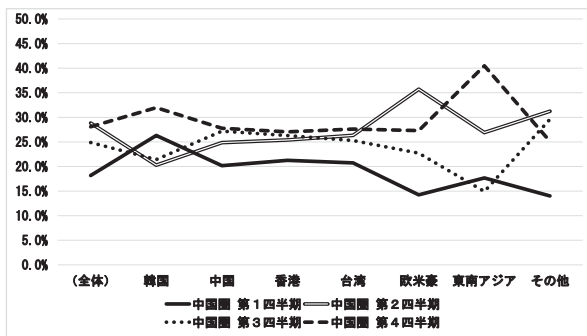
出典：観光庁 (2018a) より筆者作成

図11 近畿圏の季節乖離度 (2017年)



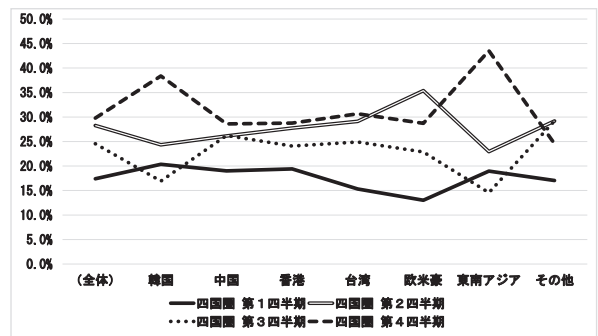
出典：観光庁 (2018a) より筆者作成

図12 中国圏の季節乖離度 (2017年)



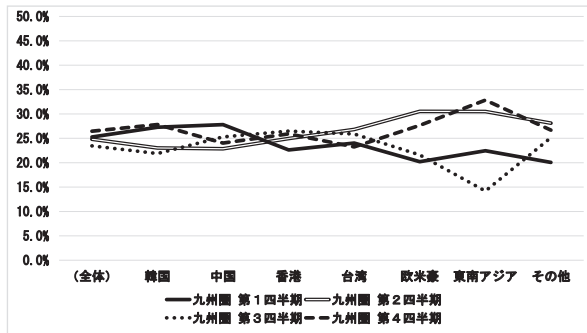
出典：観光庁 (2018a) より筆者作成

図13 四国圏の季節乖離度 (2017年)



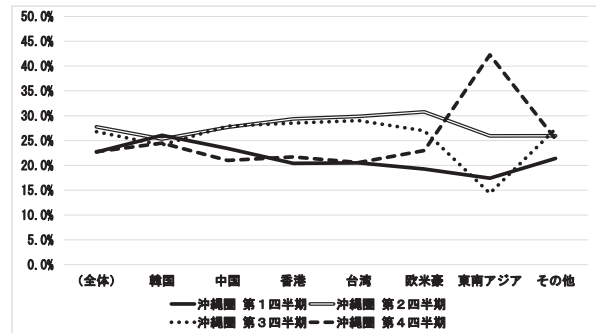
出典：観光庁 (2018a) より筆者作成

図 14 九州圏の季節乖離度（2017 年）



出典：観光庁（2018a）より筆者作成

図 15 沖縄圏の季節乖離度（2017 年）



出典：観光庁（2018a）より筆者作成

4. 地方圏事例としての北陸信越圏の特徴と課題

前述のとおり、地方広域圏における訪日外国人受け入れの拡大が、国全体の目標に重要であるとする考えのもとでは、各地方広域圏の特徴を把握する必要がある。ここでは、一地方圏としての「北陸信越圏」を事例に分析をすることとしたい。

北陸信越圏も、訪日外客数（宿泊者数）が年々増加しているため（表 7、表 8）¹⁵、海外市場別でも、ほとんどで 2017 年が最大値になっている。最も宿泊者数の多い市場は台湾であり、分析年次のもとでは、全ての年次でシェアが 1 位であり、2017

年の場合、30.9%を占める¹⁶（全国では 15.7%）。一方、全国ベースでは訪日数が多い中国と韓国の宿泊者数は相対的に少なく（全国では 2017 年で韓国が 15.2%、中国が 24.1%）、特に韓国のシェアは 2017 年では 5.8%と主要市場の中では最も少ないのが特徴である。また、中国も同 11.1%と少ない。2010 年を 1 とした場合の伸び率で見ると、最も伸びが大きいのは東南アジアである（8.16）。もちろん、本稿では複数国を統合したものであるが、それでもその伸びは注目に値しよう。

次に、時系列で四半期別の宿泊者数の差をみると、各海外市場の季節バランスが改善していると

表 7 北陸信越圏の主要海外市場別の四半期ごとの宿泊者数（2017 年）

| 2017 年 | | (全体) | 韓国 | 中国 | 香港 | 台湾 | 欧米豪 | 東南アジア | その他 |
|--------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 北陸信越圏 | 第 1 四半期 | 515,190 | 19,290 | 70,590 | 59,520 | 152,240 | 102,320 | 48,340 | 62,890 |
| | 第 2 四半期 | 678,900 | 32,500 | 52,110 | 72,400 | 253,640 | 93,430 | 86,900 | 87,920 |
| | 第 3 四半期 | 351,720 | 28,810 | 46,510 | 31,680 | 109,170 | 50,330 | 14,810 | 70,410 |
| | 第 4 四半期 | 551,730 | 41,680 | 63,410 | 70,040 | 132,970 | 83,890 | 72,350 | 87,390 |
| | (計) | 2,097,540 | 122,280 | 232,620 | 233,640 | 648,020 | 329,970 | 222,400 | 308,610 |

出典：観光庁（2018a）

表 8 外国人宿泊者数の推移（北陸信越圏：千人）（ ）内は 2010 年を 1 とした場合の伸率

| 年 | 2010 年 | 2013 年 | 2015 年 | 2017 年 |
|---------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 総数 | 660(1.00) | 910(1.38) | 1,552(2.35) | 2,098(3.17) |
| (韓国) | 96(1.00) | 72(0.75) | 82(0.85) | 122(1.27) |
| (中国) | 67(1.00) | 69(1.02) | 221(3.27) | 233(3.45) |
| (香港) | 66(1.00) | 70(1.06) | 148(2.23) | 234(3.52) |
| (台湾) | 206(1.00) | 353(1.71) | 465(2.26) | 648(3.14) |
| (欧米豪) | 106(1.00) | 141(1.34) | 255(2.41) | 330(3.12) |
| (東南アジア) | 28(1.00) | 76(2.81) | 155(5.67) | 222(8.16) |
| (その他) | 92(1.00) | 129(1.41) | 226(2.47) | 309(3.37) |

出典：観光庁（2011）、観光庁（2014）、観光庁（2016）、観光庁（2018a）

は言い難い。各年における最大の季節乖離度／最小の季節乖離度とその市場は、2010年が台湾(25.6)／中国(7.5)、2013年が東南アジア(29.5)／中国(4.2)、2015年が東南アジア(28.7)／中国(8.0)、2017年が東南アジア(32.4)／中国(10.4)と特定の観光地における最適な季節への受け入れPRに焦点を当てた一点集中型の傾向が、どの海外市場に対しても全体としては変化していないように見受けられる。

このように、北陸信越圏で最も特徴的と言えるのは、海外市場によっては、季節乖離度が他地域と比べかなり大きい地域もあるという点であろう(図16～図19)。特に東南アジアでは、その伸びが大きい故に、という部分もあろうが、四半期ごとのシェアの乖離度が大きく、2017年の場合、第2四半期(39.1%)と第3四半期(6.7%)での差に見てとれる(それ故、結果としての季節乖離度も大きい)。なお、全宿泊者数に占めるシェアは2017年で北陸信越圏は10.6%と、全国平均(8.6%)よりも高く、有望な市場になっているとはいえるものの、北陸信越圏の宿泊者数の絶対的小ささにより、その伸びが急激になっているところもその要因の一つでもあろう。(宿泊者数が最大の)台湾に関しては、各年とも第2四半期のシェアが最も大きい、それでも、(人数が多い故に宿泊者数の分散が大きな課題と認識され、PR方法も多様化されていることもあり)、各年における第2四半期のシェアは2010年が43.7%、2013年が41.5%、2015年が40.3%、2017年が39.1%と年々低下傾向にあり、季節バランスの改善は、少しずつ効果が見受けられる。

他の市場で最もシェアの大きい四半期は、2017年の場合、韓国は第4四半期、中国は第1四半期等であり、必ずしも春先ではない。香港は第2四半期のシェアが最も高いが(31.0%)、第4四半期も30.0%とほぼ変わらない。また、2017年の場合、東アジアの各市場に加え、欧米豪系及び東南アジア系市場の全てで、第3四半

期のシェアが最も小さいことも特徴として挙げられよう(他の年ではそうでない市場もあるが、全宿泊数ベースでは、2013年、2015年とも第3四半期のシェアが最も小さい)。全国ベースの場合、第1四半期のシェアが相対的に小さい傾向にあるのと異なる特徴と言える。欧米豪系市場に関しては、人数では東南アジア以上となっている。全体のシェアも、2017年の場合、15.7%と全国のシェア(14.0%)よりも高い。現在、富裕層としての欧米豪系市場からの受け入れのためのプロモーションが各広域圏で行われているが、北陸信越圏も引き続き、更なるPRが求められよう。

上記を踏まえ、北陸信越圏の季節乖離度を見ると(表9)、全体としても増加傾向にあり、その他を除いて最も小さい市場の中国でも10.8と2桁であり、最大の東南アジア系市場は32.4と極めて高い。訪日外国人受け入れでは、まだまだ新興地域であるという点を差し引いても、北陸信越圏の今後のインバウンド政策においては、どの海外市場でも、人数増加だけではなく、季節バランスも同様に意識した政策が欠かせないことがわかる。

こうした点から、北陸信越圏の特徴としては、全国と比較して、総じて主に下記のような特徴があると考えられる。

- ①人数(宿泊者数)自体はまだまだ少ないものの、伸び率は高いほうであること
- ②市場別では、台湾のシェアが大きく、韓国と中国のシェアが相対的に小さく、また今後に期待の持てる東南アジア、欧米豪の各市場は全国平均を上回っていること
- ③上記①及び②も踏まえ、特定の海外市場のシェアが著しく高くはないという点では相対的には受け入れ海外市場のバランスが良いと言えるが、季節乖離度は他の広域圏と比べても高い海外市場もあること

そして、上記現状を鑑み、北陸信越圏の今後の方向性としては、下記の点を考慮したうえでのイ

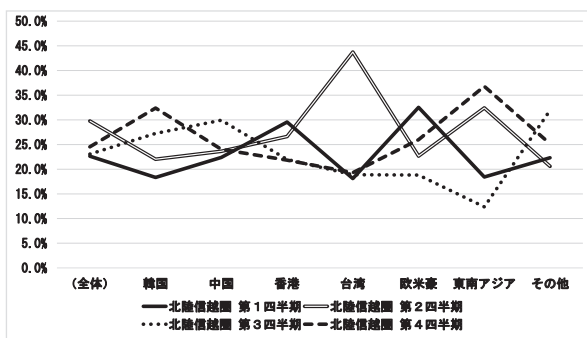
ンバウンド政策が必要になると考えられる。

- ①全宿泊者ベースでの第3四半期のシェアの低下傾向が続いていることから、いわゆる「夏から初秋の魅力」のプロモーションをより積極的に推進することの必要性
- ②最も宿泊者数の多い台湾市場に関しては、引き続き、通年バランスをとるため、第2四半期以外の季節の魅力に関する継続的なプロ

モーションの重要性

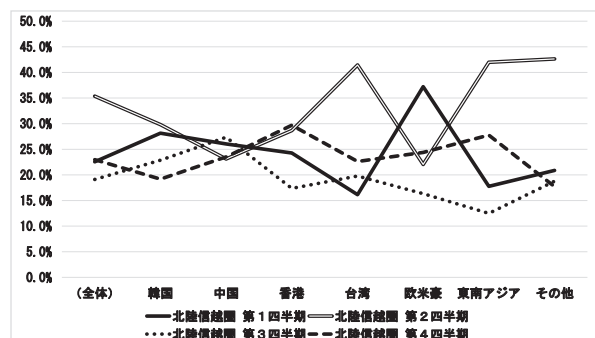
- ③伸び率が最も高い東南アジア市場に対して、今後の季節バランスの安定をめざした形でのプロモーションの必要性
- ④経済的効果が相対的に高い欧米豪市場に対しても引き続き積極的なPRが必要であるが、アジア系市場とは異なるニーズの存在も考慮したアプローチの重要性

図 16 北陸信越圏の季節乖離度（2010年）



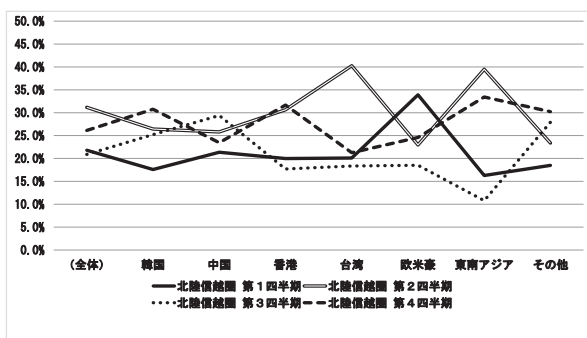
出典：観光庁（2011）より筆者作成

図 17 北陸信越圏の季節乖離度（2013年）



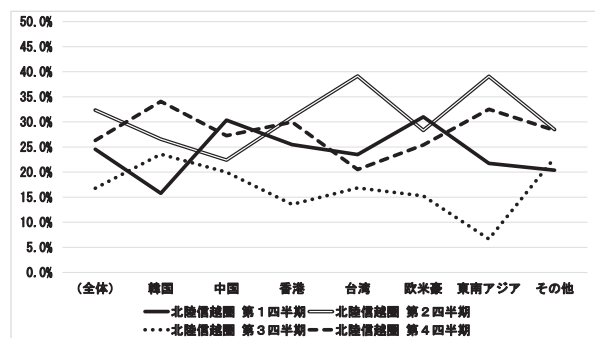
出典：観光庁（2014）より筆者作成

図 18 北陸信越圏の季節乖離度（2015年）



出典：観光庁（2016）より筆者作成

図 19 北陸信越圏の季節乖離度（2017年）



出典：観光庁（2018a）より筆者作成（図9再掲）

表 9 北陸信越圏における外国人宿泊者数における季節乖離度の推移

| 年 | 2010年 | 2013年 | 2015年 | 2017年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 全体 | 7.1 | 16.2 | 10.3 | 15.6 |
| （韓国） | 14.1 | 10.6 | 13.2 | 18.3 |
| （中国） | 7.5 | 4.2 | 8.0 | 10.4 |
| （香港） | 7.7 | 12.3 | 14.0 | 17.4 |
| （台湾） | 25.6 | 25.3 | 21.9 | 22.3 |
| （欧米豪） | 13.7 | 20.9 | 15.4 | 15.8 |
| （東南アジア） | 24.4 | 29.5 | 28.7 | 32.4 |
| （その他） | 11.3 | 24.9 | 11.7 | 8.1 |

出典：観光庁（2011）、観光庁（2014）、観光庁（2016）、観光庁（2018a）より筆者作成

おわりに

本稿では、国全体としてのインバウンド政策の推進のためには、各地域（広域圏）における受け入れが重要であるとの基本的認識のもとで、実際の地域の現状について、広域圏別に基礎的な分析を行ったものである。本稿で判明した点は、広域圏によって、実際には差が見受けられることであり、具体的には、主要海外市場の違いはもとより、季節的な相違点が見受けられた。受け入れ側としては、投資効果や混雑などを考慮すると、一定の季節のみの多くの訪日者の受け入れは決して持続可能ではなく、どのようにして分散化を図るかは大きな課題と言える。さらに、北陸信越圏を事例とした分析では、まだまだ訪日外国人の受け入れが少ない地域は、上記アンバランスさがより鮮明な傾向にあり、今後、インバウンド政策を実行する際には、季節バランスを前提にした形でのインバウンド政策が、受け入れ地域としてもあるいは政策効率性から見ても重要であると言えよう。

今後の課題としては、本文中でも述べたとおり、より地域分析の充実を図ることが重要になる（例えば、季節乖離度と各広域圏の主要海外市場との関連性等）。それぞれの地域の分析の蓄積は、全体としてのインバウンド分析の向上につながり、それが、政策に活かされることで、効果的な形での訪日外国人受け入れに資するものと考えられる。

- 1 例えば、阿部（2019、pp8-14）では、国際観光都市を事例にしたオーバーツーリズムを分析している。
- 2 観光庁（2018c）では定住住民1人の減による消費の減少分は、訪日外国人8人の増加で賄えるとしている。
- 3 「観光立国推進基本法」第一条では、「国際相互理解の増進に寄与すること」が目的の一つにされている。
- 4 インバウンド分析における広域圏分析の重要性は、観光庁における「広域観光周遊ルート形成促進事業」（観光庁、2019.6.17）等、実際にも重要性を持って取り組まれている。
- 5 VJC（ビジット・ジャパン事業）は、訪日外国人旅行者の増加を目的とした訪日プロモーション事業のことである（JNTO、2019.6.17）。

- 6 ここでの「中部圏」は、中部圏開発整備法で定義される9県（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県）を対象とした地域である。
- 7 各地域では、例えば、観光DMO設立によって広域インバウンド政策を実施したり、新幹線沿線での連携や都市間連携等、様々な形でインバウンド政策が行われているが、運輸局単位の場合も、例えばVJ事業の調整を行っているなど、一定の広域圏と考慮できるため、本稿では運輸局単位を利用している。
- 8 相澤（2016、pp38-40）は、2013年頃には、既に、外国人受け入れにおいて、大都市部だけでは受け止められないため、地方（圏）での受け入れが重要になるとの考えがあったことを指摘している。
- 9 例えば、青木（2018、pp40-61）では、北陸・東海地方の9県を対象に、四半期別の訪日外国人の市場別集中度を分析している。
- 10 資料の関係上、従業者数10人以上の施設を対象としていることに留意されたい。
- 11 本来、2年ごとの分析であれば、2011年の値を利用すべきであろうが、東日本大震災の影響を考慮し、2010年で代替したものである。
- 12 数値をみると、2015年は436万人（4月～6月の宿泊者数合計）、2017年は376万人（同）であり、その差（約59.9万人）のうち、関東圏で△333千人、中部圏で△331千人等となっている（沖縄圏等では増加）。ただし、総宿泊者数では2015年（1,629万人）よりも2017年（1,732万人）のほうが多い。また、訪日数自体では、第2四半期でも増加しているため、注10による影響やホテルでの宿泊が想定されないクルーズ船等による訪問等が想定されるが、それ以外の要因も含め、詳細に関しては今後の分析が必要になると考えられる（下記参考表1を参照）。
- 13 青木（2018、pp40-61）は、繁閑指数を利用して四半期ごとの格差を分析し、その結果、新興市場では季節格差が大きいことを指数上で示しているが、本稿はそれを四半期別に具体的な数値の大きさとして示すことで、より詳細な比較分析を可能にしておき、また、時系列分析上もより詳細に可能な形での発展形となっている。
- 14 具体的な計算は、四半期ごとに宿泊者シェアをだし、それぞれ25%からの差を求め、最も差の小さいものと最も差の大きいものの差を季節乖離度（＝（各四半期で宿泊者数が最も大きい割合／総宿泊者数－0.25）－（各四半期で宿泊者数が最も小さい割合／総宿泊者数－0.25））とした。
- 15 2013年は、まだ2010年の水準に戻っていない市場も少なくない。例えば、中国の場合も、第2～第4四半期は1以下である。
- 16 北陸信越圏を4県別に分析すると、けん引しているのは、長野県であるが、第2四半期で、いわゆる「雪の大谷」を見ることのできる立山黒部アルペンルート

の開通以降は、石川県や富山県の割合も相対的に高くなる。

参考表 1 中国からの訪日数と宿泊数（第 2 四半期）

| | 2015 年（人） | | 2017 年（人） | |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 訪日数 | 宿泊者数 | 訪日数 | 宿泊者数 |
| 4 月 | 405,731 | 1,452,310 | 528,781 | 1,293,740 |
| 5 月 | 387,170 | 1,387,620 | 517,038 | 1,174,190 |
| 6 月 | 462,248 | 1,522,250 | 587,193 | 1,295,470 |

出典：JNTO（2019.5.8）、観光庁（2016）、観光庁（2018）

相澤美穂子（2016）「外国人旅行者の地方分散化について考える－「DBJ・JTB アジア 8 地域・訪日外国人旅行者の意向調査」結果より－」日本交通公社『観光文化』228 号、pp38-40。

青木卓志（2018）「北陸・中部地方における外国人宿泊者数の特徴と偏在傾向に関する基礎的分析」北東アジア学会『北東アジア地域研究』第 24 号、pp40-61。

アジア成長研究所（2017）『訪日アジア観光客の旅行選択行動－中国（本土）・台湾・香港からの観光客に対する考察を中心に－』。

明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（2016）『明日の日本を支える観光ビジョン』。

阿部大輔（2019）「オーバーツーリズムに苦悩する国際観光都市」日本交通公社『観光文化』第 240 号、pp8-14。

新井直樹（2017）「インバウンド観光と地域振興」高崎経済大学地域政策学会『地域政策研究』第 19 号、pp19-37。

稲田義久、下田充（2018）「関西のインバウンド産業は成長牽引産業になりうるか：2013 年 -16 年の検証から」甲南大学『甲南経済学論集』第 58 巻第 3・4 号、pp1-20。

観光庁（2011）『宿泊旅行統計調査（平成 22 年・年間値（確定値））』。

観光庁（2014）『宿泊旅行統計調査（平成 25 年・年間値（確定値））』。

観光庁（2016）『宿泊旅行統計調査（平成 27 年・年間値（確定値））』。

観光庁（2018a）『宿泊旅行統計調査（平成 29 年・年間値（確定値））』。

観光庁（2018b）『訪日外国人の消費動向 訪日外国人消費動向調査結果及び分析 平成 29 年 年次報告書』。

観光庁（2018c）観光交流人口増大の経済効果（2017 年（暫定値））』。

観光庁『広域観光周遊ルートについて』、<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikikankou.html>（2019 年 6 月 17 日）。

九鬼令和・清水哲夫（2019）「訪日外国人旅行者（中国、韓国、台湾）の延べ宿泊者数に対する影響要因についての研究」日本観光研究学会『観光研究』Vol.30、No.2、

pp5-13。

国土交通省 HP、<http://www.mlit.go.jp/about/chihounyu.html>（2019 年 5 月 7 日）。

島澤諭、陳延天、紀村真一郎（2015）「中部圏におけるインバウンドの経済的インパクトと円高や中国の景気減速の影響について」中部圏社会経済研究所『中部圏研究』、No.193、pp24-33。

西川亮（2019）『オーバーツーリズムの概観』日本観光学会 2019 年度シンポジウム。

平松燈（2017）「訪日外国人と経済効果：地域間産業連関表による分析」、関西学院大学『国際学研究』6 巻 3 号、pp51-62。

JNTO『月別・年別統計データ（訪日外国人・出国日本人）』、https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html（2019 年 5 月 7 日）。

JNTO『ビジット・ジャパン事業』、<https://www.jnto.go.jp/jpn/projects/promotion/vj/index.html>（2019 年 6 月 17 日）。

JNTO『訪日旅行データハンドブック 2018 年』、https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/jnto_databook_2018.pdf（2019 年 5 月 8 日）。

Comparison Analysis among Wide Areas in Japan about the Trend of Foreigner's Japan-Visiting

Takashi AOKI (Kanazawa Seiryō University)

The number of foreign visitors to Japan has exceeded 30,000,000 people in 2018 and a well-balanced acceptance of them in each wide area in Japan has been becoming more important. In this paper, "the wide area approach about foreigners-acceptance" and the focus on "countries/areas of foreigners" are mainly analyzed. The results are that there are differences among each wide area of Japan about the number of foreigners (foreign

markets) and about the seasons when they come. Especially, the area which has not yet have many foreign visitors tends to centralize in acceptance from specific markets and seasons. From other aspects such as congestion, the limit of hospitality to visitors, it is not the good way to accept them only in specific seasons and from specific foreign markets. Therefore, it is important to accept foreign visitors in the balanced ways.

北東アジア地域開発にみる中口関係

伏田 寛範（日本国際問題研究所）

〔要旨〕

プーチン大統領はアジア重視を明確にし「東方シフト」を提起してきたが、昨今の欧米による対ロシア制裁は皮肉にもプーチンのイニシアチブを加速させている。他方、中国も習近平国家主席が「一带一路」を打ち出し、アジアからヨーロッパ、アフリカ、北極海に至るまで自国の影響力を浸透させようとしている。そうしたなか、中口両国は「歴史的な最高水準」にある良好な関係を背景に、それぞれのイニシアチブである「東方シフト」と「一带一路」を「連携」させることを表明しているが、現状、目立った成果は見受けられない。北東アジア地域（ロシア側では極東地域、中国側では東北部に相当）の開発をめぐっても、ロシアと中国の利害は交錯し、時には競合しさえしている。本稿は、北東アジア地域開発を題材に中口関係の実態に接近しようとするものだが、北東アジア地域開発において中口両国のイニシアチブが上手く「連携」していない主たる原因として、両国のイニシアチブが相互補完的であるというよりは競合的であることと、そもそも政策デザインにズレがあることを挙げ、そうしたズレを埋めるような政策協調なしには中口両国の「連携」は画餅となりうることを指摘している。

はじめに

2014年のウクライナ危機とその後のロシアによるクリミア編入により、欧米諸国との関係が悪化したロシアはますます中国との関係を重視するようになった。2000年に大統領に初めて就任して以来、プーチン大統領はアジア重視を明確にし「東方シフト」を提起してきたが、昨今の欧米諸国による対ロシア制裁は皮肉にもプーチンのイニシアチブを加速させている。他方、中国も習近平国家主席が、アジアからアフリカ、ヨーロッパ、そして北極圏にまで至る広範囲に自国の政治的・経済的影響を及ぼそうとするイニシアチブ「一带一路」を提起しており、中口両国首脳はそれぞれ

のイニシアチブを「連携」させる意向を表明している。

公式には「歴史的な最高水準」にあるとされる今日のロシアと中国の関係だが、実際にはそう単純なものではないとの指摘はしばしば目にする。たとえば、廣瀬（2018）や兵頭（2017）は、中央アジアや北極海などロシアの「勢力圏」に中国が影響力を伸張していることにロシアは警戒していると強調する一方、小泉（2019a、pp.231-238; 2019b）は中口間に軋轢があることは認めつつも、中口両国は権威主義的な統治体制を共有し互いに内政不干渉を約していることや、経済面でロシアが中国に大いに依存していること、さらに

キーワード：

東方シフト、一带一路、東北振興戦略、北東アジア地域開発

は軍事面でも中国との決定的な対立を回避しようとしていること重視し、中口両国は「奇妙な共存関係」にあることを主張する。

中国とロシアの緊張と協力志向がない交ぜになった「奇妙な関係」は、中央アジアや北極海だけでなく、北東アジア地域においても観察することができる。以下に論じる通り、北東アジア地域（ロシア側ではシベリア極東地域、中国側では東北部に相当）の開発をめぐるも、ロシアと中国の利害は交錯し、両国首脳が謳うような「連携」が十分にとられているようには見えない。本稿では、北東アジア地域開発におけるロシアと中国のそれぞれのイニシアチブを検討し、政策デザインの観点からなぜ両国の協力が十分に進んでいないのかを検討することを通じて、今日の中口関係の実情に接近する手がかりを得ることを試みたい。

1 ロシアの東方シフト政策

2012年5月、3期目を迎えたプーチン政権は、最重要課題のひとつに「東方シフト」政策を掲げ、発展著しいアジア太平洋地域の経済的活力を取り込み、自国の発展へとつなげなければならないという方針を打ち出した。

そもそもプーチンのアジア重視姿勢は、政権1期目から形作られてきた。2000年7月、大統領に就任した直後のプーチンは中国との国境付近の町ブラゴヴェシチェンスクを訪問した。その際、ロシア極東地域の経済低迷や人口流出が深刻な問題であることを指摘したプーチンは、「数十年後には現地の住民は日本語や中国語、朝鮮語を話すようになるだろう」とまで発言した。同年同月、極東地域におけるロシア（人）のプレゼンス低下に危機感を覚えたプーチン政権は「ロシア連邦対外政策概念」を発表し、中国やインドなどアジア諸国との関係強化の姿勢を打ち出した。2004年7月の在外大使会議では、アジア太平洋地域との経済協力を促進することでシベリア・極東地域の発展に結びつける方針が示され、さらに、2006

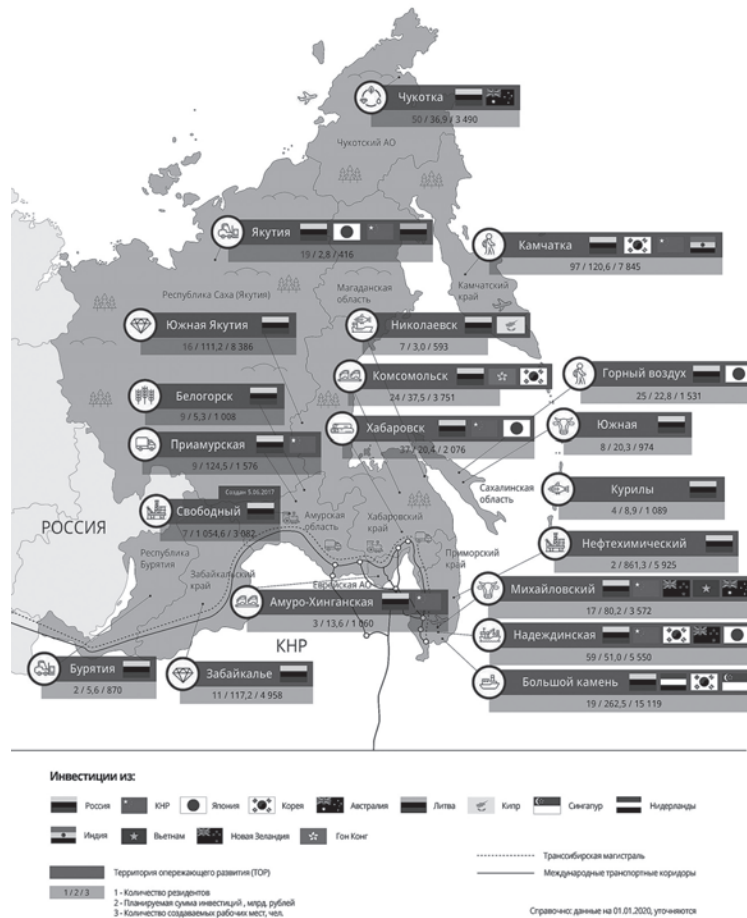
年12月の安全保障会議においてもアジア重視の外交方針、いわゆる「東方シフト」が確認された（加藤、2016、p.145；下斗米、2016、pp.337-339）。こうしてロシアは、東アジアサミット、ASEAN地域フォーラム、アジア欧州会合（ASEM）などへの積極的な参加を表明し、2012年のウラジオストク APEC サミットの誘致にも成功した。

こうした素地の上に、2012年5月には極東シベリア地域の開発政策を指揮する極東発展省¹が設置され、2013年の年次大統領教書演説ではシベリアと極東の発展は「21世紀を通じてのロシアの国家的プロジェクト」であると位置付けられ、本節冒頭で触れたように、政権3期目の最重要課題として「東方シフト」政策が掲げられるに至った。

このようなプーチン政権の「東方シフト」と極東開発の目玉政策と位置付けられているのが、「先行社会経済発展区域」と「ウラジオストク自由港」と呼ばれる新型経済特区の設置である。2014年12月、ロシア政府は「先行社会経済発展区域（ASEZ、ロシア語の略称ではTOR）」と呼ばれる経済特区を設置し、各種投資優遇措置を適用し外資誘致を目指し、2019年11月末時点で20か所のTORが設置されている。TORに遅れること約半年、2015年7月には極東5地域の主要な港湾・空港を対象とした「ウラジオストク自由港」が設置され、TORに準拠した投資優遇措置が適用されている（図1）²。

さらに、ロシア政府はこれら新制度を宣伝し、フォーラムに参加する国内外のビジネス界関係者やロシアの連邦・地方政府・自治体など行政機関とのマッチングの場を提供することもかねて、2015年より毎年9月にウラジオストクで東方経済フォーラムを開催している。第4回目となった2018年の会合にはメインゲストとして習近平国家主席が初めて参加し、2019年の第5回会合ではインドのモディ首相がメインゲストに招かれるなど、アジア各国の政治指導者や経済界の代表が一堂に会する大イベントとして注目を集めてい

図1 極東地域における新型経済特区
 Территории опережающего
 социально-экономического развития



注) 2018年11月にブリヤート共和国とザバイカル地方がシベリア連邦管区から極東連邦管区に移され、2019年7月にはそれぞれTOR「ブリーチャーチャ」とTOR「ザバイカリエ」の設置が決定された。
 (出所) 極東・北極圏発展省 HP (<https://minvr.ru/activity/territorii-operezhayushchego-razvitiya/> 2019年11月21日アクセス)

る。ちなみに、安倍首相とモンゴルのバトトルガ大統領は本フォーラムの常連となっている。
 プーチン政権の極東開発のさらなるテコ入れとして、2016年6月には「極東1ヘクタール」法が発効した。ロシア国民であれば誰でも極東地域の1ヘクタール以下の国有地・公有地を無償で取得できることになった。土地取得申請によって得られた土地は、家屋を建てたり農場を作ったりするなど5年間にわたって利用しなければならないが、その後、その土地が適切に利用されると国に認められれば使用者の所有となり、もし、土地が利用されていない場合は国に返還されると

いうものである³。こうした一連の新政策を実施することで、政府は極東地域に新産業を興し、人口を定着させることを図っている。
 極東開発と並ぶ「東方シフト」の一環として今日ロシアが力を入れているのが、旧ソ連諸国との経済・政治関係の強化である。2015年にロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3か国で創設されたユーラシア経済連合(EEU)は、その後、アルメニアとキルギスが加盟し(2015年)、モルドバがオブザーバー国となるなど(2017年)、事実上、ロシア主導による旧ソ連圏の経済・政治空間の再統合(大ユーラシア構想)の装置となってい

る。この EEU を通じて、ロシアはアジア諸国との対外経済関係の緊密化を図っている。2015 年にベトナムが EEU との FTA を締結したのを皮切りに、2018 年 5 月にイランとの 3 年間限定の時限的 FTA を締結し、2019 年 10 月にはシンガポールとの FTA を締結している。また、韓国や中国とも協力関係の強化を目指しており、中国とは 2018 年に貿易経済協力協定を締結している。このように、EEU は対外経済関係の面からもロシアの「東方シフト」を支える一つの柱となっていると言えるだろう。

2 中国東北地域の開発と「一帯一路」

前節ではロシアの「東方シフト」政策について概観したが、本節ではロシアの「東方シフト」政策と交錯することになる中国側のイニシアチブについて、特にロシアと直接国境を接する中国東北における発展戦略に焦点を当てることにしよう。

改革開放後、中国は沿海部を中心に急速に経済成長を遂げる一方、成長の恩恵にあずかることのできていない他の地域（西部、東北、中部）との格差が問題化した。なかでも重化学工業を中心とした産業構造を有し、国有大企業が域内経済において主たる地位を占めていた東北部は、市場経済への対応が遅れ、沿海部との格差は広がる一方であった。そうしたなか、2003 年に中国政府は「東北等老工業基地振興戦略（略称、東北振興戦略）」を発表し、①国有企業改革、②天然資源依存の経済構造の転換、③日本や韓国、ロシア、モンゴルといった北東アジア諸国との関係強化を通じた東北部の発展方針を打ち出した。政府は、合弁企業の設立・資本参加の促進など様々な形で外資を積極的に受け入れ、国有企業の改革や不良資産処理を行なうことを奨励した結果、2004 年から 2013 年にかけて東北三省は全国平均を上回る経済成長を実現し、GDP は実質で 2.7 倍に増大した。だが、2014 年からは東北三省の経済成長率は全国平均を下回り、また国有企業改革のために政府投

資が中心的役割を果たしているなど、「東北振興戦略」に謳われている産業構造の転換や国有企業改革は道半ばといえるだろう（松野、2017；朱、2017）。

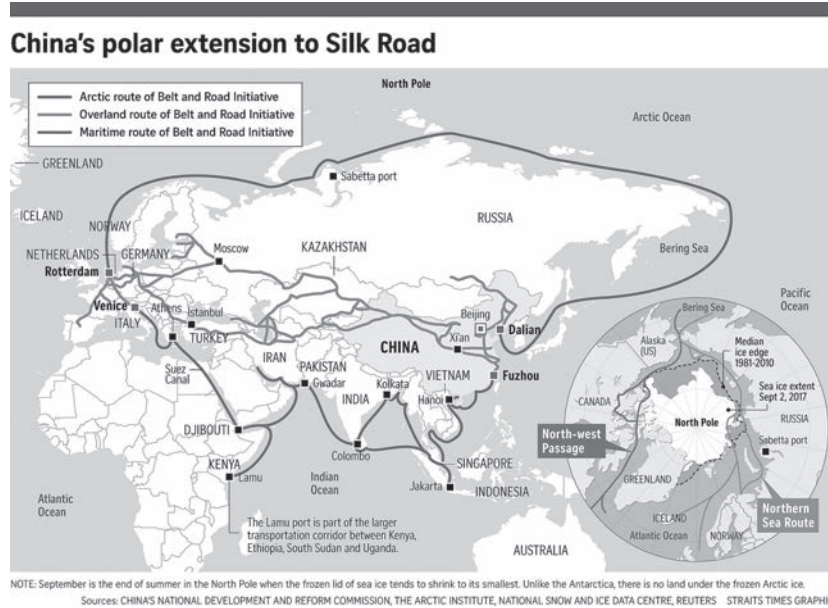
こうしたなか、中国東北部の発展戦略へのさらなる梃子入れとなると期待されているのが「一帯一路」構想である。「一帯一路」構想とは、習近平国家主席が提起した中央アジア諸国を通りヨーロッパへ至る「陸上シルクロード経済帯」構想（2013 年 9 月）と南シナ海からインド洋・地中海へと至る「21 世紀海上シルクロード」構想（2013 年 10 月）の総称であり、それぞれのルートの沿線に位置する国や地域のインフラ建設を促進し、人、物、カネの流れを活発化させようとするものである⁴。さらに 2018 年 1 月には、北太平洋から北極海・ヨーロッパへと至る第三のルートを「氷上のシルクロード」として「一帯一路」構想に包摂させることが明らかにされた（山口、2018）。図 2 は「一帯一路」と「氷上のシルクロード」のルートを示した概念図である。

こうして「氷上のシルクロード」が「一帯一路」に加わることによって、正式に「一帯一路」沿線に位置することになった中国東北部へのさらなる投資の増大が期待されるようになった。筧・謝（2017）は、「「一帯一路」は実体とメカニズムではなく、協力発展の理念とイニシアチブであり、中国と関係国の既存の二国間および多国間メカニズムに依拠して、既存の有効な地域協力を助けるプラットフォーム」であると指摘し、現に東北部は「一帯一路」の名を借りてロシア・モンゴル・韓国・北朝鮮など周辺国との経済連携や対外開放の利益を獲得しようとする動きが見られると述べている（筧・謝、2017、p.4、p.11）。

3 「氷上のシルクロード」構想のインパクト

2013 年 9 月に習近平国家主席が提唱した「シルクロード経済帯」構想、のちの「一帯一路」構想は、ロシアでも大きな反響を呼んだ。とりわけ、

図2 「一带一路」と「氷上のシルクロード」のルート概念図



(出所) "China's polar ambitions cause anxiety," *The Straits Times* (<https://www.straitstimes.com/asia/east-asia/chinas-polar-ambitions-cause-anxiety> 2019年11月21日アクセス)

帝政ロシア・旧ソ連時代と自らの「裏庭」あるいは「勢力圏」とみなしてきた中央アジア諸国への「一带一路」による中国の浸透は、否定的にも肯定的にもとらえられた。だが、現実問題として、大きく国力の差をつけられてしまっているロシアは、中国に真正面から対抗するのではなく、中国と連携する方針を示すことで対立を回避する選択をしている⁵。

こうしたロシア側の警戒心をさらに刺激することとなったのが、前節で触れた中国の「氷上のシルクロード」イニシアチブである。2018年1月、中国政府は「中国の北極政策」を発表し、「氷上のシルクロード」（北極海航路）を「一带一路」戦略に包摂する方針を表明した。それまでも中国は北極圏に多大な関心を示しており、2012年8月には最初の北極海航路開拓のための調査船を派遣し、さらに2013年8～9月には初の商業的な北極海航行を成功させるなど、着実に「北方進出」を進めてきた。

このような中国の「北方進出」の背景には、気候変動により新たな世界貿易のルートとなると目

される北極海航路を他国に先んじて押さえておきたい、北極圏に眠る石油や鉱物資源を確保したいといった経済的な動機他、軍事目的での北極海の利用、北極海周辺国への影響拡大といったような戦略面での動機もあるのだろう（廣瀬、2018、pp.115-120）。また、前節でみたように「氷上のシルクロード」を梃子にして、このルートの始発・終着点となる東北部の再開発を進めたいといった考えもあるのだろう。他方、中国の「北方進出」は、これまでロシアが他国に先んじて権益の確保に動いてきた北極圏に中国という域外のプレーヤーが参入することを意味し、ロシアの中国に対する警戒心を強める結果にもなっている⁶。

だが、中国側は今後、北極海航路を本格的に運用していくにあたってはロシアとの協力は欠かせない。とりわけ、中国東北部（特に吉林省、黒竜江省）からロシア沿海地方への物流ルート（プリモリーエ1、2）の整備がカギとなるだろうが、実際、2014年から「東部陸海シルクロード経済帯」構想によりプリモリーエ1の整備が開始されている。さらに、オホーツク海から北極海へ入

る途中での中継基地や北極海での不測の事態に備えた拠点を整える必要もある。こうした問題に対応するため、今後北東アジア地域から北極圏において中口両国は牽制し合いながらも協力を進めるといった関係が展開されてゆくだろう。

4 中口蜜月関係の「演出」と経済連携の実態

2018年9月にウラジオストクで開催された第4回東方経済フォーラムは、昨今の中口蜜月関係を象徴する出来事であった。過去最大規模で開催された同フォーラムの主賓として習近平国家主席が招かれ、ロシアのマスコミはホスト役のプーチン大統領が習主席を歓待する様子を大々的に報じた。東方経済フォーラムでのロシア・中国の緊密さのアピールは、トランプ政権の保護主義・一国主義的な通商政策に対して、ロシアと中国は自由貿易体制と多国間主義を擁護するのだ⁷という構図を示す格好の演出ともなった。ウクライナ危機以降、欧米諸国との関係が悪化しているロシアにとってみれば、中国という「同志」の存在をアピールすることによってアメリカを牽制できたわけである⁸。こうして、フォーラムの場を通じて中口関係の蜜月ぶりがことさらにアピールされていたわけだが、北東アジア地域開発に目を転じれば、両国の連携が必ずしも上首尾に進んでいるとはいえない様子が浮かび上がる。

ロシアと中国はこれまでも北東アジア地域開発に協力してきた。たとえば、1990年代には、国連開発計画（UNDP）が中心となり、韓国や北朝鮮、モンゴルも参加する図們江（豆満江）地域開発を行ってきた。また、近年の主だった協力プロジェクトを挙げれば、エネルギー関係ではアムール州での石油精製工場建設や中国向けパイプラインの敷設、製造業ではユダヤ自治州での大豆加工工場やハバロフスク地方でのパルプ製造工場の建設、沿海地方でのトラック製造、サハ共和国でのセラミック煉瓦生産、観光業では大ウスリー島の総合開発、物流関係では国際輸送回廊

「プリモリーエ1、2」やカムチャッカの港湾工業団地の整備などが進められている（スースロフ、2018、p.16-17）。さらに、極東地域だけでなく、シベリア（ザバイカル地方）でも中国の投資は目立って増えている。とりわけ、中国市場向けの農産物・食品の生産が活発になっており、今後はこうした製品の輸出のための輸送インフラ整備に中国企業が参加するようになることも期待されている（Тихонов, 2018）。

とはいえ、こうして華々しく宣伝される中口の協力関係も、ことロシア極東地域への中国からの直接投資という点で見れば控え目に映る。極東地域への外国投資総額に占める中国の割合は1.0%にも満たない⁹。ロシア東部に設立された外資系企業のうち中国系企業の数も首位を占めているが、投資総額では最下位グループとなっている。沿海地方からは中国の直接投資は流出しさえしている¹⁰。また、中国東北部とロシア沿海地方の港を結ぶ国際輸送回廊プロジェクトについても、通関手続きが煩雑であることや国境地点などインフラが貧弱な箇所が残っていることなどから、貨物量（とくにロシア・中国以外の第三国の利用）はまだ少なく、採算レベルには届いていないといわれている（新井、2017、p.31）。その他、中口協力の有望プロジェクトとみなされているエネルギー・鉱物資源開発に関しても、中国側からみればロシアからしか得られない資源は少なく、気象条件や環境保護規制などの開発条件が必ずしも良いとは言えないロシア（とりわけ極東・シベリア地域）に進んで投資するメリットを見出せていない。さらに、ロシアは鉱床など自国の「戦略的資産」に外資が浸透することを嫌う傾向があり、ロシア側の「非協力的な」態度が中国からの投資にブレーキをかけているという（Lukin, 2019）。

また、中長期的な観点から、今日の中口経済協力関係の中心となっている資源開発の展望は必ずしも明るくはないという指摘もある。今後、中国の産業構造がより高度化し省エネ技術が発展すれ

ば、必然的に化石燃料をはじめとする天然資源への需要が低下する。そうすると現在のように資源分野に支えられた中口経済協力は縮小せざるをえないというのだ。ちょうど、2、30年ぐらい前までは極東シベリアの資源開発に大きな関心を寄せていた日本が、国内の経済産業構造の変化により資源需要が減少したことに伴ってロシアとの協力への関心を失っていったように、中口の経済協力もこれと同じ道を辿ることも予想しうる（Лукин, 2019）。

このように見てみれば、北東アジア地域開発における中口の連携は、現状、謳われているほどの実績をあげているとは言い難いし、今後の展望についても決して楽観することはできないだろう。

5 困難な中口の政策協調

さらに、政策協調の観点からも、中口両国の連携が必ずしも上首尾にいったいとは言い難い。ロシアの研究者ズエンコは、そのことを示唆する次のようなエピソードを紹介している（Зуенко, 2018）。上述の中口両国の経済協力は、両国それぞれの地域開発計画を調整するプログラムによって政治的にも支えられてきた。直近では「2009～2018年におけるロシア・中国国境地域発展プログラム」が策定・施行されてきた。2018年はこの中口共同プログラムの最終年であったことから、第4回東方経済フォーラムの場で新たなプログラムが大々的に発表されるとの期待があった。ところが、中口両国のトップによって新たなプログラム「2018～2024年におけるロシア極東地域の貿易・経済・投資分野におけるロシアと中国の発展プログラム」が華々しく発表されるということはなかった¹¹。

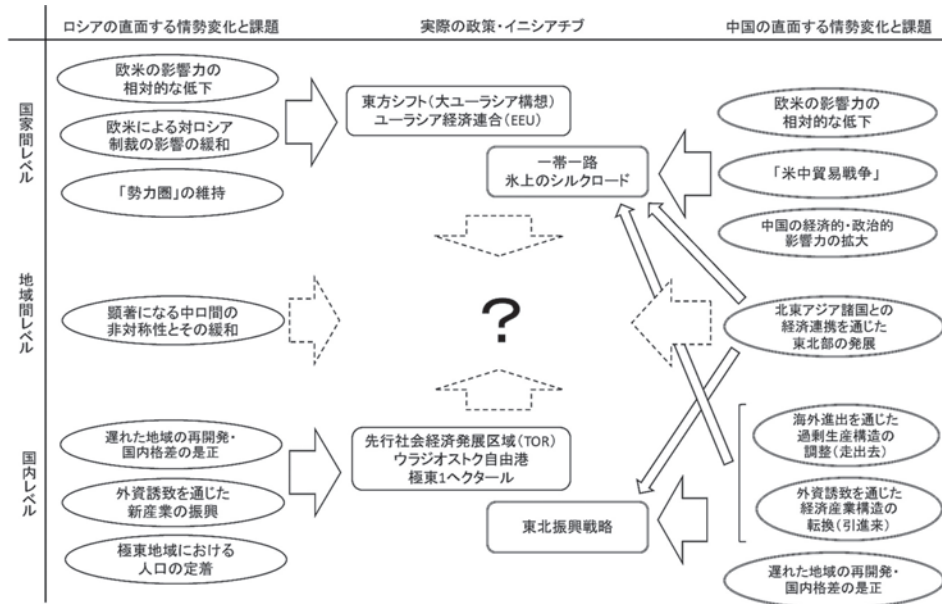
新プログラムが大々的に発表されなかった大きな理由として、ズエンコは次のように説明する。新プログラムを宣伝することで、旧プログラム「2009～2018年におけるロシア・中国国境地域発展プログラム」が主にロシア側の原因により事

実上失敗してしまったことに世間の目が向くことを避けようとした。また、別の理由として、旧プログラムの「失敗」を受け、新プログラムでは両国政府のコミットメントの水準が引き下げられている¹²ことや、そもそも新プログラム自体が、具体的な協力案件をほとんど含んでおらず、ロシア側が中国側に対して各産業への投資を検討して欲しいと提案するにとどまった魅力に欠けるものであることも指摘している。なお、旧プログラムが「失敗」した原因としてズエンコは、ロシア側による中国東北部への投資が進まなかったことや、ロシア政府の（特に財務省や外務省、国境管理に敏感な国防省や連邦保安庁といった「力の省庁」との）調整がうまくいかず、プログラムへのしかるべき国家支出を行えなかったことなどを挙げている¹³（Зуенко, 2018）。

中口両国の連携を難しくしているのは、ズエンコが指摘するようなロシア側の関係省庁の調整の失敗や資金不足といった問題だけでなく、そもそもの政策デザインにズレがあるという根源的な問題ゆえだとも言えるだろう。ロシアの「東方シフト」による極東開発政策は本来、極東地域に国内外からの投資を誘致し、輸出産業基盤を形成することを目的としていた。しかし、現実には極東の経済特区に進出している企業の多くは域内市場を主な対象とするものが多く、輸出産業基盤形成には至っていない。また、中口両国を結ぶパイプラインや橋の建設などの「目に見える」巨大インフラプロジェクトへの関心が高まっており、極東開発政策の当初の目的からの逸脱が見られる。他方、中国の「一帯一路」は、「走出去」と「引進來」の二つを柱とし、対外的には輸出の拡大、対内的にはハイテク技術の導入やハイテク分野への投資誘致を目的とする。停滞傾向にある東北部は「一帯一路」を梃子に域内経済の活性化を目指しており、ロシア極東地域とは投資誘致の点では競合関係にある。

こうした中口両国の北東アジア地域開発政策

図3 北東アジア地域開発にみる中国とロシアの直面する課題とイニシアチブの交錯



(出所) 筆者作成。

における根本的な政策デザインズレを、加藤(2014; 2019)が提示した国家間レベル・地域間レベル・国内レベルの三つの観点から政策を分析する枠組み¹⁴を援用して図式化したのが図3である。この図では、左側の列に今日のロシアを取り巻く国際情勢の変化と課題を国家間レベル・地域間レベル・国内レベルに対応させて並べ、そうした課題に対して実際に策定された政策やイニシアチブを中央の列に示している。また同様に、右側の列には中国が直面している課題を列挙し、中央の列に実際に採られた政策やイニシアチブを並べている。このように整理してみると、中国とロシアは、国家間レベルにおいても国内レベルにおいても一定程度共通する課題を抱えていることと、それぞれのイニシアチブは、これまで両者の十分な「連携」が意識されてこなかったために、相互補完的というよりはむしろ競合関係であることが改めて印象付けられる。そして、中国・ロシアのイニシアチブが実際に「連携」することになる地域間レベルでは、上述の新旧プログラムなどが策定されてはいるものの、とりわけ新プログラムについては具体性を欠く中国側への投資ナビに

過ぎないなど、実態を伴った政策が策定されていないことが認識できるだろう。

北東アジア地域開発に関する中口両国のイニシアチブの「連携」が実態を伴ったものとなるためには、ここに指摘したような根本的な政策デザインズレを埋め、両国に共通する課題を相互補完的に解決するよう政策協調をすすめてゆくことが欠かせないだろう。

おわりに

北東アジア地域開発における中口両国の連携は、現状では政治的なアピールに終始しているように見受けられ、具体的な成果をあげるに至っているとはみなしがたい。確かに、ロシアの東方シフトが本格化したのはここしばらくのことであり、目立った成果に乏しいことはある意味仕方のないことかもしれない。だが、4節で触れたとおり、北東アジアにおける中口間の協力には図們江地域開発など1990年代から進められてきたものもある。そうした長い歴史にもかかわらず、(その時々政治的な環境のために)具体的な成果はほとんど見られず、構想だけが一人歩きする状態

が続いていた。今日においても、ロシアも中国もそれぞれ「東方シフト」「一带一路」といったイニシアチブを華々しく提起するものの、いざ両者をどのように連携させるのかということについては必ずしも上手く進んでいるとは言えない。2018年に新たに策定された「2018～2024年におけるロシア極東地域の貿易・経済・投資分野におけるロシアと中国の発展プログラム」は具体性に欠けた協力宣言にとどまっている。

中口両国の「連携」が必ずしも上首尾に進まない理由としては、よく指摘されるような北東アジア地域（とりわけ極東・シベリア地域の）市場の狭隘さや、産業の多様性の欠如ゆえの未発達な企業間ネットワーク、また安全保障の観点から指摘されるロシア側の中国に対する警戒心以外にも、前節でみたように、そもそもの政策デザイン段階で両国のイニシアチブにズレがあることも指摘することができる。そうしたズレを埋めるような政策協調なしには、中口両国の「連携」は画餅に帰すことになりかねないだろう。現状、北東アジア地域（ロシア側からみれば極東・シベリア地域、中国側からみれば東北部）の開発は中口両国の政治的動機に大きく依存している。だが、政治的動機のみを支えられての北東アジア地域開発はいずれ困難に直面することになるだろう。「連携」の成果、とりわけ経済的な成果が欠かせない。事実、前節でみたように、旧プログラム「2009～2018年におけるロシア・中国国境地域発展プログラム」が具体的成果を得られず失敗した後、北東アジア地域開発における中口の「連携」は後退している。昨今の両国の友好ムードは一定程度、政策協調を促し、北東アジア地域の開発を後押しするだろうが、それは必要条件に過ぎない。「連携」の成果が十分に得られるか否かもまた、今後の北東アジア地域開発の展開と、ひいては中口関係そのものの行方にも影響を及ぼすことになるだろう。

注

- 1 2019年2月26日付の大統領令により極東発展省は北極圏開発も管轄することとなり、極東・北極圏発展省（Министерство Российской Федерации по развитию Дальнего Востока и Арктики）と改称された。
- 2 TORでは最低投資金額（TORでは50万ルーブルのところ、自由港では500万ルーブル必要）や展開できる事業に制限があるなどの違いがある（新井、2016）。極東地域における特区制度の基本的枠組みと特区に関する法制度の改正の履歴については、新井・志田（2019）が詳しい。
- 3 同法の詳細については、極東・北極圏発展省HPにある解説（<https://minvr.ru/activity/razvitie-msp-i-konkurentsii/dalnevostochnyy-gektar/> 2019年11月29日アクセス）を参照されたい。
- 4 渡辺（2019）が指摘するように、「一带一路」は当初から明確な政策パッケージとして提示されていたわけではない。このイニシアチブが提起された当初は、中国国内の経済改革を進めると同時に中国を中心とした経済圏を構築するといった経済的側面を重視したものであったが、2017年頃からは中国主導の新しい国際秩序の構築を目指すようになり、より政治化していった。
- 5 2015年5月、ロシアと中国はそれぞれが主導する「ユーラシア経済連合」と「一带一路」を連携させるという共同声明を発表した。ロシアとしては、ユーラシア地域において経済面では中国がリードし、政治・軍事面ではロシアがリードするという「棲み分け」を期待してのことだろう。だが、近年、軍事面においても中国は強化しており、このような「棲み分け」を今後も維持することが可能なかは不透明である。廣瀬（2018、pp.93-94、pp.102-106）を参照されたい。
- 6 その一例として、北極圏におけるエネルギー開発や環境問題対策での主導権の維持、ロシア軍基地の再整備などが挙げられる。廣瀬（2018、pp.120-132）や兵頭（2015、pp.49-56）などを参照されたい。
- 7 習主席は2017年のダボス会議での基調講演や2018年5月のBRICS首脳会議（於ヨハネスブルク）などでたびたび自由貿易の重要性を指摘し、トランプ政権の保護主義・一国主義的な通商政策を牽制する発言をしている。西濱（2017；2018）参照。
- 8 「中露米批判で協調「一国主義が台頭」「イデオロギーのとりこ」『毎日新聞』2018年9月13日（<https://mainichi.jp/articles/20180913/ddm/007/030/054000c> 2019年11月28日アクセス）
- 9 ただし、ロシア（極東地域も含む）への外国直接投資のほとんどはオフショア地域からのものであり、ヨーロッパ諸国はもとより日本や中国、韓国からの投資もオフショアを経由しているものが多いと考えられている（スースロフ、2018、pp.7-9）。
- 10 2016年1月1日時点では4500万ドル、2017年1

- 月1日時点では700万ドル、2018年1月1日時点では100万ドルの流出を記録した。同上。
- 11 ロシア側は2018年9月11日に東方経済フォーラムの場で新プログラムが署名された事実は発表したものの、詳細については明らかにしなかった (<http://kremlin.ru/supplement/5341/print> 2019年11月29日アクセス)。一方、中国側はフォーラムの終了後2か月がたった2018年11月22日に商務部HP (<http://russian.mofcom.gov.cn/article/speechheader/201811/20181102808776.shtml> 2019年11月29日アクセス)にてプログラム全文を公表している。なお、新プログラムには両国の実務担当責任者(ロシア側はコズロフ極東開発相、中国側は鍾山商務部部長)が署名した。
- 12 メドベージェフ・胡錦濤時代の中ロ地域協力プログラム「ロシア・中国による地域協力のロードマップ」(2009年)は両国の首脳が前面に出て実行を宣言したのに対し、プーチン・習時代の今日は両国とも首脳直属の部下(ロシア側は極東開発を担当するトルトネフ副首相、中国側は胡春華副首相)に一任している。
- 13 ズエンコは、中ロ国境をまたぐ橋の建設を例に挙げ、中国側は自分たちが橋を架けることを何度も提案したが、ロシア側に断られてきたことを指摘している(Зуенко, 2018)。
- 14 加藤(2014)は、プーチン政権の対アジア外交政策の特徴について、①国際レベル、②地域レベル、③国内レベルの三つの階層に分けて論じており、第4期プーチン政権の対朝鮮半島政策を分析した加藤(2019)では、政策策定における優先事項と制約、そして実際に策定された政策を、①国際秩序、②地域秩序、③国内秩序の三つの階層に分けて整理した表が示されている。
- ア学の構築 研究報告集(2)』北海道大学スラブ研究センター
- 今村弘子(2018)「中国と近隣諸国との経済関係」梶谷懐・藤井大輔編著『現代中国経済論[第2版]』ミネルヴァ書房
- 岩下明裕(2017)「中ロ接近が変える北東アジアの国際関係」伊集院敦・日本経済研究センター編『変わる北東アジアの経済地図-新秩序への連携と競争』文眞堂
- 江原規由(2018)「『一带一路』の現段階と日本」『国際問題』No.673(2018年7・8月)日本国際問題研究所
- 王義桅(2017)『「一带一路」詳説』(川村明美訳)日本橋報社
- 大西康雄(2017)「『一带一路』構想の現状と課題」アジア経済研究所・上海社会科学院共編『「一带一路」構想とその中国経済への影響評価』アジア経済研究所
- 加藤美保子(2019)「地域秩序から考える「太平洋のロシア」」『神奈川大学アジア・レビュー Vol.6』神奈川大学
- 加藤美保子(2014)『アジア・太平洋のロシア-冷戦後国際秩序の模索と多国間主義』北海道大学出版会
- 小泉悠(2019a)『「帝国」ロシアの地政学-「勢力圏」で読むユーラシア戦略』東京堂出版
- 小泉悠(2019b)「プーチン・ロシアの勢力拡大戦略を支える「二重基準」ポスト冷戦の世界史-激動の国際情勢を見通す」『WEDGE Infinity』(<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/17905> 2019年11月24日アクセス)
- 志田仁完・新井洋史(2018)「ロシアの対アジア経済政策の最近の動向」『ERINA REPORT PLUS』第143号、環日本海経済研究所
- 下斗米伸夫(2016)『宗教・地政学から読むロシア-「第三のローマ」をめざすプーチン』日本経済新聞出版社
- 朱永浩(2017)「北東アジアに開かれる中国東北部」伊集院敦・日本経済研究センター編『変わる北東アジアの経済地図-新秩序への連携と競争』文眞堂
- 瀋銘輝・孔大鵬(2017)「中国の対外開放と北東アジア地域の経済・貿易協力」『ERINA REPORT PLUS』第138号、環日本海経済研究所
- スースロフ D.(2018)「ロシア極東における外国直接投資」『ロシアNIS調査月報』2018年7月号
- 高原明生(2018)「Hot Issue 核心を聞く 一带一路構想は「星座」過度な期待は禁物」『週刊東洋経済』2018年1月27日号、東洋経済新報社 (<https://premium.toyokeyzai.net/articles/-/17364> 2019年11月24日アクセス)
- 笠志剛・謝東丹(2017)「東北地域と「一带一路」建設との結びつきの現状と展望」『ERINA REPORT PLUS』第138号、環日本海経済研究所
- 中居孝文(2018)「イベント・レポート第4回東方経済フォーラム開催」『ロシアNIS調査月報』2018年11月号
- 西濱徹(2018)「共産主義国が「自由貿易の旗手」を名乗る奇妙さは今後も続く」『World Trends マクロ経済分析レポート』第一生命経済研究所、2018年7月26日 (<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2018/>)

参考文献

- 新井洋史(2017)「東に向くロシア」伊集院敦・日本経済研究センター編『変わる北東アジアの経済地図-新秩序への連携と競争』文眞堂
- 新井洋史(2016)「極東開発政策の進展」『アジア太平洋地域における経済連携とロシアの東方シフトの検討(平成28年度ロシア研究会報告書)』日本国際問題研究所
- 新井洋史・志田仁完(2019)「ロシア極東の経済特区における企業活動に関する基礎的分析」『ERINA REPORT PLUS』第150号、環日本海経済研究所
- 新井洋史・志田仁完(2018a)「ロシア極東経済の構造問題と北東アジア協力」河合正弘編著『北東アジアの経済成長-構造改革と域内協力』日本評論社
- 新井洋史・志田仁完(2018b)「変化した国際環境におけるロシアの経済戦略-東方シフトと極東地域開発の政策展開」『ERINA Discussion Paper No.1804』環日本海経済研究所
- 伊藤庄一(2004)「プーチン時代の中露関係-ロシア東部地域をめぐる2国間関係を中心に」『スラブ・ユーラシ

- nishi180726brics.pdf 2019年11月23日アクセス)
- 西濱徹 (2017) 「習近平氏、ダボスで「反保護主義」を語る」『Asia Trends マクロ経済分析レポート』第一生命経済研究所、2017年1月18日 (<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2016/nishi170118china.pdf> 2019年11月23日アクセス)
- 廣瀬陽子 (2018) 『ロシアと中国 反米の戦略』ちくま新書
- 廣瀬陽子 (2017) 「深まる中露関係、募るロシアの不满」『WEDGE Infinity』2017年5月31日 (<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/9744> 2019年11月25日アクセス)
- 兵頭慎治 (2017) 「プーチンの戦略環境認識」『China Report』Vol.18、日本国際問題研究所 (http://www2.jiia.or.jp/RESR/column_page.php?id=289 2019年11月25日アクセス)
- 兵頭慎治 (2015) 「北東アジアに対するロシアの安全保障戦略」杉本侃編著『北東アジアのエネルギー安全保障 - 東を目指すロシアと日本の将来』日本評論社
- 封安全 (2017) 「中ロ経済協力の現状と今後の課題」『ERINA REPORT PLUS』第138号、環日本海経済研究所
- 穆克芊・南川高範 (2018) 「中国経済の『新常态』 - 構造変化・地域発展・国際連携」河合正弘編著『北東アジアの経済成長 - 構造改革と域内協力』日本評論社
- 堀内賢志 (2017) 「ロシア極東開発省の政策とリーダーシップ: 民間投資誘致と人的資本の発展」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』2017年9月号 (No.1020) ユーラシア研究所
- ボロネンコ・アレクサンドル 「北極海航路の開発と商業利用における中ロ協力」『ERINA REPORT PLUS』第143号、環日本海経済研究所
- 松野周治 (2017) 「日本から見た東北経済と日中協力」『ERINA REPORT PLUS』第138号、環日本海経済研究所
- トム・ミラー (2018) 『中国の「一带一路」構想の真相』(田口未和訳) 原書房
- 山口信治 (2018) 「中国の北極白書: 第三のシルクロード構想と中ロ協調の可能性」『NIDS コメンタリー』第69号
- ラヂオプレス (2018) 「中国の「一带一路」とロシアの「ユーラシア構想」『ロシア政策動向』第37巻第13号 No.836
- 渡辺紫乃 (2019) 「「一带一路」構想の変遷と実態」『国際安全保障』第47巻第1号、2019年7月
- Lukin A. (2019) "In Russia's Pivot to Asia, Economic Attraction Lags Hard Power," *Stratfor Worldview*, accessed November 25, 2019, <https://worldview.stratfor.com/article/russias-pivot-asia-economic-attraction-lags-behind-hard-power-far-east-eef-putin-china-india>
- Габуев А. (2018) "Переворот на Восток," Carnegie Moscow Center, accessed October 23, 2019, <https://carnegie.ru/2018/09/07/ru-pub-77202>
- Зуенко И. (2018) "Как Китай будет развивать Дальний Восток," Carnegie Moscow Center, accessed November 25, 2019, <https://carnegie.ru/commentary/77590>
- Лукин А. (2019) "Азиатский разворот России пока не принес процветания Дальнему Востоку", Valdaiclub, accessed November 29, 2019, <http://ru.valdaiclub.com/a/highlights/aziatskiy-razvorot-rossii-ne-prines-protsvetaniya/>
- Тихонов С. (2018) "Восточный фейерверк инвестиций", Эксперт, №38 17-23 Сентября 2018
- "ВЭФ продемонстрировал стремление стран АТР к расширению партнерских отношений с Россией", *Penza News*, 26 сентября 2018, accessed October 23, 2019, <https://penzanews.ru/analysis/129407-2018>

China-Russia Relations in Northeast Asian Regional Development

FUSHITA, Hironori (The Japan Institute of International Affairs)

President Putin has attached importance to Asia and has raised a “Pivot to the East” strategy. The sanctions imposed by the West on Russia in recent years have ironically accelerated Putin’s initiative. At the same time, Chinese President Xi Jinping has launched a “Belt and Road” Initiative aimed at expanding China’s influence beyond Asia to Europe, Africa and the Arctic Ocean. Under these circumstances, China and Russia have announced that they will “collaborate” in their respective initiatives against the backdrop of relations between the two countries that are at their “highest level in history”. However, on the development of Northeast Asia (which includes the Russian Far East and the Northeast China), Russia and China have conflicting interests. This pa-

per attempts to take a closer look at the actual state of Sino-Russian relations on the subject of Northeast Asian regional development. It points out that the main reasons for the failure of Sino-Russian initiatives to “collaborate” in Northeast Asian regional development are that the two countries’ initiatives are competitive rather than complementary, and that there is a gap in policy design. It also points out that, without policy coordination to bridge this gap, the “collaboration” between China and Russia will become deadlocked.

Keywords: “Pivot to the East”, “Belt and Road” Initiative, Northeast Revitalization Strategy, Northeast Asian Regional Development

日本の北朝鮮外交に対するアメリカの影響

—2004年日朝首脳会談を事例に—

馬 場 一 輝 (立命館大学大学院 博士後期課程)

要旨

日朝関係は米朝関係の影響を受けるとされる。米ブッシュ政権が北朝鮮強硬政策を続ける中で小泉首相は2004年に2度目の訪朝・日朝首脳会談を行った。この2004年の日朝首脳会談は日本の自主外交と言える事例なのであるか。あるいはアメリカの外圧とは関係のないのであろうか。またそうであるならばアメリカの影響を受けやすい北朝鮮外交において、いかにして日朝首脳会談は行われたのであろうか。本稿では日米の利害という観点から日本の外交タイプとして8つの類型を提示する。この類型に基づき2004年の日朝首脳会談や対北朝鮮政策を分析し2004年の日朝首脳会談の位置づけを行う。結果として2004年の日朝首脳会談は米にとって利害が低い拉致問題を中心に行われたこと、そして核問題のような日米共通の問題に対しては一致していたことにより米朝関係悪化の影響を受けずに実施できたことを明らかにする。

1. はじめに：問題提起

2002年1月、ジョージ・W・ブッシュ大統領は一般教書演説の中で北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）、イラン、イラクを「axis of evil（悪の枢軸）」と名指しで批判した¹。10月にはジェームス・A・ケリー米国務次官補が北朝鮮を訪問し米朝協議を行うもその際北朝鮮側がHEU（高濃縮ウラン）開発を認めた²ことで米朝関係が悪化するとともに第2次朝鮮半島核危機に突入した。一方日本は9月の日朝首脳会談において北朝鮮が拉致問題を認めたことにより拉致問題の解決が急務となった。特に死亡したとされる拉致被害者を中心とした真相の究明と、帰国した拉致被害者が

北朝鮮に残した家族をどのように日本に帰国させるかが世論の関心事となり、米朝関係が悪化している中で拉致問題を解決しなければならない状況となった。このような状況の中で2004年5月、小泉純一郎首相は再度北朝鮮を訪問し金正日総書記と会談、同日小泉首相は5名の拉致被害者の内、4名の拉致被害者家族5名とともに日本に帰国した。その後残りの拉致被害者（曾我ひとみ）の家族（アメリカ人夫と娘2名）もインドネシアを経由し日本に入国した。

2002年9月の日朝首脳会談の直後にアメリカが国務次官補を平壤に送ったことから日朝交渉担当者が「日本に『交渉を急ぐな』という牽制かも

キーワード：

日朝関係、日朝首脳会談、小泉訪朝、拉致問題、外圧反応国家

しれない³と語ったように日本の北朝鮮外交には同盟国アメリカの意向が大きく影響する。米朝関係が核問題で悪化しているならば尚のことである。このように日本の外交がアメリカからの外圧の影響を受けるといった議論はケント・E・カルダーの「外圧反応国家 (reactive state)」⁴などを中心に行われてきた (Calder, 1988)。しかし米朝関係が悪化しているにもかかわらず日朝首脳会談を行ったことから先行研究ではこの事例について日本外交の自主性、いわゆる自主外交に注目した議論が展開されてきた⁵。しかし米朝関係の悪化という状況説明だけで外圧反応国家の反証とは言えない。アメリカからの外圧が存在しそれに屈せず日本が北朝鮮と交渉したならば反証となるが、このような自主外交に関する議論ではアメリカからの外圧や日本が外圧を感じたかといった点が明確にされないまま日本が首脳会談を行ったことを取り上げて日本の自主外交を主張しているという問題点が指摘できる。反対に2004年の日朝首脳会談に対してアメリカは関与しない立場をとったとする言及⁶もあるが、その明確な論拠が示されていない。では2004年の日朝首脳会談は先行研究が主張するような外圧反応国家の反証 (日本の自主外交) と呼べる事例なのであるか。あるいはそうしたアメリカの外圧とは関係ないのであるか。またそうであるならばアメリカの影響を受けやすい北朝鮮外交において、いかにして日朝首脳会談は行われたのであろうか。本稿ではこうした疑問に対して日本の外交政策が日米関係・アメリカからの外圧の中でどのように位置づけられるかを明らかにした宮下 (2004) の「援助政策をめぐる日本の利害と外圧のタイプ」の類型に基づいて日米の対北朝鮮政策の一致・対立の構造を分析し、2004年の日朝首脳会談の位置づけを行う。この位置づけを通じてこの日朝首脳会談がアメリカからの外圧に反した自主外交であったのか、あるいはアメリカの外圧とは関係なく行われたのかについて明らかにしていく。

2. 分析枠組み

米朝関係が悪化している中で日本が北朝鮮と交渉しようとする場合、アメリカからの外圧は避けられない。このような日本の外交への外圧についてはこれまでも議論されてきた。特にこうしたアメリカからの外圧をモデル化した研究としてケント・E・カルダー (Kent E. Calder) の「外圧反応国家 (reactive state)」が挙げられる (Calder, 1988)。カルダーは「外圧反応国家」について次の2つの側面を挙げている。(1) 力 (power) や国家的な誘引 (incentives) がある場合においても主要な対外経済政策でのイニシアティブをとることができない。(2) 不規則に、非体系的に、しばしば不完全に外圧 (outside pressures) に反応する。つまりこの「外圧反応国家」は日本が対外経済政策で主導するような力を持っており、またそれを行うような動機がある場合でも、日本がイニシアティブをとることができない時、それはすなわちアメリカからの外圧に反応した為であると説明する⁷。

日朝首脳会談に関する研究でも金 (2010) は「外圧反応」としてカルダーの議論を紹介した上で日朝首脳会談はその反証事例であると分析している。つまり米朝関係が悪化している中で日朝首脳会談を成し遂げたことで外圧反応国家の反証となると論じている。しかし外圧反応国家の反証とする場合にはアメリカからの外圧を明らかにした上で、日本がそれに反して北朝鮮と交渉したことを証明する必要がある。アメリカからの圧力が明らかではない、アメリカが反対していない中で外圧反応国家の反証とするのは方法論的に問題がある。このような外圧反応国家の方法論的な問題点を指摘した上で外圧反応国家の有効性⁸を論じたのが宮下 (2004) である。宮下は外圧反応国家を用いた研究には「事例の偏向」があるのではないかと指摘した。日米間で利害が一致している場合やアメリカからの強い反対がない事例を選択し日本が自主的に外交をしているなどと論じたとし

でも外圧反応国家を反証したことにはならない。また同様に日米間の利害が一致している場合や日本の国益にとって重要でない事例を取り上げ、日本の政策がアメリカの意向に従っていると論じたところで外圧反応国家の有効性を証明したことにはならないと言及した。そこで宮下はこうした事例の偏向を避けるために援助政策を取り上げてアメリカからの要求と日本の利害から6つの類型を提示した（宮下、2004、pp. 122-123）。この宮下による「援助政策をめぐる日本の利害と外圧のタイプ」はアメリカからの要求（援助供与あるいは援助凍結）に対して日本の利害が高い時（援助供与あるいは援助凍結）と低い時に分類している。日米の利益が援助供与で一致する場合（類型1）、援助凍結で一致する場合（類型6）、このいずれの場合も日米間で利益が一致するので外圧は発生しない。また日本の利害が低く、アメリカの要求（援助供与・援助凍結）に従う場合（類型3、4）もアメリカからの外圧は発生しない（中立）。外圧が発生するのは日本が援助供与を行いアメリカが援助凍結を行う場合（類型2）とアメリカが援助供与を行い日本が援助凍結を行う場合（類型5）の日米間に利益対立が発生する2つのケースのみである。つまり外圧反応国家の反証を主張する場合には類型2あるいは5のような日米間に政策上の利益対立が発生している中で日本が独自に外交を行った場合のみである。その他の類型に位置づけられるような外交を事例として用いて日本の自主外交を主張してもそれはそもそも外圧が発生しない事例であり、日本の自主外交を主張したことにはならない。こうした宮下の類型はどのような外交を行った場合アメリカからの外圧が発生するのかを明らかにしたものであり、それぞれの外交が日米関係の中でどのように位置づけられるかを分析する枠組みとなる。しかしアメリカにとって利害が低いことから日本がアメリカからの外圧を受けずに外交を行うことができる場合はどうか。宮下によるこの6類型はアメリカからの

外圧の有無を明らかにすることを主たる目的としており、アメリカにとって利害が低い場合にはそもそも外圧が発生しないことからアメリカの利害が高い事を前提としている。そのため外圧が発生する外圧反応国家が適用できる事例を見つけ出すには有効であるが、アメリカの利害が低い事例で日本が独自の外交を行うケースが想定されておらず日本の外交・外交政策を分析する枠組みとしては不十分である。従ってこの類型が日米関係の中で日本の外交をどのように位置付けるのか分析する枠組みとなるにはさらに変数が必要となる。

このような点を踏まえて本稿では宮下による6類型にアメリカの利害が低いケースを加えた8類型（表1）を提示する。また宮下は援助政策を取り上げてこの類型を作成したが、本稿では「援助供与／増額」を「融和政策」、「援助凍結」を「強硬政策」と捉え直している。

表1 日米の利害に基づく日本外交の8類型
アメリカの利害

| | | アメリカの利害 | | |
|-------|------------|-------------|-----------|-------------|
| | | 高い (融和) | 低い | 高い (強硬) |
| 日本の利害 | 高い (融和) | 類型1 利益一致 | 類型2 中立 | 類型3 利益対立 |
| | 低い | 類型4 中立 | | 類型5 中立 |
| | 高い (強硬) | 類型6 利益対立 | 類型7 中立 | 類型8 利益一致 |

出典：宮下（2004、p. 123）の「援助政策をめぐる日本の利害と外圧のタイプ」を参考に筆者作成

この8類型の中で日本がアメリカからの外圧を感じるのは「類型3」と「類型6」である。日本の利害が高く、日本が融和政策をとっている中でアメリカの利害も同様に高く強硬政策を実施する場合、あるいは日本の利害が高く日本が強硬政策をとっている中でアメリカの利害も高く融和政策を実施するといった日米の利益対立が発生している場合である。その他、類型1と8は日米間で利害が一致し、類型2、4、5、7はアメリカある

いは日本の利害に影響がないが故に外圧は発生しないことから日本はアメリカからの影響を受けずに外交を行うことができる。また日米双方に利害が低い場合はそもそも政策が発生しないのでその部分の類型はない。日本の自主外交を主張する場合、類型3あるいは6のような日米の利益対立が発生している中で日本がアメリカに反した行動を取ったことを証明する必要がある。この類型に基づいて2004年の日朝首脳会談を見た場合はどうであろうか。北朝鮮問題はアメリカにとって利害が高い問題であり、核問題に関連して強硬政策をとっている。日本にとっても北朝鮮問題は拉致問題を中心に利害が高い問題であり北朝鮮に対して融和政策を行った場合、「類型3」に該当しアメリカからの外圧は避けられない。先行研究に見られる自主外交論は日朝首脳会談という融和政策でアメリカと利益対立するにもかかわらず実施したことから外圧反応国家の反証となるという論理である。

一方で2004年の日朝首脳会談は主に拉致問題を解決する目的であったことが知られている。その場合、日本にとっては利害が高い問題であるがアメリカにとって拉致問題は利害が低い問題である。故に核問題に関わらないような2004年の日朝首脳会談は「類型2」となりアメリカからの外圧は発生しないこととなる。ただしそれを主張するには拉致問題に限った首脳会談であった事を証明する必要がある。例えば拉致問題の解決を迎えた先に日本からの資金提供がもたらされるとするならば核関連資金に流用される可能性など拉致問題の範疇を超えてアメリカが高い利害を持つ核問題に関係してくる。このような場合、日本の拉致問題が核問題にリンクする可能性を有している。従って日朝首脳会談も拉致問題に限ったものである必要があり、それを超えたアメリカの利害と関係するような取引を行った場合には「類型2」ではなく「類型3」の状態となる。

2004年の日朝首脳会談はどの類型に位置づけ

られるであろうか。類型3であるならば先行研究の主張通り自主外交であると言えるし、類型2であれば拉致問題に限ったが故にアメリカの影響を避けて首脳会談を行うことができたと言える。このような点を踏まえて次章以降で2004年の日朝首脳会談がどのような会談であったのか、アメリカと利益対立するようなものであったのか、あるいは拉致問題に限っていたのか。そして日米間で対北朝鮮政策の利益は対立していたのかあるいは一致していたのかを分析していくことで2004年の日朝首脳会談がどのように位置づけられるかを明らかにしていく。

3. 小泉再訪朝

(1) 第2次日朝首脳会談の経緯と目的

2002年10月、日朝首脳会談で生存が伝えられた拉致被害者5名が帰国した。北朝鮮との交渉を担当した田中均外務審議官(2002年9月当時はアジア大洋州局長)によれば5名は「10日程度の一時帰国の後、再び北朝鮮に戻り、子供たちに話をし、永住帰国することが想定されていた(田中、2009、p. 132)」という⁹。再度被害者を北朝鮮に戻す事で北朝鮮と合意した田中審議官は被害者を北朝鮮に戻さない事で北朝鮮とのチャンネルが途絶える事を危惧した(田中、2009、p. 133)。しかし最終的には日本政府として被害者5名を北朝鮮へ戻さないとの決定を下し¹⁰、拉致被害者5名と北朝鮮に残した家族は離散することとなった。その後第12回日朝国交正常化交渉においても目立った解決は見えず、逆に北朝鮮は拉致問題が大筋で解決したという見解¹¹を繰り返した。

拉致問題によって進展しない日朝関係の改善に動いたのは拉致議連(北朝鮮に拉致された日本人を早期に救出するために行動する議員連盟)事務局長であった平沢勝栄議員である。そもそも平沢議員は田中審議官に対し拉致被害者の安否も不明確なままに日朝平壤宣言を策定し調印の段取りを行ったとしてその行動を「暴挙」と表現していた

（平沢、2002）。しかし2004年の日朝首脳会談では自らが北朝鮮と交渉しその段取りを行うこととなる。きっかけはジャーナリストの若宮清氏がタイのバンコクで朝鮮労働党幹部と接触し、やりとりをしている中で平沢議員と北朝鮮の鄭泰和大使らとの会談がセッティングされたことにある（若宮、2004）。平沢議員らは2003年12月に北京で、2004年4月は山崎拓前自民党副総裁も交えて大連で、計2回北朝鮮との非公式会談を行なっている。この会談の様子はセッティングした若宮氏と平沢議員それぞれの著書（若宮、2004；平沢、2004）によって詳細に明らかにされているがその中心議題は拉致問題に限ったものである。平沢議員らとの非公式会談において北朝鮮側は2002年の日朝首脳会談以降、拉致問題によって日朝関係が悪化した事や日本の世論を懸念していた。当初、北朝鮮側は帰国した5名の拉致被害者を北朝鮮に戻す、そして拉致問題は解決済みという原則論を主張していた。しかし会談を通して北朝鮮側は拉致問題がまだ解決していないと認め、拉致被害者家族の北朝鮮出国についても認めるようになった。その上で家族の出迎え方法についても当初は帰国した拉致被害者が平壤まで迎えに行く案を提示したが最終的にはそういった案に拘らない考えを示した¹²。

北朝鮮に残る拉致被害者家族の帰国に向けて北朝鮮と交渉していたのは平沢議員らだけではない。2002年の日朝首脳会談をセッティングした北朝鮮のミスター X と呼ばれる人物と外務省の田中審議官・藪中三十二アジア大洋州局長とのチャンネル、そして朝鮮総連（在日本朝鮮人総聯合会）と飯島勲総理秘書官とのチャンネルがそれぞれ拉致被害者家族の帰国に向けて動いていた（船橋、2006、pp. 68-73）。この中で平沢議員や田中元外務審議官のチャンネルは必ずしも小泉再訪朝を念頭には置いていなかった。平沢議員のチャンネルの場合、日本の政府高官の訪朝を想定し、大連会談に参加した山崎前副総裁自身が訪朝

し拉致被害者家族を出迎えに行く考えも示していた¹³。このような状況の中で飯島秘書官と朝鮮総連のチャンネルから小泉首相が訪朝すれば家族を返すという話があり、2004年4月28日小泉首相は再訪朝に向けて準備するように田中審議官らに伝えた（船橋、2006、p. 73）。

首相の訪朝となると首脳会談の実施など元々想定されていた政府高官による拉致被害者家族の出迎えとは質が大きく異なる。また当時は対北朝鮮制裁を目的とした改正外国為替法（外国為替及び外国貿易法）の施行（2004年2月26日）¹⁴や北朝鮮船籍を対象とした特定船舶入港禁止法¹⁵といった対北朝鮮制裁が検討されていた。制裁を検討している中での訪朝には慎重論も多く、官房長官、副長官、自民党幹事長も全員反対¹⁶、外務省内でも慎重論が圧倒的であった¹⁷。

5月22日、小泉首相は周囲の反対がある中で訪朝・日朝首脳会談を行った。日朝首脳会談において小泉首相と金総書記は次の7点について合意したと報道されている¹⁸。

1. 「日朝平壤宣言」の履行と日朝間の信頼回復のために小泉首相は訪朝した
2. 北朝鮮は拉致被害者2家族の子弟（5名）の同日帰国に同意し、1家族については早期に北京で再会できるように調整する
3. 安否不明の拉致被害者に関しては再調査を行う
4. 日本は国際機関を通じて食料25万トン、1,000万ドル相当の医療品などの人道支援を行う
5. 双方は日朝平壤宣言を遵守し日本は制裁を發動する考えはない
6. 日本は在日朝鮮人に差別を行わない
7. 双方は核問題の平和的解決をめざし6者協議の進展に努力する

その他日朝首脳会談におけるやりとり¹⁹を見るに小泉首相は訪朝の目的を「日朝平壤宣言の再確認」としているが会談中の主たる議論は拉致問題である。特に拉致被害者家族が同日中に帰国す

るとともに米軍脱走兵という特殊な事情²⁰から日本への出国を拒んだ1家族についても北朝鮮に出国を認めさせるというのがこの会談の重要議題であった。その他核・ミサイルについても議論がなされている。金総書記はあくまでも朝鮮半島の非核化が目標であると主張し、アメリカの姿勢が脅威であると感じるので核兵器を持たないといけないという北朝鮮の核武装原則論を主張した。それに対して小泉首相は、アメリカは攻撃するとは言っておらず、自分もブッシュ大統領も6者協議を通じた平和的解決を望んでいる事を主張した。そして金総書記の認識に対して誤解だとした上で核兵器の廃棄が北朝鮮の安全につながる点や6者協議の重要性を主張した。

2004年の日朝首脳会談は2002年の日朝首脳会談以降に発生した拉致被害者の家族離散状況を回復する要素が強い。それは小泉首相が自身の訪朝で拉致被害者家族を帰国させるというオファーを受けて訪朝したという経緯や、会談において小泉首相が「拉致問題では第一が家族8人の帰国…次に安否不明の方々の状況」²¹と優劣づけして語ったことから明らかである。拉致被害者家族の帰国については北朝鮮から帰国させるという情報が訪朝前から伝達されていた。しかし拉致問題全体としては北朝鮮が既に解決済みとしていた拉致問題を白紙の状態から再調査する事を約束させたのみで大きな進展を見せることが無かった。この事を考えると今回の訪朝は拉致問題、その中でもとりわけ拉致被害者の家族の帰国に焦点が絞られていたことは明らかである。会談中、小泉首相は核・ミサイル問題について金総書記と協議しているが、金総書記の朝鮮半島の非核化の意思と6者協議の重要性、日朝平壤宣言の遵守²²などについて確認したに留まり、何らかの成果を出したとは言い難い。故に訪朝後、アメリカ政府から日朝平壤宣言の再確認だけでは核問題への対応としては不十分で、核廃棄に向けた北朝鮮側の具体的な言説を引き出してもらいたかったとの声があっ

た²³ようにそもそも事前協議も含めて2004年の日朝首脳会談では核・ミサイル問題が会談における中心の議題ではなかったことは明らかである。

(2) アメリカの対北朝鮮政策

2001年、クリントン政権から引き継いだブッシュ政権内部ではブッシュ大統領も含めこれまでの北朝鮮政策である「米朝枠組み合意」の見直し²⁴が必要だとの認識があった(ライス、2013、p. 150)。このような中で2002年10月にケリー国務次官補の訪朝によって明らかになった北朝鮮のHEU開発はアメリカに大きな衝撃をもたらした。アメリカは北朝鮮のHEU開発を受けて米朝枠組み合意に定められた重油の提供を停止、それに対して北朝鮮は2003年1月10日に政府声明を発表し、NPT(核拡散防止条約)からの離脱を宣言²⁵することで応戦した。

このような状況を受けてブッシュ政権の対北朝鮮政策の策定は急務となった。2002年12月頃から政策の検討がスタートし、「国際的アプローチ」、「特注仕様封じ込めアプローチ」、「体制転換アプローチ」の3つの選択肢が提示された。国際的アプローチは外交によって、特注仕様封じ込めアプローチは政治的、経済的ストレス、国際的圧力を最大限にかけることで、そして体制転換アプローチは北朝鮮の体制が転換しないと核放棄を断念しないという見方のもとで様々なアプローチにより体制そのものを転換させることでそれぞれ北朝鮮の核放棄を目指すものである(船橋、2006、pp. 217-218)。この中で選択されたのは「国際的アプローチ」である。ただ3者3様のアプローチからも分かるようにブッシュ政権内でも北朝鮮へのアプローチについてコリン・パウエル国務長官、リチャード・アーミテージ国務副長官、ケリー国務次官補ら穏健派(ハト派)とディック・チェイニー副大統領、ドナルド・ラムズフェルド国防長官、ジョン・ボルトン国務次官ら強硬派(タカ派)に分かれており、穏健的な国際的アプローチ

が採択されたところで北朝鮮政策が統一していたとは言い難い状況であった。例えば2003年2月にアメリカ政府が北朝鮮に対する制裁を検討しているという報道がなされる²⁶と穏健派のパウエル国務長官が制裁は「時期尚早だ」²⁷と表明するなどアンバランスさが露呈している。パウエル国務長官らは北朝鮮との対話による解決を目指し、2003年4月にアメリカ、北朝鮮、中国の3者協議、そして8月には日本、韓国、ロシアを加えた6者協議を実施するに至った。しかしこうした中でも強硬派は6者協議には懐疑的で、そもそも対話は不要であると考えていた。特にボルトン国務次官のオフィスは6者協議をつぶせとまで考えていた。最終的には強硬派のチェイニー副大統領やラムズフェルド国防長官らも6者協議の開催に合意するが、これは2003年3月から始まったイラク戦争への対応に追われていたことが要因であると言われている（船橋、2006、p. 229、p. 255）。

2003年5月の日米首脳会談において小泉首相は日本の北朝鮮政策を「対話と圧力」という言葉を使って表現し、「核、ミサイル、拉致問題の包括的な解決なくして、日朝の国交正常化はありえない」とブッシュ大統領に伝えた²⁸。日本はこれまで日朝首脳会談などに代表されるように北朝鮮との対話を行ってきたがそうした側面だけでなく北朝鮮への圧力の側面も使用しながら北朝鮮と交渉に当たっていくという点でアメリカと協調²⁹する政策である。それまでも日本では対北朝鮮制裁が検討されていたが、日米首脳会談を受けてその動きが加速し先述の改正外国為替法の施行や特定船舶入港禁止法のように日本独自での対北朝鮮制裁の検討に繋がっていく。しかし完全な制裁ではなく、改正外国為替法の施行時点（2004年2月）で小泉首相が「施行日と制裁は直接関係ない。制裁するとは言っていないんだから」³⁰と語ったように、あくまでも切り札であり実際に制裁をするかどうかは今後の状況次第であるという姿勢をとった。

2004年5月、小泉首相の訪朝・日朝首脳会談が伝えられるとアメリカはその支持を表明した。ブッシュ大統領は小泉首相との電話協議で「訪朝の目的を理解し、支持する。成功を祈りたい」³¹と伝え、パウエル国務長官も基本的に評価する姿勢を示した³²。またアメリカ政府報道官の記者会見においても小泉首相の訪朝が非核化の面だけでなく、拉致問題も解決しようとする努力を全面的に支援するとし、訪朝後には国際的な査察を伴う完全な核廃棄の必要性を訴えた事や拉致被害者家族が帰国した事を挙げて、重要な訪朝であったと評価した³³。日朝首脳会談後の日米首脳会談（6月）においてブッシュ大統領は「訪朝の際、核の問題を金氏に明確に伝えた事を評価する」³⁴と訪朝への評価を示した。

小泉首相の訪朝・日朝首脳会談に対してアメリカはポジティブな評価を行う一方で、懸念も持っていた。訪朝前、日本は拉致被害者家族が帰国する事で対北朝鮮制裁を軟化させるのではないかとアメリカ政府の懸念が報じられていた³⁵。また藪中局長は「米政府の一部に、日本は拉致問題が解決すれば一挙に正常化を進め経済協力をするのではないかと懸念を持っている人たちがいるようだ。」³⁶とアメリカ政府内にそうした拉致問題の進展に伴い日本がその他の政策まで軟化させる事を危惧した見方があった事を明かしている。またアーミテージ国務副長官は日朝国交正常化に拉致問題だけでなく、核問題の解決が必要であるという日米間の共通認識を強調していた³⁷。

4. 2004年日朝首脳会談の位置づけ

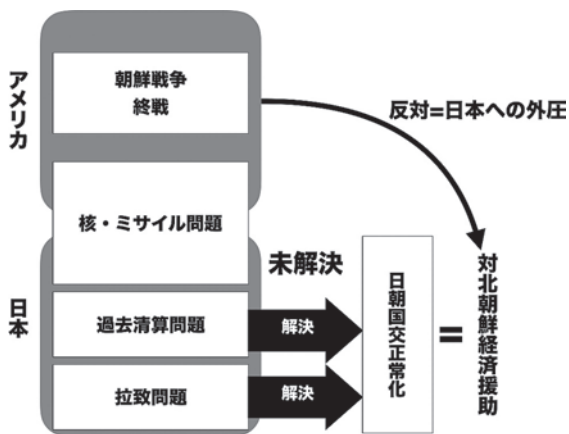
日本とアメリカの対北朝鮮政策は一致していたのであろうか、あるいは対立していたのであろうか。3章1節において見てきたように2004年の小泉首相の訪朝・日朝首脳会談は2002年の日朝首脳会談以降に生じた拉致被害者家族の離散状況を回復する事がその主たる目的である。そして日本の北朝鮮政策は「対話と圧力」であり、対話面

は日朝首脳会談、圧力は経済制裁である。アメリカは3章2節において見てきたように2002年後半から2004年のアメリカの北朝鮮政策は北朝鮮と対話を行なっていく「国際的アプローチ」がとられ3者協議や6者協議といった対話を行なっていた一方で米朝枠組み合意に基づく重油提供の停止など北朝鮮に対する強硬姿勢を見せていた。これだけを見れば日米間に大きな差があるとは言えず、またアメリカはブッシュ大統領を含めて2004年の日朝首脳会談を評価・支持していた。

ではアメリカはどのような場合に日本の行動に圧力をかけるのであろうか。アメリカの日朝首脳会談に対する懸念にその一端が見える。アメリカは日本が拉致問題の解決によって日朝国交正常化や経済援助を行なってしまうのではないかとこの点を危惧していた。ジョセフ・ナイは「北朝鮮が間違った行動を繰り返している時に日本が『ニンジン』を与えるのはいけません。あるいはほかのパートナーが『ムチ』の話をしている時に『ニンジン』を与えてはいけません。(アーミテージ&ナイ&春原、2010、pp. 125-126)」述べている。つまり北朝鮮が核開発³⁸をしている最中やアメリカが北朝鮮に圧力をかけようとしている最中に経済的な援助を行った場合に日本はアメリカからの圧力を受けることとなる。表1の類型で言えば「類型3」となる。

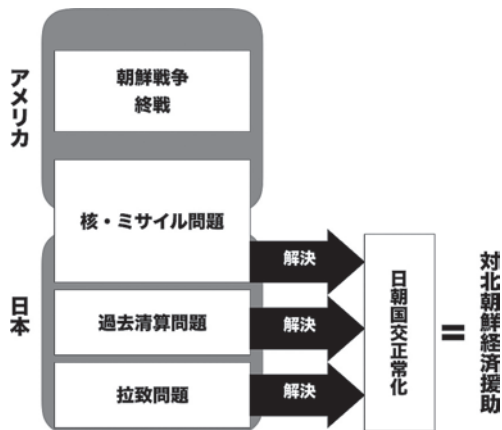
日本はナイの言うような「ニンジン」を与えようとしていたのか。北朝鮮は2002年の日朝首脳会談に向けて拉致問題への譲歩を見せた。日朝関係改善への北朝鮮の動因は経済援助であったと言われている。田中審議官は北朝鮮との間に明確な金額の取り決めはなかった(田中、2009、pp. 110-111)としているが、脱北した北朝鮮外務省の太永浩(2019)によれば北朝鮮国内では目安として100億ドルと推定していた。日朝平壤宣言には過去清算の観点から日朝国交正常化後にこのような経済援助をする旨を明記し、小泉・金両氏の署名がなされている。アメリカは核問題の解決が無いままに日本が重要なアジェンダである拉致問題の解決とともにこうした経済援助を行うことに反対していた。その構図を示すと図1のようになろう。核・ミサイル問題はアメリカだけでなく日本の安全保障問題でもある。この問題を解決して初めて日朝国交正常化に進む事ができるというのがこれまでの日米の認識である。しかし日本が拉致問題で解決を迎えた場合、核問題を通り越して日朝国交正常化を行い、同時に経済援助を行ってしまうとすればアメリカはそれに反対して外圧をかけることになる。アメリカはそれほどまでに日本が対北朝鮮問題で拉致問題に執着していると認識していたようだ。例えば2006年頃の話ではあるがコンドリーザ・ライス国務長官は回顧録の中で拉致問題に対して悲劇であると理解を示しつつも、日本の拉致問題に対する態度などから「日本は、拉致問題についてアメリカの援助が得られなくなると困るという理由で、六カ国協議の失敗を望んでいるのではないか、そんなふうに感じるようになっていた。(ライス、2013、p. 585)」と回顧している。

図1 アメリカが外圧を加える場合の構図



出典：筆者作成

図2 日本が想定する日朝国交正常化



出典：筆者作成

2004年の小泉首相の訪朝・日朝首脳会談ではこのような状況は生じていない。ではなぜ生じなかったのであろうか。それにはまず日本が想定している日朝国交正常化を確認する必要がある。図2は日朝平壤宣言の3本柱である過去清算問題、拉致問題、核・ミサイル問題を機軸に日本の想定している日朝国交正常化の構図を表したものである。日米それぞれにアジェンダがあり、日米共通の問題として核・ミサイル問題がある。日朝国交正常化はこの3つの包括的解決の先に存在し、その先に経済援助が存在する。この内、過去清算問題については2002年の日朝首脳会談において謝罪しており、その清算方法として日朝国交正常化後の経済援助を約束していることから一定の解決が見られる。一方、核・ミサイル問題と拉致問題が解決しておらず、小泉首相は2003年5月の日米首脳会談において核・ミサイル問題と拉致問題の包括的な解決が日朝国交正常化の条件である事を主張している。アーミテージ国務副長官が日朝国交正常化に拉致問題だけでなく核問題も含まれていると確認したのはこのためである。

今回日本は北朝鮮に対して食料と医療品の援助を行なっている。それについても2004年4月に北朝鮮国内で爆発事故³⁹が発生した事を受けての人道的措施であり、アメリカも核問題とは関係なく支援を行うとして4月の時点で10万ドルを

支援した他、必要ならば追加支援を行う用意も表明⁴⁰していることから日朝首脳会談における日本の援助がナイの言うところの「ニンジン」として認識されることはない。

そもそもこの首脳会談自体が日朝国交正常化のための包括協議（核・ミサイル問題、拉致問題）ではなく拉致問題に特化した協議であったことも2004年の小泉首相の訪朝・日朝首脳会談に対するアメリカの外圧が発生しなかった要因の1つである。表1の類型から考えると日米は核・ミサイル問題では6者協議・対話における融和の面で類型1の利益一致を見せ、また制裁という強硬の面では類型8の利益一致を見せている。2004年の日朝首脳会談は主に拉致問題、特に拉致被害者家族の帰国に特化していた。この問題は日本にとっては利害が高いがアメリカにとっては利害が低い。よって日本がこの問題の解決のために融和政策を実施（類型2）しても、逆に強硬政策を実施（類型7）してもいずれの場合も中立となりアメリカからの外圧が発生せず日本が自由な政策を実施できる。ただし拉致問題の解決の先に経済援助などアメリカの利害に触れる政策が含まれる場合はアメリカにとって利害の高い問題となり得るのでその一致・対立如何では外圧の対象となり得る。しかし今回のケースではそうした点は見受けられず、日本が核・ミサイル問題と拉致問題の解決を前提とした日朝国交正常化のプロセスを守る限りアメリカからの外圧は発生しない。以上のことから今回のケースの場合は拉致問題というアメリカにとって利害の低いカテゴリーに位置される問題を中心とした会談であった事がアメリカからの外圧を避けた日朝首脳会談の開催に繋がったと言える。

北朝鮮が2004年の小泉首相の訪朝・日朝首脳会談を通して拉致被害者家族を帰国させ、拉致被害の再調査を行うことで日朝関係をどれだけ改善し、どこまでを期待したのかは知る術は今のところない。しかし仮に経済援助であったとする場合、拉致問題を日本に納得させても米朝間での核問題

の解決が必要となる。ナイは「北朝鮮はいつもこの日米韓の連携を分断することに頭を使っている(アーミテージ&ナイ&春原、2010、p. 127)」と見解を述べている。これの意図することは、日米韓は連携し合うことで朝鮮半島核問題の解決を目指す、北朝鮮はそうした連携を崩そうとする。今回のケースで言うならば拉致問題を進展させることで日本からの経済援助を得ようとする北朝鮮の戦略である。それには日本がアメリカからの外圧を受けるあるいは日米関係の解体が必要となるがアメリカはそのような状態にならないように細心の注意を払っており、単に今回の日朝首脳会談で拉致問題を解決しても日本からの早急の経済援助は見込めなかったと言える。

5. おわりに

本稿では2004年の日朝首脳会談がどのように位置づけられるかを分析してきた。結論として2004年の日朝首脳会談はアメリカにとって利害が低く、日本にとって利害が高い拉致問題に特化した首脳会談であった。故にアメリカの影響を受けやすい北朝鮮外交においてその影響を受けずに日朝首脳会談を行うことができた。その背景には日朝平壤宣言での合意と日本の対北朝鮮政策「対話と圧力」が挙げられる。日本が拉致問題の解決の先に北朝鮮との国交正常化やそれに伴う経済的援助を行う場合アメリカからの外圧は免れない。しかし日本は2002年の日朝平壤宣言において国交正常化や経済的援助の条件として拉致問題のみならずアメリカの利害が高い核問題の解決も含めて北朝鮮と合意していた。そして日本の対話と圧力という北朝鮮政策自体、アメリカの対北朝鮮政策と協調していた。こうしたことからアメリカからの影響を避けて拉致問題に特化した首脳会談を行うことに繋がった。従って日米共通で利害が高い問題について日米間で一致しているという条件下においてこうした首脳会談が可能となったと言える。

確かに核問題に起因して米朝関係は悪化していた。その中で行われた日朝首脳会談というのは先行研究が主張するような自主外交に見える。しかしそういった研究は日本の北朝鮮政策とアメリカの北朝鮮政策のそれぞれが強硬・融和といった1つの総体として捉えたことで単一的な対立構造に見えてしまった事が自主外交という分析に繋がったことが指摘できる。本稿では日米の利害という観点から分析し、日米間の対北朝鮮政策の協調を明らかにしてきた。日朝首脳会談は拉致問題に特化したものではあるが会談内容次第(北朝鮮への経済援助等)ではアメリカの利害に関わることから、日本の自主外交ではなくむしろ日米間の信頼といった協調関係のもとで行われたことが本稿の結果から指摘できるであろう。

本稿では「援助政策をめぐる日本の利害と外圧のタイプ」(宮下、2004)に変数を加えた上で分析枠組みとして用いた。この類型はもともと外圧反応国家の事例の偏向を避け、アメリカからの外圧が発生するケースを明らかにする事を目的としたものである。しかし日本外交がアメリカからの影響を受けやすいという状況を考えると単にアメリカからの外圧の有無だけでなく日本外交をアメリカとの利益一致/対立を体系的に分析することができるという点でこの類型は有益である。しかしこの8類型や宮下の6類型でもそうであるが、日本がアメリカからの外圧に反応するという外圧反応国家が前提となっている。日米の利益対立が発生した場合、アメリカからの外圧が発生し日本がアメリカの外圧によって政策転換するというのがこの類型における仮説である。しかし実際には日米に利益対立が発生し、アメリカが日本に対して外圧を加えたにもかかわらず日本がそれに反して独自の外交を行うケースも想定されるが、この類型にはそれが組み込まれておらず、そのようなケースが発生した場合は前提である外圧反応国家が崩れるという脆弱性も持っている。このような枠組みの脆弱性の克服は今後の研究課題である。

注

- 1 ブッシュ大統領にインタビューを行ったボブ・ウッドワード（Bob Woodward）によればインタビュー中、金総書記の話になるとたいへん感情的になり、「わたしは金正日が大嫌いだ」と叫んでいたという（ウッドワード、2003、p. 450）。またブッシュ大統領の自伝でも北朝鮮と金総書記を名指しで批判している（Bush, 2010, pp. 422-425）などブッシュ大統領は北朝鮮や金総書記に対して悪感情を抱いていたと見られる。
- 2 北朝鮮は米朝協議中、HEU 開発を直接的には認めておらずそのような権利を持っていると主張しただけとしている（『로동신문』2002年10月26日）。しかしここで重要なのは北朝鮮が明確に HEU 開発を否定しなかったことでアメリカが HEU 開発を行っていることを認識し、それを公表したことである。
- 3 『朝日新聞』2002年10月18日、朝刊。
- 4 「reactive state」は直訳すると「反応国家」となるが、これまでその日本語訳として「外圧反応型国家（宮下、2004）」や「外圧反応国家（保城、2017）」が使われていることから本項では「外圧反応国家」と訳している。
- 5 金榮鎬は「米朝が北朝鮮に武力行使という手段を含む圧力をかけている最中に、日本が米朝と異なるアプローチをとった事実は『外圧反応』の反証事例といえることができる…米朝の対立も深まっていたにもかかわらず、2度目の訪朝を実行したのは、首相のリーダーシップの要素を抜きには考えられない（金、2010、pp. 8-9）」と言及しているほか、李泳采（2013）は日朝関係が米朝関係の従属変数から独立変数となったとしている。また2004年の日朝首脳会談のみならず2002年の日朝首脳会談に対してもイ（2002）や小此木（2003）、Fouse(2004)、Hagström(2006)らによって日本の自主外交・自立性を主張する研究が行われてきた。
- 6 カン・テフンは「核問題解決に影響しない日本の拉致問題解決についてどのような取引を行っても関与しないという立場をとった（苅、2004、p.140）」と言及しているが、具体的な分析・実証はなく推論・仮説に止まっている。
- 7 これに加えてカルダーはなぜ日本がこのように「外圧反応国家」となるのかという原因にまで言及しているが、本稿の主分析とは対象が異なることから本稿においては特段その点についての紹介、議論は行わない。
- 8 宮下は論文の結論として外圧反応国家の有効性を主張したが、保城（2017）は事例分析においてすべての事例を枚挙できない方法論的問題点とともに外圧反応国家の反証となるミャンマーの事例が検討されていないことから宮下もまた自分の主張に都合の良い事例を選択するという回避できていない可能性があると言及している。
- 9 小泉首相も拉致被害者帰国に際した談話で「ご滞在」「一時帰国」といった表現を用いている（『朝日新聞』2002年10月16日、朝刊）。
- 10 『朝日新聞』2002年10月25日、朝刊。
- 11 『朝日新聞』2002年10月30日、朝刊。
- 12 『朝日新聞』2004年4月3日、夕刊。平沢議員との北京非公式会談にも出席した宋日晷外務省副局長は2004年1月の時点で訪朝したアメリカの元政府高官や核の専門家に対して家族全員の帰国に応じる旨を伝えていた（『朝日新聞』2004年1月21日、夕刊）。時期的に12月の平沢議員との非公式会談を受けてのものと考えられる。
- 13 『朝日新聞』2004年4月8日、朝刊。その他、出迎え役として福田康夫官房長官らも念頭に置かれていた（『朝日新聞』2004年5月11日、朝刊）。
- 14 『朝日新聞』2004年2月26日、夕刊。
- 15 『朝日新聞』2004年4月6日、夕刊。
- 16 『朝日新聞』2004年5月15日、朝刊。
- 17 『朝日新聞』2004年5月22日、朝刊。
- 18 『朝日新聞』2004年5月23日、朝刊。
- 19 『読売新聞』2004年5月23日、朝刊。
- 20 米軍の脱走兵が日本に入国した場合、アメリカはその身柄の引き渡しを要求し、法で裁かれることから本人は日本への出国を拒んだ。しかしこの会談においては日本入国後の処遇はともかくとして北朝鮮からの出国許可が出るか否かが重要であり、金総書記は出国を許可した。小泉首相らは直接面会し日本への出国の説得を試みるも失敗し最終的にインドネシアのジャカルタで再会、その後日本に入国した。
- 21 『朝日新聞』2004年5月23日、朝刊。
- 22 「日朝平壤宣言」は朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守すると明記されている。この国際的合意には北朝鮮の非核化を定めた「米朝枠組み合意」や「南北非核化共同宣言」などが含まれており日朝平壤宣言の履行を確認する事で以って北朝鮮の非核化の意思確認と行うことができる。
- 23 『読売新聞』2004年5月23日、朝刊。
- 24 あくまでも「見直し」であり破棄ではない。実際、北朝鮮の HEU 発覚前までは枠組み合意への追加戦略の構築作業が行われていた（ライス、2013、p. 150）。
- 25 『조선통신』2003年1月11日。北朝鮮は悪の枢軸発言や HEU 開発“疑惑”を持ち出して重油の提供を停止したことでアメリカが先に枠組み合意を踏みにじったというロジックを展開した。
- 26 『朝日新聞』2003年2月17日、夕刊。
- 27 『朝日新聞』2003年2月21日、夕刊。
- 28 『朝日新聞』2003年5月24日、夕刊。
- 29 アメリカはこれまで北朝鮮に対して「対敵通商法 1917 (Trading with the Enemy Act of 1917)」を通じて制裁を行ってきた。
- 30 『朝日新聞』2004年2月26日、夕刊。
- 31 『朝日新聞』2004年5月18日、夕刊。
- 32 『朝日新聞』2004年5月15日、夕刊。
- 33 『朝日新聞』2004年5月22日、夕刊；『朝日新聞』

2004年5月25日、夕刊。

34 『読売新聞』2004年6月9日、夕刊。

35 『読売新聞』2004年5月15日、朝刊；『朝日新聞』2004年5月15日、朝刊。

36 『朝日新聞』2010年9月9日、朝刊。

37 『読売新聞』2004年5月20日、朝刊。

38 北朝鮮は2002年10月のHEU疑惑について否定してきたが2003年4月の米朝中3者協議において核兵器の保有や再処理完了をアメリカに伝えていた。またアメリカはこうした北朝鮮の核開発状況について日本にも伝えている（『朝日新聞』2003年4月25日、夕刊）。

39 『朝日新聞』2004年4月23日、朝刊。

40 『朝日新聞』2004年4月27日、夕刊。

参考文献

日本語

リチャード・L・アーミテージ、ジョセフ・S・ナイ Jr、春原剛、2010年、『日米同盟 vs. 中国・北朝鮮：アーミテージ・ナイ緊急提言』文藝春秋

李泳采、2013年、「日朝国交正常化と東北アジアの秩序変化：その決定要因と影響を中心に」小此木政夫、西野純也編、『朝鮮半島の秩序再編』、慶應義塾大学出版会、pp. 211-234

ボブ・ウッドワード（伏見威審訳）、2003年、『ブッシュの戦争』、日本経済新聞社

小此木政夫、2003年、「北朝鮮問題の新段階と日本外交：対米補完的連携を目指して」『国際問題』、No. 518、pp. 2-13

金栄鎬、2010年、「日朝交渉における日本外交の変化：『同盟と自主の狭間』の視点から」『広島国際研究』、Vol. 16、pp. 1-15

田中均、2009年、『外交の力』、日本経済新聞出版社

太永浩（鐸木昌之監訳）、2019年、『三階書記室の暗号 北朝鮮外交秘録』、文藝春秋

平沢勝栄、2002年、「外務省の“暴走”が拉致問題をこじらせた！」『月刊官界』Vol. 28、No. 11、pp. 48-68

平沢勝栄、2004年、『拉致問題：対北朝鮮外交のありかたを問う』PHP研究所

船橋洋一、2006年、『ザ・ペニンシュラ・クエスチョン：朝鮮半島第二次核危機』朝日新聞社

保城広至、2017年、「日米関係と政府開発援助」『国際政治』、Vol. 186、pp. 129-145

宮下明聡、2004年、「日本の援助政策とアメリカ：外圧反応型国家論の一考察」『レヴァイアサン』、No. 34、pp. 119-137

コンドリーザ・ライス（福井晶子他訳）、『ライス回顧録：ホワイトハウス激動の2920日』、集英社

若宮清、2004年、『真相 北朝鮮拉致被害者の子供たちはいかにして日本に帰還したか』、飛鳥新社

『朝日新聞』

『読売新聞』

英語

Bush, George W., 2010, *Decision Points*, Crown

Calder, Kent E., 1988, 'Japanese Foreign Economic Policy Formation: Explaining the Reactive State', *World Politics*, Vol. 40, No. 4, pp. 517-541.

Fouse, David, 2004, 'Japan's Post-Cold War North Korea Policy: Hedging toward Autonomy?', *Asian Affairs: An American Review*, Vol. 31, No. 2, pp. 102-120.

Hagström, Linus, 2006, 'The Dogma of Japanese Insignificance: The Academic Discourse on North Korea Policy Coordination', *Pacific Affairs*, Vol. 79, No. 3, pp. 387-410.

韓国・朝鮮語

강태훈、2004년、「북한과 일본의 국교정상화에 관한 연구」『분쟁해결연구』、Vol. 2、No. 1、pp. 125-142

이원덕、2002년、「북일수교 전망과 주요 현안」『역사비평』、No. 61、pp. 52-65

『로동신문』

『조선통신』

The Impact of the U.S. on Japan's Foreign Policy Toward North Korea: Focus on the Second Japan-North Korea Pyongyang Summit of 2004

BABA, Kazuki (Doctoral Program,
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

This article examines the impact of the U.S. on Japan's foreign policy toward North Korea based on the analysis of the U.S. and Japan interests, focus on the second Japan and North Korea Pyongyang summit and consider the possibility of Japan's autonomous foreign policy from the U.S. in this case. This article relies on the case-select method of "reactive state" thesis. In this method are assuming eight types of Japan's foreign policy based on the U.S. and Japan interests that two types are Japan's policy accord with the U.S. policy and four types are the U.S. or Japan's nonintervention. And two types are Japan's policy not accord with

the U.S. policy that shows gaiatsu from the U.S. or the possibility of Japan's autonomous foreign policy from the U.S. As a result of examination, the U.S. was staying out of the second Japan and North Korea Pyongyang summit just for a solution of Japanese abduction issue, under the U.S. and Japan accorded to policy toward North Korea ("hawk engagement" and "dialogue and pressure"). Therefore, this case is not Japan's autonomous foreign policy.

Keyword: Japan-North Korea relations, Japan-North Korea summit, abductions of Japanese, Koizumi visit to Pyongyang, reactive state

国共内戦期中国東北朝鮮人のナショナルな帰属意識

—延辺帰属論をめぐって

鄭 雅 英（立命館大学）

要約：

国共内戦中だった1949年1月、中国の長春で吉林省政府主催の民族工作座談会が開かれ、参加した中国共産党の朝鮮人幹部から、歴史的に朝鮮人と関連の深い延辺地方を北朝鮮に帰属させるべし、とする意見が出された。この意見は否定されて延辺は中国の領土である民族自治区に設定されることが決まり、やがて中国の朝鮮人は「中国朝鮮族」と称されるようになる。国共内戦には中国に居住する朝鮮人の部隊が共産党側で参戦し、北朝鮮も中共軍に多くの支援をしていた。中国東北の共産党支配地域では、内戦勃発と同時に土地改革などの社会変革が進む一方で、中国人と朝鮮人の心理的葛藤も大きく、中国東北の朝鮮人ナショナルリティをめぐる環境は揺れ動いた。民族工作座談会における延辺の朝鮮帰属論は、中国東北朝鮮人社会にナショナルな帰属を巡るさまざまな意見があったことを反映している。

1. はじめに

国共内戦の戦局が中国共産党（以下、中共）の勝利に傾いた1949年1月21日、吉林省在住朝鮮人のための行政を担当してきた朝鮮人、中国人の主要幹部を集めて民族工作座談会が長春で開かれた¹。中共東北局と東北行政委員会の委託を受けて吉林省が主催したもので、今後の民族政策に関して朝鮮族各界から意見を聴取することが目的とされたが、主要な議題の一つは延辺の帰属問題だった。当時の延辺は中国共産党の行政下にあったが、人口の8割前後は朝鮮人であり、なおかつ朝鮮人抗日パルチザンが活動した「満洲国」支配期より人々の独立気風が強かった²。延辺帰属論とは、要するに今後の延辺を中国領とするか朝鮮

領とするか、中朝双方のナショナリズムに関わる極めて敏感な問題であった。

座談会の司会は吉林省長の周保中³が務め、冒頭に演説もしている。周は古参の共産党員で、東北の抗日武装組織である東北抗日聯軍（抗聯）第二路軍総司令を務め金日成の上官でもあった⁴。座談会では、延辺専員公署専員（延辺地区行政機構の最高責任者、知事に相当）である林春秋⁵が、延辺を前年9月に建国された朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）に帰属させることを強く主張した。林春秋は抗聯に所属した時期から金日成最側近の一人で、朝鮮解放後は北朝鮮労働党平安南道組織の幹部だったが、金日成の指示により1947年10月から延辺の中共党と行政組織で

キーワード：

延辺帰属論、中国朝鮮族、民族工作座談会、朝鮮義勇軍、東北抗日聯軍

働いていた。延辺の朝鮮帰属論は林春秋独自の主張ではあり得ず、金日成の意思を反映したものと見なすのが自然だろう。さらに延辺の共産党機関紙「延辺日報」の主筆だった林民鎬⁶は、座談会の場で今後延辺をソ連式の加盟共和国にすべきだとした。この主張は延辺の中国からの分離独立権を求めるものであり、林春秋の北朝鮮帰属案に近い。林民鎬も1920年代から活動した古参の共産主義者でモスクワ東方大学への留学経験を持つ。ただし抗聯あるいは関内で抗日戦を闘った朝鮮義勇軍⁷での活動歴はなく、後に中共延辺党委員や延辺大学副学長など延辺自治州初期の要職を歴任した。

一方、ハルビンの東北行政委員会民族事務処長だった朱徳海⁸は、中共中央の方針に従い朝鮮帰属論と加盟共和国案を否定したうえで、延辺で民族区域自治（中国領内の少数民族を国民として同等な権利を保障し、社会的文化的優先権を認める。政治的な分離独立権は認めない）を実行することを主張し、それを周保中が支持して結果的には朱徳海の見解が結論となった。朱徳海は1930年代に中共に入党、延安の中共中央で活動した後朝鮮義勇軍とともに東北地方に入り、延辺朝鮮族自治州初代の州長（州知事）を務めた自治州創業の中心人物である。2月4日まで継続された民族工作座談会は、資料で見る限り延辺の帰属問題を公的に議論した唯一の場所である。

1949年民族工作座談会開催は当時の延辺日報でも報じられているが（1949年1月29日）、記事では主要な参加者名と、周保中が冒頭演説して議論項目の範囲（民族工作の思想指導、政策方針、建軍、参戦、建政、建党、経済、文化、教育）を説明した上で率直に意見を述べようと呼びかけたこと以外に、具体的な議論の内容については触れられていない。民族工作座談会における延辺帰属論の内容を初めて具体的に明らかにしたのは、1992年にソウルで出版された『朱徳海』で、これは1987年延辺人民出版社から刊行された『朱

徳海的一生』という評伝内容を「相当部分、補充改作した」（同書前書き）ものである。先に出版された延辺版『朱徳海的一生』では、民族工作座談会上で加盟共和国論が主張されたことに触れているが、それを主張した林民鎬の名と林春秋の朝鮮帰属論は伏せられている〔著作組1987、293〕。一方、ソウル版『朱徳海』の著者4名のうちキムヨンスンは朱徳海夫人で、林春秋が朝鮮帰属論を、林民鎬が加盟共和国論を主張した事実を明らかにしている〔カンチャンロク、キムヨンスンほか1992、160〕。中国内で民族工作座談会の詳細は敏感な問題だったようだが、2012年出版の『朱徳海評伝』は座談会議論の内容と人物名に中国の書籍として初めて触れている〔崔国哲2012、202〕。ただし以上の3種類の評伝は、いずれもそれぞれの議論の背景には触れていない。

1949年民族工作座談会にも言及しながら、中国朝鮮族の動向を中朝政治関係史の視点から分析する研究論文は2000年代以降に発表されるようになった。韓国で出された李鍾奭『北韓－中国関係1945～2000』（チュンシム、2000）は、国共内戦時に北朝鮮が中国人民解放軍に軍需物資のほか域内を後方基地として提供していた事実を詳細に論証し注目された。民族事業座談会については、延辺大学歴史学者の証言として紹介しているが朝鮮族のナショナリティへの言及は少ない（李鍾奭2000、52）。同じく韓国で出された廉仁浩『もう一つの韓国戦争－満州朝鮮人の「祖国」と戦争』（歴史批評社、2010）は、中国の朝鮮戦争への参戦が、国共内戦時の北朝鮮による多大な支援に対する中国共産党の「負債意識」に基づく、とも論じて注目された。民族工作座談会をめぐっては延辺朝鮮人社会における北朝鮮の影響力という観点から論じているが、資料批判の面で不安の残る部分がある。中国人研究者の業績では、沈志華が日本で刊行した『最後の「天朝」－毛沢東・金日成時代の中国と北朝鮮』（岩波書店、2016）があり、「血で結ばれた」と形容されてきた中朝関係の裏面に

ある相互不信を冷徹に描き出すが、そうした中朝葛藤の一つとして民族事業座談会の件にも言及している〔沈志華 2016、115 - 119〕。大変に詳細な記述だが、中朝の国家的対立関係が前提に置かれていて、朝鮮族社会内の多様な議論状況や背景への視点が薄い。

こうした新たな研究から、「民族団結」を基調にした中国の公的通史の記述とは異なる中朝間の民族的摩擦の存在や中国のナショナリティに容易に順応しなかった国共内戦期朝鮮族の姿が、次第に知られるようになった。民族工作座談会における延辺朝鮮帰属論は、なぜ、どのような経緯から提起されたのだろうか。本稿では、先行研究を土台に筆者の収集した資料も用い、国共内戦期における中国朝鮮族⁹のナショナルな帰属意識の様相に焦点を当てながら、民族工作座談会における延辺帰属論の背景を明らかにする。

2. 1945 年解放初期の延辺と朝鮮人

2 (1) . 中国共産党と朝鮮人党員

解放初期の延辺朝鮮人社会状況を検討するために、1945 年を前後する時期の中共の政策と、それに従った朝鮮人党員の動向を整理しておく必要がある。

1 点目は、抗聯の朝鮮人幹部と、関内で八路軍と共に抗日戦に参加していた朝鮮義勇軍の動向である。抗聯はソ連ハバロフスク近郊に駐屯していた 1945 年 7 月末、日本の降伏を前に 300 名弱の部隊を朝鮮対策委員会と中共東北委員会に分割し、金日成をはじめ朝鮮人要員の大半は朝鮮対策委員として祖国に帰還して建国事業に当たる一方、周保中を中心とする東北委員会はソ連軍の解放した中国東北部に進出し当地を掌握することを目的とした。金日成らは日本降伏後の 9 月にソ連船に乗って朝鮮の元山に上陸するが、東北委員会には 40 名ほどの朝鮮人隊員も配置され、彼らは主に朝鮮人人口の多い延辺と牡丹江に進出した。朝鮮人が総人口の 8 割以上を占めていた延辺には

姜信泰（姜健）¹⁰、その隣接地域である牡丹江には金光侠¹¹を送り込み、現地における中共組織と朝鮮人軍事組織の創設整備の任に当たるが、両名とも金日成の腹心であることに意味があった。一方、朝鮮義勇軍は日本降伏を目前にした 1945 年 8 月 11 日、八路軍総司令朱徳の命令¹²を受け総勢 800 名ほどで延安から朝鮮半島に向け東北に進軍した。しかし義勇軍は 11 月瀋陽で大会を開き、一部の幹部を除いて当面の朝鮮入国を留保し、部隊を 3 つの支隊に分け兵力拡大しながらそれぞれ南満、北満、東満の各地に進出することになった¹³。これらの部隊が国共内戦で活躍する朝鮮人軍事組織となるが、中国東北と関内で別々に抗日戦を闘っていた抗聯幹部と朝鮮義勇軍が共闘する形で国共内戦期東北朝鮮人社会の命運を握っていた。ただし、北朝鮮に帰国していた抗聯系幹部は金日成を中心とする満州パルチザン派を形成したのに対し、朝鮮義勇軍系幹部は延安派と呼ばれる派閥を作り、両者は北朝鮮政権内で対抗関係を強めていった¹⁴。この対抗関係は、民族工作座談会の議論を考える際にも留意する必要がある。

いま一つの要点は、抗聯や朝鮮義勇軍に所属する幹部クラス朝鮮人の党籍である。1925 年創設の朝鮮共産党は 1928 年の第 4 次党弾圧で瓦解し、同年コミンテルンによる「12 月テーゼ」¹⁵といわゆる「一国一党」方針により 1929 年朝鮮共産党と傘下の満州総局が解散され、中国内の朝鮮人共産主義者は中共への入党を余儀なくされた。1945 年 9 月以降、朝鮮に入った金日成らは再建された朝鮮共産党に入党し 11 月までには中共党籍を離脱したが、抗聯や朝鮮義勇軍として中国東北に残って活動を続けた者は中共党籍を維持した。また林春秋のように、北朝鮮帰国後に朝鮮共産党員として在籍しながら再び中国に派遣され中共党幹部になったケースもある。国際主義が掲げられていたにせよ、朝鮮人としての民族意識を旺盛に維持し続けていた彼らが中共党員として活動するという二重性は、中国朝鮮族のナショナルな

帰属意識の複雑さを象徴している。

3点目は、中共少数民族政策の揺れである。初期の中共は連邦制を標榜し、1931年の中華ソビエト共和国憲法大綱草稿では「満州の高麗人」を含む中国内「弱小民族」の連邦加入・分離を含む自決権を容認していた。当時、満州の中共組織は朝鮮人住民に対し「民族自決」を繰り返し宣伝していた¹⁶。しかし第二次国共合作以降、毛沢東は少数民族分離権の否認（1938年『新段階を論ず』）と容認（1945年『連合政府を論ず』）を両論して揺れ動き、東北朝鮮人や延辺の処遇も1948年夏まで確定的な方針は公開されていなかった¹⁷。

2 (2) . 延辺朝鮮人社会と民族葛藤

1945年8月ソ連軍の「満洲国」進撃で延辺の首府延吉は8月18日に解放され、9月18日22名の抗聯延辺分遣隊が延吉に入り、姜信泰がソ連軍警備司令副司令に就任して軍事組織の創設に着手する。10月20日に姜信泰を書記とする朝鮮人主体の中共延辺委員会が設置されるが、11月12日に延安の共産党幹部33名が延辺に到着すると、中共延辺地方委員会（延辺地委）に改編されて書記は漢族の雍文涛が就任し、姜信泰は延辺地委で唯一の朝鮮人委員になった。同時に新たな行政機関として延辺行政特察専員公署を設置し、専員（事実上の知事）に延安幹部の関選庭（シボ族）が就任する。以後延辺中共組織の書記は1949年5月まで、延辺専員公署専員は1948年3月まで朝鮮人以外の人物が務めていて、延辺行政権は延安から来た非朝鮮族幹部に握られることになる。

これとは逆に、延辺地域の共産党系軍事組織¹⁸は抗聯の朝鮮人幹部である姜信泰と、それを引き継いだ同じ抗聯の金光侠が1947年5月まで司令官の地位にあった。1946年初頭には朝鮮義勇軍第3支隊が延辺に入って姜信泰の率いる延辺軍分区に編入され、延辺の軍事組織（警備団）は1万名の規模になった。延辺軍事組織責任者を朝鮮人に委任したのは、延辺軍事組織の将兵がほと

んど朝鮮人で占められていたこと以外にも、権力空白状態になった中国東北各地の治安維持のために実戦経験のある抗聯幹部と朝鮮義勇軍は有用であるだけでなく、中国共産党への信頼度も高かったこと。さらに、再燃する国共内戦を闘ううえで中朝ソ国境地帯に位置する延辺は戦略的な要衝地（「東満根拠地」）であり、特に金日成の配下にある姜信泰、金光侠が指揮する朝鮮人部隊は、北朝鮮からの支援を受けるために必要不可欠だったこと、などがあげられるだろう。少数民族地区である延辺社会の安定を目指す中共にとり、東北の朝鮮人部隊は何よりも有用であった。ただし、事実上の実権者である延辺共産党組織の書記ポストを国共内戦終了期まで朝鮮人には渡さなかった点に、中国共産党の一貫した政治意識を見て取ることが可能である。

延辺では朝鮮半島の情勢を反映して、右派民族主義団体など様々な朝鮮人団体が活動を始め、早くも1945年9月8日には大韓民国臨時政府（韓国臨政）東北代表部が瀋陽に置かれ、東北各地で結成された朝鮮人民族主義団体との連携を模索していた〔申肅 2015、676〕。韓国臨政は中国国民政府と提携関係にあり、東北の中共組織はこうした動向を強く警戒したが、中共の影響下で各地に組織された大衆団体の活動によって民族主義団体の活動は阻害された。延辺では1945年10月に労働者、農民、青年、女性団体を糾合して結成された「延辺民主大同盟」¹⁹が親日派や悪徳地主・資産階級の糾弾・粛清を進め、延辺朝鮮人社会を共産党支持に引き寄せる役割を果たした。ただし延辺朝鮮人が支持したのは、中国共産党よりも抗聯など抗日武装闘争を闘った朝鮮人左翼勢力だった。

延辺社会をより複雑にしていたのは、やはり中朝の民族葛藤だった。「満洲国」時代に中国に移民した多くの朝鮮人は日本の移民政策に応じた者が多く、朝鮮総督府と満鉄・関東軍は配下の国策会社（東洋拓殖会社、満洲拓殖会社）を通じて、中国人農民から強奪しながらに廉価で買い叩いた

農地（公有地と呼ばれる）を朝鮮人に貸し出す「自作農創定」政策を進めた。実際には、朝鮮人農民も長期の地代償還に苦しむ状況だったが（李海燕 2002、66 - 67）、土地を奪われたうえ「自作農創定」の対象とされなかった中国人農民からは朝鮮人に激しい怨嗟の視線が向けられた。日本敗北後は、困窮した中国農民に「満洲国軍」敗残兵が加担して各地の「土匪」集団を形成し朝鮮人農村を襲撃、掠奪暴行に及ぶ事件が頻発するようになった。武装した土匪は共産党支配に抵抗する地主や、おりから東北の支配に着手した国民党の地方組織に利用されることが多く、東北に進出した朝鮮義勇軍の最初の任務は朝鮮人社会の治安を脅かす「土匪肅清」だった。土匪の跋扈で恐慌状態に陥っていた朝鮮人社会はこれを歓迎し、結果的に中共への信頼感を高めることにつながった（キムチャンフン 1992、192）。

一方で、朝鮮人社会にも中国人を蔑視する空気があった。延辺では絶対多数派の朝鮮人がいち早く状況に順応し中共に入党して責任部署につく者が多かった一方、東北の中国人は国民党政府を「正統」と見る観念が強く、国共の対立状況を傍観する者が多かったため、中国人は「思想が遅れ進歩も遅い」という偏見を抱く朝鮮人もいた。延辺民主大同盟参加盟員 14 万 5000 余名のうち朝鮮人は 13 万 7000 余名で実に 94.5% を占めており、中国人民衆は延辺社会運動の埒外に置かれた状況だった。さらに 1946 年 1 月 7 日、延辺で米英ソ三国外相会談の合意した朝鮮信託統治案に反対する民衆大会まで開かれて、延辺はさながら朝鮮半島の延長下にあるかのような状況だった²⁰。当然、少数派の中国人住民からは朝鮮人の独立ナショナリズムに反発する声が出る。朝鮮義勇軍出身である文正一²¹の回顧によれば、中国人のなかには「日帝時代に二等国民になりすましていた朝鮮人（中国人は最下層—筆者）が、いままた出てきて調子に乗っている」と見る者たちがおり、延吉市のある中国人幹部は「延辺は朝鮮の植民地か？」と

言って街中のハンゲル看板の撤去を命じるなど、民族的な対立・葛藤が絶えず深刻化した（金亨植 2004、120）。1946 年 5 月には長春で「五二三暴動」と呼ばれる悲劇的な民族紛争が起き、100 名を越す朝鮮人住民が中国人市民によって殺害されている²²。内戦が激化するなか中共は東北における朝鮮人社会の安定化による支持拡大が急務になり、特に朝鮮人農民を対象にした延辺土地問題の解決が焦眉の課題に浮上する。

3. 延辺の土地改革と整風運動

国共内戦が本格化すると、延辺でも参軍（軍入隊）の呼びかけが行われ、6 月になると延辺各地で朝鮮族青年が集団で入隊するようになる。内戦勃発期から 1948 年末までに延辺から参軍した青年は 4 万 2000 名、さらに軍事輸送や負傷者を運ぶ担架隊などの労働力として延べ 20 万人以上が戦場に赴いた（1948 年 12 月延辺行政専員公署「東北解放戦争前線支援工作総結報告」）。ほとんどが朝鮮人だが、中朝民族葛藤にもかかわらず当時 50 万人ほどだった延辺朝鮮人口のうち多数が前線に志願するには、代価としての土地改革が必要だった。

延辺の土地改革は 1946 年の春、朝鮮人所有の公有地処分問題に始まり、中共延辺地委は「朝鮮人も搾取を受けてきた」ことを理由に、朝鮮人の公有地所有を認める決定を下した。さらに同年 8 月から、900 名にのぼる土地工作隊が延辺各地に派遣され、土地分配に向けた諸作業が進められた（李海燕、69）。ハードルになるのは、中国国籍を持たず民族意識旺盛な朝鮮人に土地を分配する根拠だった。延辺地委は、当面東北居住朝鮮人の二重国籍を認める方針を打ち出して吉林省党委員会など上部機関の承認を得る離れ業を演じ（足跡叢書編纂組 1992、711）、1948 年 10 月までに朝鮮人農民にも均等な農地配分が行われた。そうした柔軟な政策姿勢は東北朝鮮人の好感を呼び、また分配で得た土地を守るためにこそ朝鮮人農民の

参軍と戦争協力は一層熱を帯びることになった。朝鮮義勇軍を基盤とする朝鮮人部隊は、中共軍に編入されて東北全域、やがて関内まで進撃し、多くの犠牲を払いながら国共内戦の数々の戦役で活躍する。土地改革は、延辺朝鮮人に中国共産党への信頼感を大いに増幅させた。

しかしその一方で、内戦下での土地改革という急進的な取り組みは、中国共産党政策全般に左傾的な偏向状況を生み出した。一つは土地改革に現れた現象で、歴史的に過酷な搾取に苦しめられてきた最下層農民（貧雇農）は土地改革を契機に報復の心理が高潮し、1947年から48年にかけて地主・富農のみならず、元来土地・資産を保護する対象であった中農（自作農）の土地や生産手段まで暴力的に没収される事態が延辺でも頻発し、朝鮮人農民の一部も被害を受けた。共産党延辺地方委は1948年11月偏向した運動の是正を通知している（延辺日報、1948年11月23日）。

さらに1947年春から共産党内の「反動分子」を摘出する「整風運動」が始まって共産党員や幹部、知識人の履歴が再審査され、抗日闘争時代に日本側に帰順するか「満洲国」側で働いた経歴のある者は厳しく批判された。1947年7月から5ヶ月間、中共吉林省委は、延辺の龍井にある東北軍政大学吉林分校に設置された高級幹部班（高幹班）所属の軍・党・行政幹部116名（2名を除いて朝鮮人、93名が党員）を対象に全面的な経歴再審査を進め、その結果71名の党籍はく奪、42名の公職解除という過酷な処分を下した。「龍井高幹班事件」と称される（中共延辺州委党史研究室2002、p.258）。当時延辺専員公署副専員で審査に関わった文正一は、北朝鮮に出張した際に北朝鮮人民委員会副委員長の金策と談判し、高幹班事件で職を失った朝鮮人の一部を、周保中の許可を受けたうえで北朝鮮の幹部として引き取ってもらったという。文は整風当時の共産党施策を自己批判的に回顧し、土地改革については、地主には開明的で共産党に協力的な人物もいたが批判の

対象にしてしまい「我々が政策を十分に貫徹できなかったために、朝鮮に行った者が少なくなかった」という。さらに「歴史的背景を考慮せず、知識人たちが日本帝国主義の奴隷化教育を受け日本帝主義のために働いた一面ばかり強調しながら彼らを排斥したため、少なからぬ人々が朝鮮や南（韓国か？—筆者）へ下って行った」（金亨植2004、124-130）という。

1948年3月に延辺で創刊された朝鮮語雑誌『大衆』第2号に掲載された「教育者座談会」の会議録は、整風で批判された朝鮮人知識人の苦境を裏付けている。座談会は1948年3月23-24日に吉林省立延吉第2中学校講堂で開かれ、参加者は延辺各地の小中学校教員のほか、行政から林春秋（吉林省政府民族庁長、3月27日から延辺専員公署専員）、吉林日報朝鮮語版副主筆の林民鎬、延辺教育出版社の崔采など当時の延辺朝鮮人エリート幹部が顔をそろえている。さらに「来賓」として、北朝鮮人民委員会外務局員が加わっている。延辺学校教育の課題と今後をテーマとする座談会では、各学校教員が現場の困窮について次のような内容の窮状を訴えた。

- ・昨年（1947年）は知識人・学校教員への批判闘争がひどく、生徒からしばしば暴力を振るわれ恐怖におびえた多くの教員は朝鮮に逃げてしまい、教員数が不足している。
- ・大学で学んだ学歴の高い教員ほど、批判闘争では大衆から敵対視され、北朝鮮に行きたがっている。
- ・延辺高等師範学校の朝鮮人学生多数は、初級班（中学校レベル）を卒業すると本校の高級班（高校レベル）ではなく北朝鮮の高級学校（高校）に進学する。朝鮮に行けば大学に進学できるのだといい、教員も学生も動揺している。

当時延辺の朝鮮人学校教員や知識人は「満洲国」の高等教育経験者が多く、そうした経歴が槍玉に挙げられた。林春秋は座談会の最後に発言し、教員に対して「今後は批判闘争もないから安心して

ほしい」としつつも「先生でも学生でも反革命作用を行う者は政府が処分するだろうし、新しい知識分子が現れれば古い知識分子は淘汰されるのであり、最後まで人民のために働くのか自己の思想と行動、意志いかに関わっている」と述べた。また教員や学生の北朝鮮流出問題については「狭隘な民族主義に駆られて朝鮮に行くのは正しくないが、中国東北において毛主席指導下で新民主主義教育を行うか、北朝鮮において金日成将軍指導下で新民主主義教育を行うか、両者に違いはない。朝鮮朝鮮というが、人民の支持を得なければ、どこに行っても同じことだ」と厳しい発言をしている。なお来賓の北朝鮮外務局員は「正しい政策は常に貫徹されるものだから、まず自分のことは自分で解決する道を探しましょう」とそっけなく、全ての話は金日成将軍に伝達するとだけ語っている（『大衆』第2号 1948、31 - 37）。当時の中朝関係から、公的な場で北朝鮮は中国に住む朝鮮人の帰国を歓迎するとは述べ難かったのだろう。

整風による批判を受けた朝鮮人幹部や知識人層のなかには、中国共産党の施策に対する不信感を強めていた者が少なくなかった。土地改革により延辺での定着志向を強めた朝鮮人農民層とは、異なる傾向である。中国の朝鮮人にとって、土地改革と整風は中国共産党に対する求心力と遠心力の双方をもたらしていた。

4. 林春秋と延辺帰属問題

1945年9月から延辺で軍と党の幹部を務めた抗聯の姜信泰は1946年夏頃北朝鮮に帰国し、同年7月牡丹江地区で軍の副政治委員や中共副書記などを歴任した金光侠が、姜に代わって延辺の軍組織司令と中共延辺地委常任委員を担当した。金は1946年8月東北各省代表連席会議（ハルビン）に東北朝鮮人代表として参加し中共東北局委員に選出されるが、崔采によれば金は1947年初頭に東北民主連軍代表団長の資格で平壤を訪問した際、金日成に北朝鮮帰国を懇願して認められ程な

く中国を離れた（柳燃山 2009、180）。

朝鮮民族政策に朝鮮人幹部の助力を必要とする中共は、金光侠の突然の帰国に困惑したようだ。吉林省長の周保中は、帰国した姜信泰と金光侠に代わる朝鮮人幹部の延辺派遣を金日成に要請し、金日成は抗聯出身で平安南道の党副委員長をしていた林春秋を推薦した（沈志華 2016、117）。延辺朝鮮人幹部のトップ格が3人続けて抗聯出身者だったのは、抗日時代から彼らが東北情勢を熟知していたことに加え、抗聯指揮官だった周保中にとって何かと都合が良かったためだろう。北朝鮮で2011年に出版された『金日成と中国東北解放戦争²³』によれば、延辺の極左的整風運動収拾に困った中共東北局の劉少奇が1947年3月26日周保中を朝鮮に送り、局面打開のために朝鮮抗日戦士を延辺に派遣するよう金日成に依頼する親筆の手紙を持たせたという（吉在俊・李尚典 2011、137-144）。いったん朝鮮に帰国した朝鮮人幹部の中国側での抜擢は異例である。北朝鮮で出た林春秋の回想文によれば、1947年6月10日金日成から自宅での昼食に招待され、その場で延辺赴任をおおよそ以下のように要請された。

現在東北の中国共産軍の中では、国共内戦の初歩的勝利に陶醉して「貧雇農路線と整風運動」を極左的に繰り広げる民族排他主義者と左傾機會主義者が有能な朝鮮人将兵を迫害・排斥し、朝鮮人将兵の中には朝鮮への帰国を求める声が高まっている。彼らの帰国熱情は理解するが、国際主義に則った中国との友好関係維持と国共内戦最終勝利は自分たちにも重要だ。中共中央から人材を送って事態を鎮静するように要請されているので、延辺に行き解決してほしい（林春秋 2013、344）。

金日成の意志を託された林春秋は、吉林省民族事務庁長を経て1948年3月延辺行政督察專員公署專員と中共延辺地方委員会副書記になった。林春秋の回想では、延辺着任後も度々手紙で激励を送る金日成の考えに従い、農村を回って土地改革の矛盾面を是正し、あるいは商工業の回復発展

や朝鮮人教育の発展に勤めるなどしたという（林春秋 2013、352）。まるで延辺社会全体が金日成の管理下にあったかのような振る舞いである。しかし林春秋のもとで専員公署副専員だった文正一は、「林春秋は周保中が朝鮮から連れてきた抗日幹部だったが、延辺の状況に対しそれほど習熟していなかった（文正一 2006、98）」という。また文は「龍井高幹班」審査の総責任者だった林春秋について「今にして思えば私も<左>的だったが、彼は私よりもっと<左>的だった（金亨植、131-132）」と回顧していて、林春秋が延辺整風の收拾にどれほど主導的だったのかは疑問符がつく。

1947年5月に最初の少数民族自治区である内蒙古自治区（1949年内モンゴル自治区）が成立し、中共中央は国内少数民族に対して分離権を認めない民族区域自治政策の路線を明確にしていたが、林春秋の延辺行政責任者着任から程なく北朝鮮政権樹立が政治日程化する²⁴に伴い、延辺の処遇をめぐる議論も一転して急がれるようになる。1948年8月15日中共延辺地委は「延辺民族問題に関して」という文件のなかで、一部の延辺朝鮮民族に北朝鮮を祖国とみなす側面があり、「中韓」民族摩擦もなお存在することを認めたと上で「延辺朝鮮民族人民に中国国内少数民族としての地位を確定し、民族平等政策を貫徹する」ことを明らかにした（延辺朝鮮族自治州档案局 1985、383）。また『大衆』雑誌第2号に掲載された無記名の「朝鮮の民主・自主・独立と東北に居住する朝鮮民族の態度」という論文（1948年6月20日記）は日帝支配と国民党反動派・地主階級による民族離間、差別排他思想の影響は深刻で、朝鮮人の中には例えば「延辺を朝鮮に編入させなければならない」などのような「虚偽の流言を散布して結局中朝人民の反感を助長する」傾向を批判し、続けて「中共の正確な領導下にある朝鮮民族は当然中国公民であって、その政策に順応し与えられた課業のために積極闘争をすることは、（略）自己民族祖国革命に参加するのと同じ

ことである（『大衆』2号、15）」とも述べている。『大衆』雑誌の性格²⁵を考えれば、この論文内容が中共延辺地委と林春秋の意図に反したものではない。

しかし1948年9月9日に朝鮮民主主義人民共和国政府が樹立されると、延辺朝鮮人のナショナリズムは高揚する。11月1日延吉市内で盛大な北朝鮮建国祝大会が開催され、2万人の朝鮮人が参加した。報道によればその日、北朝鮮の「新国旗を先頭に、国章と我が民族の絶世の愛国者で民族英雄であらせられる金日成首相の肖像画を奉じる隊列の姿は、国際舞台に登場した我が民族の民族的自尊心を示威するごとくであり（中略）、各自手旗を打ち振り金將軍の歌を歌い朝鮮中央政府成立の喜びを叫んで回り」、楽隊と幾つものパレードが延吉市内を夜遅くまで練り歩いた。北朝鮮国内と見まごうかの光景である。しかし祝大会における林春秋の演説は「我々は国際主義の立場から朝鮮政府を擁護・支持し、中国共産党の指導のもとで中国革命の勝利のために堅固に闘わなくてはならない」（以上『延辺日報』1948年11月2日）と冷静なもので、その立ち位置はあくまでも中国共産党にある。

続いて平壤に派遣された建国祝賀東北朝鮮人代表団（朱徳海団長、文正一副団長）は、11月15日金日成を表敬訪問し、金日成は「海外にいる全体我が同胞は」「今や自民族の中央政府が樹立され人民共和国が宣布されたことで、自身の独立国家があり中央政府がある堂々たる民族になった栄光を知るべきだろう」と述べた（『延辺日報』1948年11月23日）。「海外同胞」は北朝鮮国民だというスタンスに読める。それに対して朱徳海は、北朝鮮の「国章と国旗を我が海外同胞も全力で支持擁護し、我が民族の革命的伝統と栄光を永遠に輝かせることを誓う」（『延辺日報』1948年12月1日）と昂った応答をした。

廉仁浩は、1968年文化大革命時に延辺大学造反派組織の出した文献（延辺大学新八・二七革命

造反団「朱徳海の売国修正主義的歴史罪証－「東北人民代表団」の組成及び売国活動暴露」『新延辺』9月号、1968）を資料に、建国祝賀代表団として平壤を訪れていた朱徳海、文正一、林民鎬ら6名（林春秋は代表団に入っていない）と北朝鮮の金策副首相、許哥誼副首相、朴一禹内相が1948年11月21日金策の家で会合し、互いに延辺に自治加盟共和国を設立させる問題を話し合ったが、朱徳海が時期尚早だと主張したのでそれ以上進展しなかったとしている（廉仁浩 2010、200）。これは資料そのものが朱徳海打倒を目指す文革造反派のアジテーションの類で資料的価値は乏しく、それを裏付ける資料が中国側に残っていたとは思われない。捏造か文革の批判闘争で「自白」させた内容を根拠にした可能性が強く、事実関係は疑わしい。ただし朱徳海はじめ祝賀代表団一行が、平壤でかなりの感銘を受けたことは事実だろう。ところが祝賀団が中国に戻るタイミングを見計らったかのように、12月9日中共延辺地委書記の劉俊秀は「民族政策中のいくつかの問題について（草案）」を発表し「延辺居住の朝鮮人民は中国国内の朝鮮少数民族であり、これは中華民主共和国の一部分である」ことを明言する（延辺朝鮮族自治州档案局、39）。延辺の中国領域化は既定事実となり、朝鮮人ナショナリズムには釘が刺された形である。抗日戦時期の延安以来、一貫して中共中央の直下で活動してきた朱徳海など朝鮮義勇軍系幹部は、もとより延辺を「中華民主共和国の一部分」とする中共方針に異存はなかった。

林春秋は1948年10月後半に延辺事業報告のため、いったん朝鮮に帰国し金日成と会っている。延辺の帰属問題を話し合ったとすれば、この時だったであろうが回顧録にそうした内容はなく、主要な話題は延辺に朝鮮人大学を創設する問題についてだった。金日成は「延辺地区に大学を作る事業は祖国（朝鮮—筆者）を積極的に助けるだろう」とし、北朝鮮の該当機関に提起して支援を受けるよう指示している（林春秋 2012、350）。す

で中国側で幹部養成された朝鮮人の一定数が北朝鮮で働いており、延辺の大学での朝鮮人人材養成はさらに「助け」になるものだった。

1949年1月民族工作座談会の以前に、金日成や林春秋が延辺を北朝鮮に帰属させるため、中国側に議論を提起するなど要求工作を行った形跡をうかがわせる資料は未だ見当たらない。北朝鮮政権樹立を前後して高揚する朝鮮人ナショナリズムを背景に、延辺共産党内部で何らかの議論が行われた可能性は否定できないが、中共中央が「民族区域自治」施行を既成事実化しつつあった時期に、意見聴取を目的にした省レベル主催の座談会で、延辺の朝鮮帰属論の主張が受け入れられる可能性はほぼ無かったと言える。民族工作座談会以前の記録に残る林春秋の公的発言内容は、いずれも中共原則に従って抑制的であり、林自身も延辺分離の困難性を悟っていただろう。それでも林春秋や林民鎬が、あえて延辺の分離を提起した理由は何か。さしあたり考えられるのは、以下の点である。

一つは1930年代初頭、コミンテルン方針に従って朝鮮革命を断念し中共の中国革命に参加した東北朝鮮人党員、とりわけ孤立無援の満州パルチザン戦を生き延びた金日成はじめ抗聯系の人々にとり、かつて中共が盛んに提示した延辺朝鮮人の民族自決権付与は、自身の犠牲に対する「代償」「約束」と受け止めただろう。朝鮮独立を勝ち取った暁に、延辺領域とそこに住む朝鮮人を新しい独立国家に組み入れることは、彼らの願望だったとして不思議ではない。加えて二つ目に、日本敗北後も朝鮮人は中国東北で多大な貢献と犠牲を払い続けてきたという意識である。朝鮮解放を志した朝鮮人武装部隊は国共内戦に転用されて優秀な士官や兵士を多く失い、北朝鮮は劣勢の中共軍に多大な支援を行なったにもかかわらず、中共の整風で朝鮮人迫害まで起きた。国際主義原則では済まない朝鮮人の感情が鬱積したとして不思議ではない。三つ目に、東北朝鮮人民衆は土地改革を経てもなお一般的には自身を朝鮮人と認識しており、

国家的帰属意識は中国と朝鮮の狭間で明確にはなっていなかった。文末の参考写真は中国共産党政権樹立直前の1949年、延辺で発行された朝鮮人小学校1年生用「ハングル」教科書の表紙と挿絵で、3人の子供は右から順に朝鮮民主主義人民共和国旗、中国共産党旗、中国国旗(当時)を振っている(許青松・姜永徳、2000、p.811)。この教科書には、毛沢東と金日成の肖像写真も左右見開きで掲載されていて、当時の朝鮮人社会の意識を反映している。

こうしたさまざまな問題意識は、金日成直属の林春秋に限らず他の朝鮮人幹部間でも一定共有されていたと考えられる。林民鎬はソ連留学体験もあって加盟共和国論を主張するが、朱徳海など朝鮮義勇軍系幹部は、林春秋らの問題意識を理解しつつも中共の原則に従い延辺の分離に反対した。分離を唱えた林民鎬が、その後も文革までの時期に延辺で支障なく要職を歴任したのは、朱徳海らが林民鎬の心情を理解していたからに他ならない。

5. おわりに—民族工作座談会後の延辺

1949年民族工作座談会終了後、林春秋は延辺における大学開設の仕事をこなし、同年3月20日延辺大学開学式典²⁶で「大学創設は偉大な中国共産党民族政策の光輝を体現している」という講話を終えた後、直ちに役職を離任し同日中に北朝鮮に帰国した。延辺大学創設の任務を果たした以上²⁷、朝鮮帰属が叶わなかった延辺にとどまる必要はないという意図を感じさせる振る舞いである。林春秋の突然の帰国後、延辺専員公署専員の後任は朝鮮義勇軍出身で副専員だった文正一が短期間担当し、続いて同年7月からは同じく朝鮮義勇軍出身の朱徳海が専員公署専員(後に延辺朝鮮族自治州長)と中共延辺地委書記を兼任する。さらに1949年以降、中共軍内の朝鮮人部隊は再編されて順次北朝鮮に帰還する。北朝鮮は武装力強化を果たし、国共内戦に勝利した中国は朝鮮人部隊に依存する必要がなくなった。しかし民族の武装組織を失っ

た中国朝鮮族社会は自ずと発言力を縮小させ、朝鮮戦争終了後に朝鮮族に対する中国への国民統合は格段に強化された。

民族工作座談会に象徴される国共内戦期東北朝鮮人社会の多様な帰属意識は、次第に規制や批判の対象とされ、反右派闘争や文革では、延辺の民族区域自治を唱えて中共方針に従った朱徳海までも激しい批判の対象とされるようになるのである。

参考写真(出展:『中国朝鮮民族教育資料集2』)



- 1 延辺日報は、民族工作座談会の開会日程に関して本論文中的の日付(1949年1月21日-2月4日)で報道しているが、他の資料、例えば中共延辺州委党史研究室編『中国共産党延辺歴史大事記』(民族出版社、2002年)などでは1948年12月21日開会とされている。延辺日報などいずれかの原資料に誤記の可能性があるが、不詳である。また一部の朝鮮語資料では「民族事業会議」と表記されることがある。
- 2 北間島とも呼ばれた豆満江北岸地域は古くから中朝間で領有をめぐる議論があり、19世紀中盤以降は朝鮮人農民の移入が続いていた。日本は朝鮮の外交権を奪っていた1909年清との間にいわゆる「間島協約」を締結し、朝鮮人の頭越しに豆満江を国境線とすることで合意し、以後延辺は中国および「満洲国」の行政下に置かれていた。
- 3 周保中(1902~1964)は雲南出身、白族。1927年中国共産党入党、1931年より中共満洲省委で抗日武装闘争に参加。日本降伏後、東北民主聯軍吉林軍区司令官、吉林省政府主席、雲南省政府副主席などを務めた。
- 4 1930年代末の日本軍攻勢に対し周保中、金日成らの抗聯残存勢力は1940年末以降にソ連領内へ順次退避し、ハバロフスク郊外の野営でソ連赤軍第88特別旅団(抗聯教導旅)に再編される。旅団長(赤軍中佐級)は周保中で金日成は大隊長(大尉級)だった。
- 5 林春秋(1912-1988)は延辺の延吉出身。1930年代初めから東北の抗日武装組織に入り、漢方に関する知識を活用して金日成部隊の軍医的な仕事をこなし金

- の信任を得た。延辺から帰国後、朝鮮民主主義人民共和国で大使や党の要職、国家副主席を歴任した。
- 6 林民鎬（1904～1970）は朝鮮会寧の出身。1928年朝鮮共産党入党、1932年からモスクワ東方勤労者大学に留学し、翌年朝鮮に戻り労働運動で逮捕され懲役7年。釈放後に延辺移住。延辺新聞編集長、延辺大学副学長、延辺州政協主席などを務めたが文革で迫害された。
- 7 中国関内の複数の朝鮮人独立運動団体を基盤に1938年武漢で「朝鮮義勇隊」として結成された。当初は国共合作のもとで中国国民党の支援を受け、その指導下で実戦に配備されたが、のちに主力は華北の中国共産党解放区に移動し1942年延安に朝鮮独立同盟（委員長・金科奉）が組織されると、その傘下の朝鮮義勇軍華北支隊と改称し太行山麓を拠点に八路軍とともに抗日戦（武装宣伝工作を担当）を闘っていた。1944年主力は延安に移動した。
- 8 朱徳海（1911～1972）はロシア沿海州出身。延辺に移住し抗日闘争に参加、1931年中国共産党に入党し1936年からモスクワ東方大学に留学、その後延安に戻り八路軍に所属して延安朝鮮革命軍政学校総務処長など歴任。1945年朝鮮義勇軍とともにハルビンに入り第3支隊政治委員、東北行政委員会民族事務処長。1949年から延辺に入り延辺朝鮮自治区（州）初代州長、延辺大学学長など。文革で迫害された。
- 9 日本敗亡後、中国東北に住む朝鮮人は朝鮮人、韓国人、高麗人などの呼称が使われていた。中華人民共和国成立以降もしばらく「朝鮮民族」という呼称が一般的に使われ、延辺の新聞（東北朝鮮人民報）で「朝鮮族」という呼称が現れるのは1951年7月あたりからである。
- 10 姜信泰（姜健、1918～1950）は朝鮮慶尚道出身、抗聯時代に周保中指揮の第2路軍所属、ソ連88特別旅団では大隊長を務め金日成と同僚だった。延辺に入って中共延辺委員会書記、延辺地方委員会委員、延辺軍分区司令など勤めて1946年夏に北朝鮮に帰国、朝鮮人民軍総参謀長などに就任したが朝鮮戦争で戦死。
- 11 金光侠（1915～未詳）は朝鮮会寧出身、黄埔軍官学校卒業後に1935年中共入党、抗聯第2路軍所属、88旅団では連長。抗聯東北工作委員長として1945年9月牡丹江に入り中共牡丹江地区委員会副委員長、東北人民自治軍牡丹江地区司令部副政委などを歴任、姜信泰が北朝鮮帰国後、1946年夏から延辺で吉東軍分区司令、中共延辺地方委員会常務委員などを務めたのち1947年夏頃、北朝鮮に帰国した。後に朝鮮民主主義人民共和国人民保衛相、副首相など。1970年に失脚した。
- 12 第6号延安総司令部命令「華北に展開する朝鮮義勇軍は東北に進出して敵軍（日本軍、「満州国」軍）を壊滅させ、東北の朝鮮人民を組織して朝鮮解放の任務を完成せよ」
- 13 朝鮮義勇軍の先遣隊は9月初めに瀋陽に到着し、そのまま鴨緑江を渡り朝鮮の新義州に入ったが、ソ連軍に阻止・武装解除され中国側に戻っている。李鍾奭は、
- 1945年7月ポツダム会談の際に米ソの軍部首脳間で外部の武装部隊が朝鮮に入国するのを禁じる合意があったのではないかと推論している。（李鍾奭 2002、pp.31 - 43）
- 14 スターリン批判後の1956年夏、金日成のソ連・東欧訪問中に延安派はソ連派とともに金日成独裁に叛旗を翻したが金日成は直ちに帰国し、同8月朝鮮労働党中央委員会全体会議で延安派は敗北、一部は中国に亡命するも多くが粛清された（八月宗派闘争）。
- 15 1928年12月コミンテルン政治部書記局「朝鮮革命農民及び労働者の任務に関する決議」。朝鮮共産党内の熾烈な派閥闘争と党活動の知識人らエリート偏重を批判し、労働者農民の利益を代表する党再建を命じた。なお、その前月にコミンテルン執行委員会幹部会議は朝共党の支部認可を取り消している。
- 16 1932年9月中共満州省委は「力強く民族自決を宣伝し無産階級と党の指導下の民族独立運動を進めることは、（朝鮮人が）絶対多数を占める南満、東満地区についていえば大変に重要な意義がある」という文面を含む決議を上げている（「韓国亡国奴記念に関する中共満州省委の決議」、梶村秀樹・姜徳相編、1972、p.631）
- 17 1946年12月周保中は吉林省委で「延辺民族問題」を報告し、東北に中共党が設置された1928年以来延辺の朝鮮人は中国人との同一権利と自治権、分立権を合わせ持つ東北地方の少数民族とみなしたことを認めつつ、現在の新情勢下で党は朝鮮人少数民族の地位を明確に宣布していないと明言した（延辺朝鮮族自治州檔案局、pp.358-359）。
- 18 1945年11月23日東北抗日連軍延辺軍分区創設、1946年2月吉東軍分区に改編。共産党の軍事組織は中ソ友好同盟条約の制約があって東北では人民解放軍を名乗れず、国共内戦期は東北人民自治軍や東北抗日連軍を称した。
- 19 このほか朝鮮義勇軍の進出した牡丹江、ハルビン、吉林、瀋陽には「朝鮮独立同盟」「朝鮮民族解放同盟」「朝鮮民主連盟」などの大衆団体が結成されている。延辺民主大同盟は国共内戦が本格化し吉林省政府が延吉に移動してきた1946年7月に解散させられている。
- 20 反託民衆大会では朝鮮半島の「国旗（太極旗）」と「国歌」斉唱があったほか、姜信泰はじめ共産党系幹部が多数出席し朝鮮義勇軍の文正一は反託演説までしている。朝鮮国内では信託統治反対運動が広がる一方、49年1月2日朝鮮共産党は信託統治案賛成を声明していた。延辺でも、程なく反対案は退潮する。（廉仁浩、2010、pp.63-72）
- 21 文正一（1914 - 2003）は吉林省琿春出身。南京で朝鮮民族革命党系の地下活動に従事し、中央軍官学校を経て1938年朝鮮義勇隊に参加。延安での勤務を経て日本敗北後の延辺に入り行政面で活躍したのち、1950年代から中央に抜擢され国家民族事務委員会副主任、政治協商会議常務委員ほかを歴任するなど中央機関で活躍した数少ない朝鮮族の一人。

- 22 国共内戦が本格化した1946年5月、長春から撤退する共産軍の朝鮮人兵士と中国人兵士各1名が些細な揉め事からタバコ売りの中国人老人を射殺したのをきっかけに、憤慨した中国人市民たちは市内在住朝鮮人市民を襲撃して約100名を殺害し300名が行方不明、1300名が避難民として収容された(申肅、685)。
- 23 『金日成と中国東北解放戦争』(外文出版社、2011)は国共内戦への北朝鮮の貢献度をアピールする内容が主体で、民族工作座談会には直接言及していないが、林春秋が延辺に派遣された経緯など中国側の資料にない記述が見られる。中国語に翻訳されており、出版の背景に冷却化した中朝関係の存在を推測させる。
- 24 1948年3月、国連臨時朝鮮委員会は北緯38度線以南での単独総選挙を容認して5月10日に実施されると、北側でも7月には憲法施行と朝鮮最高人民会議代議員選挙の実施(8月25日)が決定され、9月9日朝鮮民主主義人民共和国政府が樹立された。
- 25 『大衆』は林春秋の延辺専員着任とほぼ同時に創刊され、林が巻頭の「創刊に寄せて」も書いている。内容から見て事実上は当時の中共延辺地委機関雑誌と言える。
- 26 大学名は当初、東北朝鮮人民大学の予定だったが東北行政委員会の指示により開学式典は「朝鮮人」の名が外され延吉大学の名称で行われた。開学直後の4月にはさらに延辺大学と改称された。近年、中国では大学創設など延辺の教育行政に尽力したとして林春秋の業績が見直されている(刘建林2018)。

【参考文献】

一著書、論文

- 梶村秀樹・姜徳相編、1972、『現代史資料29』みすず書房
カンチャンロク、キムヨンスンほか(1992)『朱徳海』、
実践文学社(朝鮮語)
- 吉在俊・李尚典、2011、『金日成与中国東北解放戦后』、
外文出版
- 刘建林、2018、「林春秋同志在延辺大学创建过程的贡献研究」『中国边疆民族研究』2018年00期
- 金澤編、1994、『吉林朝鮮族』、延辺人民出版社(朝鮮語)
- キムチャンフン、1992、「東満における土匪肅清」(朝鮮語)
『中国朝鮮族足跡叢書5・勝利』、民族出版社
- 金亨植、2004、『激情歲月—文正一回顧録』、民族出版社
- 崔国哲、2012、『朱徳海評伝』、延辺人民出版社(朝鮮語)
- 「朱徳海の一生」著作組、1987、『朱徳海の一生』、延辺
人民出版社(朝鮮語)
- 沈志華、2016、『最後の「天朝」—毛沢東・金日成時代の
中国と北朝鮮』上、岩波書店
- 申肅、2013、「私の一生」(朝鮮語)『中国朝鮮族史料全集』
歴史編第12巻—『私の一生』、一新社、1963(ソウル)
を一部転載したもの
- 文正一、2006、「高干班的党整顿队列整顿运动」东北军政
大学吉林分校学校历史研究会篇『光撒的足跡—东北军政
大学吉林分校建校60周年纪念出版』、延辺人民出版社

- 李海燕、2002、「中国朝鮮族社会における土地改革と農業
集団化の展開(1946—1960)」『相関社会学』第22号、
pp.65-119
- 李鍾奭、2000、『北韓—中国関係1945～2000』、チュン
シム(朝鮮語)
- 柳燃山、2009、『不朽的英灵—崔采』、民族出版社
- 林春秋、2013、「千万年伝えて行きたい話」(朝鮮語)『中
国朝鮮族史料全集』歴史編第12巻、2013—『中国東
北解放戦争参加者たちの回想記』(1)、朝鮮労働出版社、
2011掲載文章を転載
- 廉仁浩、2010、『もう一つの韓国戦争—満州朝鮮人の「祖
国」と戦争』、歴史批評社(朝鮮語)

一資料集、新聞など

- 足跡叢書編纂組(1989—1997)『中国朝鮮族足跡叢書』1
～8巻、人民出版社
- 延辺朝鮮族自治州档案局(館)編(1985)『中共延辺吉東
吉敦地委延辺專署重要文献匯編』
- 許青松、姜永徳主筆(2000)『中国朝鮮民族教育史料集』
1～5巻、延辺教育出版社
- 金春善主筆(2013～)『中国朝鮮族史料全集』全100巻、
延辺人民出版社
- 政協延辺州委員会編(1982)『延辺文史資料選集第1集』(中
国語)
- 中共延辺州委党史研究室編(2002)『中国共産党延辺歴史
大事記』、民族出版社
- 大衆雑誌社『大衆』創刊号、第2号(1948)

延辺日報

東北朝鮮人民報

National Identity of Korean in North-East China; Civil War Period -Over The Belonging of Yanbian Area

CHUNG Ah Young (Ritsmeikan Univ.)

In January 1949, during the civil war, the Jilin Provincial Government hosted a National Policy Roundtable in Changchun, China. In the course of the talks, a participating Korean official from the Chinese Communist Party suggested that the Yanbian region, which had historically been closely associated with ethnic Koreans should be ceded to North Korea. However, the opinion was rejected. It was decided that Yanbian would stay as Chinese territory but be designated as an autonomous region. Before long, Koreans living in China came to be referred to as Chinese-Koreans holding Chinese nationality. Throughout the civil war,

they fought for the Communist Party, with active support from North Korea. With North-east China under the control of the Chinese Communist party, social changes such as land reform were progressing at the time of the outbreak of civil war. However, the social fabric was severely affected by the significant psychological conflict between the Chinese and the Korean communities.

The argument that Yanbian should be ceded to Korea in the National Policy Roundtable discussion reflected the fact that Koreans in Northeast China possessed a range of opinions on national belonging.

中国農村土地請負経営権の法的内容の変化と制度的課題

—農村土地請負法2018年修正内容から—

河 原 昌一郎（福井県立大学）

〔要約〕

従前の中国の農村土地政策は、農家請負経営の安定化を図ることを最大の目標としてきたが、2000年代後半には、都市への農村労働力流出に伴う全国的な農村労働力の不足、農業生産費の上昇等による農産物の国際競争力の低下といった事態に対応して、効率的で生産性の高い農業経営体の育成が求められるようになり、土地の流動化が重要な目標とされることとなった。農村土地請負法2018年修正は、こうした事情を背景に、土地経営権の新設（三権分置）、土地経営権の融資担保化等の措置を講じたものである。

土地請負経営権は、農民が「土地を請け負う権利」に基づき農民集団から土地の配分を受け、農家と農民集団との間で土地請負契約を締結することによって成立し、この「土地を請け負う権利」を土地請負経営権の本質としていた。しかしながら、この2018年修正によって、土地請負経営権の法的内容・性格に変化が生じることとなった。すなわち、土地経営権に関する農家の権利の強化とともに農家の請負土地は固定化され、農民の「土地を請け負う権利」は現実に行使されることなく形骸化することとなったのである。また、土地請負契約の性格も、かつては社会主義的性格を有する行政契約であったが、社会主義的性格は薄れ、形式的なものに変化している。なお、土地経営権を融資の際の担保物として供することが可能とされたが、実際に利用できるようにするためには課題も多い。

はじめに

中国農村では、現在、農家が土地の経営を請け負う農村土地請負制度が採用され、この土地経営を請け負う農家の権利は、2002年に制定された農村土地請負法に基づき、土地請負経営権として保護されている。

2018年末に、近年の中国農業・農村をめぐるめざましい事情の変化に伴い、農村土地請負法の

大幅な修正が行われ、中国の農村土地制度は新しい時代を迎えることとなった。今回の法修正は、農村土地の流動化を主たる目的としつつ、都市移住農民の保護等の各種の要請に応えようとしたものであり、その主要な修正規定の狙いや内容については、すでに別稿（河原、2020、67—74頁）で紹介したところである。

ところで、中国の農村土地制度は社会主義的土地制度が基礎とされているため、土地請負経営権につ

キーワード：

中国農村土地政策、農村土地請負法、農家請負経営、土地請負経営権、三権分置

いてもそうした観点からの法理が適用され、土地請負経営権の法的内容・性格に影響を与えてきた。

それでは、今回の法修正によって、この土地請負経営権の法的内容・性格に何らかの変化があったのだろうか。あったとすればそれはどのような変化だったのだろうか。本稿では、このことを問題意識として、まず中国農村土地制度の基本的枠組と農村土地請負法の2018年修正内容を整理・明確化する。その上で、土地請負経営権の法的内容・性格の変化を分析し、その内容を明らかにする。その後、今後の制度的課題について述べる。

1 中国農村土地制度の基本的枠組

(1) 社会主義的土地制度

中国の農村土地制度は、旧ソ連法の影響を受けた社会主義的土地所有制度を基本としている。旧ソ連法では、社会主義的所有として国家所有と協同組合・コルホーズ所有があるとされていたが、協同組合・コルホーズ所有が社会主義的所有であるとされる根拠として、①勤労階級の指導と国家経済計画の下に社会主義団体が土地を使用していること、②個人財産の社会化の結果として所有していること、③他人を雇用することなく組合員が自ら利用していること、の3つが考えられていた(胡麻本、1949、26頁)。

中国では、1950年代半ばに旧ソ連のコルホーズを模範とした高級農業合作社が設立され、この合作社でとられた土地の集団所有の形態が、協同組合・コルホーズ所有と同様、上記の3つの要件を満たし、社会主義的所有であると見なされた。中国の農村土地の集団所有は、この高級農業合作社の設立に始まり、現在まで基本的に引き継がれているのである。

さて、高級農業合作社は、せいぜい村を範囲とするものであったが、1958年からはもっと規模の大きい人民公社が設立されることとなった。人民公社は、郷または数郷を範囲とする大きなもの

だったため、人民公社内部に人民公社-生産大隊-生産隊の3つの縦系列の組織が設けられた。そして、土地はこれら3つの組織がそれぞれの立場から管理したことから、人民公社の土地制度は三級所有と言われるが、混乱や非効率が目立ったため、1962年には三級所有では生産隊を基礎とするという土地制度が確立された。この土地制度では、生産隊が地区内にある農地を基本的に全て所有し、農業経営を行う。生産大隊、人民公社は企業用地等の一部の土地を所有するにすぎない。そして、この土地制度は、改革開放政策開始後の人民公社の解体時まで維持されたため、現在の土地制度は、この人民公社時の土地制度を実質的に引き継ぐこととなったのである。

人民公社解体後、行政を司る組織として郷(鎮)、行政村(原則として生産大隊に対応)、村民小組(原則として生産隊に対応)が設立された。この際、行政村と村民小組は、郷(鎮)政府のような政府機関ではなく、農民集団による自治組織とされた。そして、農村土地の所有は、社会主義的所有の形態が維持され、生産隊の所有であったものは、そのまま、この農民集団の所有とされたのである。このため、現在の中国の農村土地の所有主体は、原則として、村民小組の農民集団または行政村の農民集団である。1987年当時において、中国農村の土地所有における村民小組または行政村の占める比率は、村民小組65%、行政村34%、その他1%であった(楊、2003、44頁)¹。この後、農村組織の簡素化等の観点から村民小組の行政村への統合が進められており、行政村の占める比率が増加している。

(2) 双層経営体制

改革開放政策開始後、中国農村で一般的に普及した農業経営の形態は農家請負経営であった。農家請負経営では、土地の農業経営を農家が請け負い、土地使用料支払等の一定の義務を果たせば残りの収益は全て農家に帰属する。この方式は「責

任明確、方法簡便、利益直接」として農家の歓迎を受け、瞬く間に中国全土に普及し、1983年末にはほとんどすべての農家がこの方式を採用した。そして土地は原則として農家の家族数に応じて各農家に平等に配分された。

農家請負経営は人民公社体制下の統一経営に代えて個別経営を実践するものであり、社会主義体制と矛盾するのではないかとの疑問について、中共中央は1982年1号文件²で、土地公有制の基礎の上に創設される農家請負経営は、合作化以前の私有的个体経済とは異なり、社会主義農業経済の構成部分であると明記した。

続けて1983年1号文件では、農家請負経営での農業経営は農民集団の統一経営と請負農家の分散経営の二つの層から成っているとする双層経営の考え方が打ち出された。土地所有者の農民集団は土地の管理や農家への農機具・農業資材等の提供を統一的去い（統一経営）、その一方で、各農家は請負地での農業生産活動を行い土地使用料支払い等の所要の義務を果たす（分散経営）というものである。

現行の農村土地請負法では、その第1条で、双層経営体制を今後とも堅持していく旨を明記しており、この双層経営体制が、法規定上は現在でも中国農村土地制度の基本とされている。

（3）農村土地制度に関する政策—土地の安定化から流動化へ—

農家請負経営の普及によって、農家の生産意欲が刺激されて農業の生産性は大きく向上した。また、農家が自身の労働力を自由に利用できるようになったことから、農村商工業も著しく発展した。このため、農家請負経営の安定こそが農業農村の発展の基礎と考えられるようになり、これ以後は農家請負経営の保護と安定化が中国農政の最優先の政策的課題とされることとなった。

まず、土地請負期間については、1984年1号文件で统一的に15年と定められた。これまで、請負

期間の統一的な定めがなかったため、トラブルが多発するようになっていたのである。また、請負に関する各種の紛争に対処するため、1986年4月14日に最高人民法院から「農村請負契約紛争事件の審理に関する若干の問題についての意見」が出され、紛争解決のための調停方法等が定められた。

1987年1月1日に同時施行された民法通則と土地管理法によって、土地請負経営権が法的保護を受けることが、法律の規定で初めて明記された³。続いて、1993年7月2日に制定された農業法では、請負方（農家）が「生産経営の決定権、生産物の処分権および収益権を享有する」（第13条第1項）とともに、貸手方（農民集団）の同意を得て土地請負経営権を譲渡できる（同上第2項）ことを規定した。

続いて、当初の15年の請負期間は1990年代半ばごろから満了を迎えるため、1993年11月5日、中共中央・国务院「当面の農業および農村経済発展に関する若干の政策措置」において、土地請負期間は、もとの土地請負期間が終了した後、さらに30年延長することとされた。30年延長後の請負期は、当初の15年の請負期を第一期として、一般に第二期請負期と言われる。

第二期請負期になると、東部沿岸都市の近郊農村を中心として農村労働力の流出が進み、土地流動化も行われるようになっていたが、その動きはまだ限定的であり、土地流動化よりも請負土地の安定化のほうが重視されていた。2001年12月30日に発出された中共中央「農家請負地使用权の流動化作業を適正に実施することに関する通知」では、比較的広範囲での土地流動化を行うことができるのは第二次、第三次産業が発達した地域のみとされ、土地流動化については抑制的な態度が示されていた。

2002年8月29日に成立した農村土地請負法は、こうした農村の土地請負に関するこれまでの政策、法律規定等を総括し、土地請負経営権に関する法的な制度的整備を図ったものである。同法

は、貸手方（農民集団）または請負方（農家）の権利義務、請負契約の締結手続き、土地請負経営権の移転等に関する規定を含む総合的な内容を有するものとなっている。

さて、こうして進められた農家土地請負制の安定化は、請負土地を変更せずに固定化させることを基本としたため、極めて多数の零細農家による土地占有という状態を継続させることとなった。他方、2000年代後半になると、農村労働力流失によって全国的に農村労働力が不足するという現象が見られるようになり、農村では耕作されないまま放棄される土地が目立つようになった。また、中国国内の農業生産費の上昇等によって農産物の国際競争力が低下し、農産物の輸入圧力も強まるようになった。こうした情勢を改善するためには、比較的大きな規模で効率的かつ生産性の高い農業経営体を育成していくほかはない。農村土地の流動化は、こうした観点から不可避の要請となったのである。

ところで、土地請負経営権には、農村土地請負法の規定によれば、「個人（農民集団成員）として土地を請け負う権利」と「農家⁴が請負土地の使用、収益等を行う権利」の2つの内容が含まれている（河原、2005、9-11頁）。このうち、「個人として土地を請け負う権利」は身分権の一種としての性格を有し、移転が困難である。また、農家と農民集団の請負契約も行政契約であって、契約自由の原則は必ずしも適用されず、移転に適していない面がある。こうした中で考えられたのが土地請負経営権を土地請負権と土地経営権に分離して経営権のみを流通させることを可能とする方策である。

2014年1号文件で、経営権の概念が新たに提起され、その経営権を融資担保の対象とする方針が明示された。引き続き、2014年11月20日付け中共中央弁公庁・國務院弁公庁「農村土地経営権の秩序ある移転を導き農業適正規模経営を發展させることに関する意見」で、農村土地の所有権、請負権、経営権の三権分置を実現する方針が明記さ

れた。こうした政策の流れの中で、農村土地請負法の修正作業が進められることとなったのである。

2 農村土地請負法 2018年修正の主要内容

(1) 2018年修正の経緯⁵

農村土地請負法の修正を検討するため、2015年初めに全国人民代表大会（全人代）、党中央、國務院等の農業担当者から成る農村土地請負法修改領導小組および工作小組が設立された。次いで、2015年3月には全人代第12期第3回會議に農村土地請負法修正案が提出され、全人代農業・農村委員会を中心に検討が進められた。

その後、やや時間がかかったが、2017年7月24日に全人代農業・農村委員会から農村土地請負法修正案が同常務委員会に提示された。同修正案（第一次修正案）は、2017年11月7日から同12月6日までの間、主要な検討内容についての説明を付してパブリックコメントの募集が行われた。その後、第一次修正案がかなり手直しされ、2018年11月2日から同12月1日までの間、あらためて第二次修正案についてのパブリックコメント募集が行われた。

こうした過程を経て、2018年12月29日に農村土地請負法修正案が全人代常務委員会で可決、成立し、2019年1月1日から施行されている。

(2) 2018年修正の主要内容

農村土地請負法の2018年修正は、主として土地流動化、請負関係の安定、社会保障の3つの目的をもって行われている。それぞれの内容は次のとおりである。

1) 土地流動化

土地流動化に関する具体的な内容と関係条項は表1のとおりである。なお、表中「旧法」とあるのは2018年修正前の農村土地請負法のことであり、「修正法」とあるのは2018年修正後の農村土地請負法のことである。また、「貸手方」とは

表1 土地流動化

| 項目 | 内容 | 関係条項 | |
|-------------|--|---------------|----------------------------------|
| | | 旧法 | 修正法 |
| 三権分置に関する規定 | 土地請負経営権を土地請負権と土地経営権に分離することが可能なものとする。 | 第39条 | 第9条、第44条 |
| 土地経営権の移転、担保 | 土地経営権は貸手方に届け出て、移転させることができる。土地経営権者は、請負方の書面同意と貸手方への届出を要件として再移転させることができる。土地経営権は、移転と同じ手続きを経て、融資の担保とすることができる。 | 第32条、 第34条 | 第36条、第43条、 第45条、第46条、 第47条 |
| 土地経営権の出資 | 共同生産のためだけに認められていた土地出資を土地経営権の移転の一つの方式として認める。 | 第42条 | 第36条、第43条、 第45条、第46条、 第47条 |

資料：筆者作成

もとの土地請負契約の貸手方すなわち農民集団のことであり、「請負方」とは同請負契約の請負農家のことである。

土地流動化は2018年修正の最大の眼目であることは前述のとおりであり、土地経営権を土地請負経営権から分離して譲渡することが可能とされた。この土地経営権は一定の条件の下で再移転することが可能であり、また、融資の担保することができることとされた。土地経営権を出資することによる移転の方式も認められることとなった。

2) 請負関係の安定

請負関係の安定に関するものは表2のとおりで

ある。

土地流動化が近年の農業農村政策の重要な課題となっているものの、農村土地制度の安定はその基礎であり、その重要性が減じているわけではない。このため、耕地請負期間は、第二期請負期满后再度30年延長することとされた。また、農家の請負地の変更は引き続き原則として行わないこととされた。

3) 社会保障

土地制度を通じた社会保障に関するものは表3のとおりである。

表2 請負関係の安定

| 項目 | 内容 | 関係条項 | |
|-----------|----------------------------------|------|---------|
| | | 旧法 | 修正法 |
| 請負関係の長期不変 | 耕地請負期間は、現在の請負期間が満了した後、再度30年延長する。 | 第20条 | 第21条第2項 |
| 請負地の個別調整 | 個別の農家の請負地の変更は原則として行わない。 | 第27条 | 第28条 |

資料：筆者作成

表3 社会保障

| 項目 | 内容 | 関係条項 | |
|------------------|---|------|------|
| | | 旧法 | 修正法 |
| 都市に転居した農民の土地請負権益 | 土地請負経営権の返還を農民の都市転居の条件とすることはできない。都市に転居した農民に土地請負経営権を強制的に返還させることはできない。 | 第26条 | 第27条 |
| 農村女子の土地請負権益保護 | 土地請負経営権証（内容は登録簿に登録）に全部の家庭成員を記入するようにし、女子が権利者であることを明らかにする。 | 第23条 | 第24条 |

資料：筆者作成

近年の農民の都市転居の進展に伴い、それらの農民が農村に残している請負土地をどうするかという問題が生じている。農民集団はそれらの土地をできるだけ回収して有効に利用していきたい。ところが、その一方で、農村の土地は都市に移住していても農民の生活の最後の保障であり、農民にとっては死活問題である。このため、2018年修正では、都市に転居した農民から請負土地を強制的に回収することを禁じる規定が設けられることとなった。

また、従来から農村女子の土地請負権に関する保護が現実的に十分でないとの指摘があったので、土地請負経営権証に全部の家庭成員を記入するようにして女子が権利者であることを明確にすることとされた。

3 土地請負経営権の法的内容の変化

土地請負経営権の法的内容の変化については、

まさに上述の条文規定の修正に伴って直接的に変化するもの（以下「形式的変化」という。）と、規定そのものは修正されていなくても関係制度等が変化することによって法的内容やその含意が変化するもの（以下「実質的变化」という。）の二つが考えられる。2018年修正では、形式的変化として①土地請負経営権の移転方式の変化、②土地経営に関する権利の変化を、実質的变化として①土地請負経営権の法的構造の変化、②土地請負経営権の制度的内容の変化のそれぞれ2つを挙げることができるので、以下、これらについて説明する。

(1) 法的内容の形式的変化

1) 土地請負経営権の移転方式の変化

2018年修正の三権分置で最も直接的に変化することとなったのが土地請負経営権の移転方式であり、その内容は表4に示すとおりである。

表4 権利移転方式の比較

旧法の権利移転方式

| 移転する権利 | 移転方式 | 請負方の変更 | 移転の要件 (貸手方との関係) |
|-------------|------|--------|--------------------|
| 土地請負 経営権 | 譲渡 | 有 | 貸手方の同意 |
| | 交換 | 有 | |
| | 転貸 | 無 | 貸手方への届出 |
| | リース | 無 | |

修正法の権利移転方式

| 移転する権利 | 移転方式 | 請負方の変更 | 移転の要件 (貸手方との関係) |
|-------------|------|--------|--------------------|
| 土地請負 経営権 | 譲渡 | 有 | 貸手方の同意 |
| | 交換 | 有 | |
| 土地 経営権 | 譲渡 | 無 | 貸手方への届出 |
| | 出資 | 無 | |

資料：筆者作成

旧法では移転する権利は全て土地請負経営権であり、その中で「譲渡」、「交換」、「転貸」、「リース」といった移転方式が定められていた。修正法では、移転される権利は土地請負経営権と土地経営権の2つとなった。このうち土地請負経営権の移転は、同一農民集団内での移転を対象としたものである。新たに新設された土地経営権は、移転が予定された権利であり、前述したが、融資の際の担保とすることも可能とされている。ただし、

土地経営権の移転であっても、貸手方（農民集団）への届出とともに、同表では記載していないが請負方（請負農家）の書面同意が必要である。

2) 土地経営に関する権利の変化

請負方を変えずに行う土地経営に関する権利の移転は、旧法では典型的には土地請負経営権の転貸という方式で行われていた。すなわち転借人は転貸人（請負方）と転貸契約を締結して土地経営に関する権利を取得するというものであり、この

転借人の権利は言うまでもなく転貸人（請負方）に対する債権である。これに対して、修正法では、土地經營に関する権利は土地經營權という物權とされ、土地經營に関する権利の移転はこの物權の

譲渡という形で行われることとなった。

このほか、土地經營に関する権利の変化については、表5に示すとおりである。

表5 土地經營に関する権利の比較

| | 転貸方式（旧法） | 土地經營權（修正法） |
|----------|-------------------------|---|
| 権利の性格 | 債権 | 物權 |
| 移転方式 | 土地の転貸（32条） | 土地經營權の移転（9条） |
| 契約の要式 | 書面による契約（37条） | 書面による契約（40条） |
| 移転の要件 | 貸手方への届出（37条） | 貸手方への届出（36条） |
| 対抗要件 | 不可 | 期間5年以上の土地經營權は登録機関に登録（41条） |
| 第三者への再移転 | （規定なし） | 請負方の書面同意と貸手方への届出を要件として可能（46条） |
| 出資 | 請負方同士で共同生産を行う場合は可能（42条） | 貸手方への届出を要件として可能（36条） |
| 担保物權の設定 | 不可 | 請負方：貸手方への届出を要件として可能 譲受人：請負方の書面同意と貸手方への届出を要件として可能 対抗要件：当事者による登録機関への登録（47条） |

資料：筆者作成

注. 条番号は転貸方式は旧法の、土地經營權は修正法のもの。

旧法の転貸方式では対抗要件を備えることはできなかったが、修正法では期間5年以上の土地經營權は登録機関に登録することによって対抗要件を備えることとされた。担保物權の設定が可能となったのも、土地經營權を物權とした効果によるものである。

（2）法的内容の実質的变化

1）土地請負經營權の法的構造的变化

旧法の土地請負經營權の法的構造は図1に示すとおりである。旧法において土地請負經營權は、農家成員が農民集團成員として農民集團から農民集團の所有する「土地を請け負う権利」を本質と

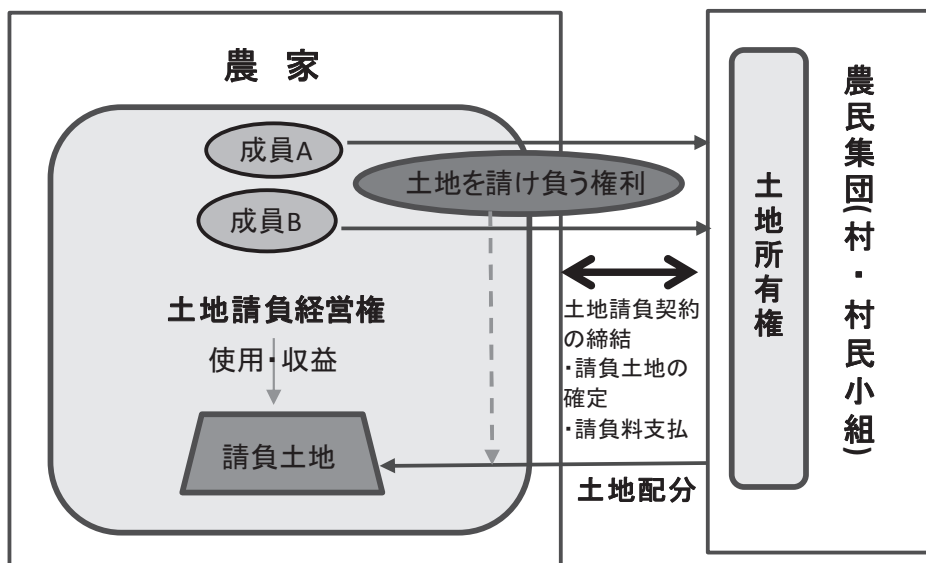


図1 土地請負經營權の構造（旧法）

資料：筆者作成

していた。この「土地を請け負う権利」は、農家成員の権利すなわち個人の権利である。「土地を請け負う権利」が本質的な権利として考えられていることは、旧法第5条(修正法も同じ)において、「いかなる組織または個人も、農村集団経済組織の成員の土地を請け負う権利を奪い、または不法に制限することはできない」と規定されていることからもうかがえよう。

農家各成員は「土地を請け負う権利」に基づき農民集団から土地の配分を受けたのであるが、現実的には、請負土地は原則として各農家の成員数(家族員数)に応じて農家に配分された。そして、請負土地の配分を受けた農家は、個人とは別の法的権利主体である農家として農民集団と土地請負契約を締結し、請負土地を使用・収益する権利を取得したのである。

すなわち、農民集団が所有する土地に対して、農家またはその成員は、「個人として土地を請け負う権利」と「農家として農民集団と土地請負契約を締結して請負土地の使用、収益等を行う権利」という権利主体の異なる2つの権利を有しているのである。そして、このうち、「個人として土地を請け負う権利」が本質であった。

さて、それでは、修正法において、この土地請負経営権の法的構造はどのように変化したのだろうか。そのことを示したのが図2である。

修正法では、第9条に明記されているとおり、土地請負経営権は土地請負権と土地経営権に分離できる。このうち土地経営権は物権として扱われ、その範囲は比較的明確であるが、問題となるのは土地請負権の性格である。

土地請負権が農家として農民集団と土地請負契約を締結する権利を含むことは言うまでもないだろうが、問題は、土地請負権は農家成員の「個人として土地を請け負う権利」を含むか否かである。これについては、「個人として土地を請け負う権利」も農村土地請負法では土地請負経営権の構成内容として扱われており(たとえば旧法・修正法第6条)、修正法第9条では、土地請負経営権から土地経営権を除外した残りの権利を土地請負権としているため、法規定の解釈上、土地請負権は農家としての権利だけでなく「個人として土地を請け負う権利」も含めた概念であるとするほかないだろう。すなわち、もとの土地請負経営権がそもそもそうだったのであるが、土地請負権は、農家成員個人と農家という権利主体の異なる二つの

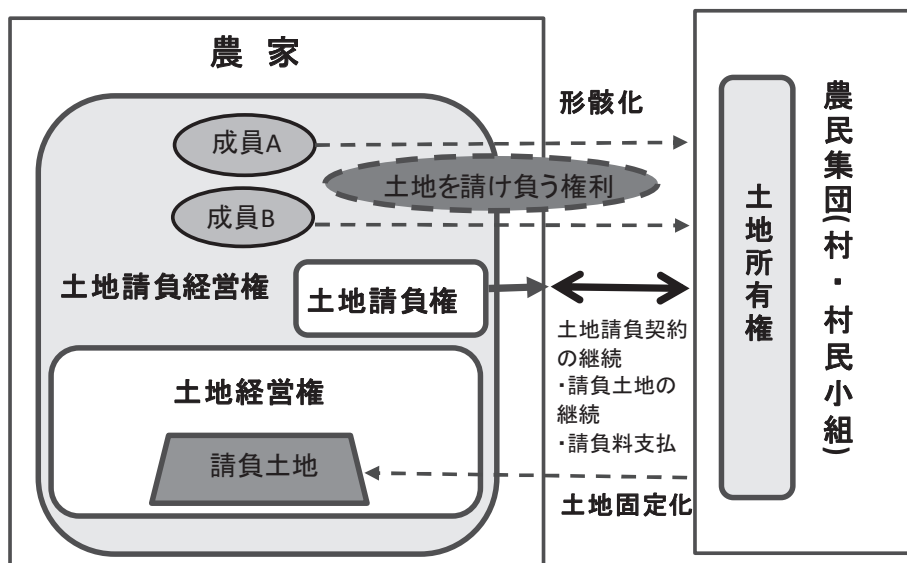


図2 土地請負経営権の構造(修正法)

資料：筆者作成

権利を内包する不自然な権利なのである。

ただし、この土地請負権の新設もあって、修正法では、旧法と比較して、土地請負に関する農民集団との関係が、農家成員よりもより直接的に農家を中心として扱われるようになってきている。すなわち、農家の請負土地は第二期請負期を経過してもそのまま30年延長され、固定化されることとなり、このため、農家成員が農民集団から土地を請け負う権利は、潜在的に存在していても実際に行使されることはなく、形骸化することとなった。したがって、農家成員と農民集団との直接的な関係は現実的にはほとんどなくなり、土地請負については、実質的に農民集団と農家だけの関係となっているのである。そして、請負土地の固定化は、土地経営権の強化と流動化には好都合のものである。

土地請負権の法的構造は、旧法の「個人として土地を請け負う権利」を重視したのから、修正法では農家の権利主体としての地位が強調され、土地経営権の流動化をより重視したものに变化したとして良いであろう。

2) 土地請負経営権の制度的内容の変化

表6は、土地請負経営権について旧法と修正法における制度的内容を比較したものである。

まず、土地所有制度の性格であるが、旧法においては社会主義的土地所有の性格を堅持することが優先的な目標とされ、そのために農民集団所有の下で農民集団の成員に土地を配分し、利用させるという法的枠組が確立されることとなった。こ

れに対して、修正法では、社会主義的土地所有の枠組は維持されているものの、請負土地が固定化されたこと等によって、土地の使用・収益は各農家の個別の権利とする性格が強まることとなった。

土地請負契約の性格については、旧法ではまさに社会主義的性格を伴った行政契約であった。土地配分、契約内容等については行政行為の性格を有することから原則として平等原則が適用され、請負料納付等の農家の義務については社会主義経済の原則である現実履行が強く求められた。これに対して修正法では、行政契約ではあるものの、平等原則よりも、土地請負契約を従来どおり維持しようとする農家の要請をより強く反映したものとなっている。現実履行は、経済情勢の変化等に伴い以前ほどは強く求められなくなった。

土地の統一的管理については、旧法では双層経営体制が強調され、実質的に統一経営を行うことが求められていた。また、土地流動化については、必要な範囲で認めるという中立的な姿勢を示していた。これに対して修正法では、双層経営は謳われているものの、統一経営はほとんど形骸化し、統一的管理には不向きな土地流動化を積極的に進めるという対応がとられることとなった。

また、農家成員の土地請負経営に関する権利として、旧法では農民集団の成員として土地を請け負う権利が重視されていたが、修正法では土地を請け負う権利は前述のとおり形骸化が進んだことから、農家成員の権利は実質的に農家の一員として請負土地を使用・収益する方向に向けられるこ

表6 新旧土地請負経営権の制度的内容の比較

| 内容 | 旧法 | 修正法 |
|-----------|--------------------------------|---|
| 土地所有制度の性格 | 社会主義的土地所有の堅持。農民集団の成員に土地を配分、利用。 | 社会主義的土地所有の空洞化。請負土地の固定化。土地の使用・収益は各農家の権利。 |
| 土地請負契約の性格 | 社会主義的性格を伴う行政契約。平等原則の強い適用。現実履行。 | 行政契約ではあるが、農家の権利としての性格の強まり。現実履行の原則は後退。 |
| 土地の統一的管理 | 統一経営の要請。土地流動化には中立。 | 統一経営の形骸化。土地流動化を重視。 |
| 農家成員の権利 | 農民集団の成員として土地を請け負う権利。 | 実質的に農家の一員として請負土地を使用・収益する権利に。土地請負経営権の農家成員による合有的性格の明確化。 |

資料：筆者作成

ととなった。また、土地請負経営権証に全部の農家成員を記載することとなったが（修正法第24条）、このことは記載された農家成員それぞれが土地請負経営権に潜在的ではあるが平等な持分的権利を有していることを明示するものであり、農家請負経営権は農家としての権利のほか、農家成員による合有的性格が明確化されることとなった。

4 今後の制度的課題

(1) 社会主義的土地所有制度の限界

以上述べてきたとおり、農村土地請負法の2018年修正によって、農村土地に対する農家の権利が強化され、農村土地制度における社会主義的土地所有という制度的枠組の形骸化がさらに進展した。中国の農村土地制度に関わる最も重要な課題は、この社会主義的土地所有制度が形骸化しつつあるにもかかわらず存在していることが、土地流動化を含めた農村土地制度改革を困難ならしめているので、農村土地制度の合理的改革のためにはいずれこの社会主義的土地所有制度の基本的見直しは避けられないのではないかということである。

現在の中国農村土地制度は、農民集団が所有する土地を、土地請負契約に基づき、農家に請負地として配分して請け負わせるという枠組を基本としている。農村土地請負法第1条に現在も規定されている双層経営の考え方によれば、農民集団は統一経営としての役割を果たし、農家は請負土地を経営して請負料の支払その他の義務を農民集団に負う。この枠組は、農家が請負地の経営を他人に委譲しても変わることはない。修正法では、農家の請負地の経営に関する権利は土地経営権として物権化され、第三者への譲渡や担保に供することも可能となったが、その度に土地所有者である農民集団への届出が必要である。現実的には、その度に請負料の支払等を実質的に誰が負担するかをもとの請負農家を含めた当事者間で決めること

となろう。土地経営権の移転の際に当事者間で何らかの取決めをしていたり、土地経営権の譲受人が複数であったりすると権利関係はさらに複雑なものとなる。修正法の規定も、土地経営権が転々流通することを考えた場合、土地請負制度の枠組の制約から、当事者の権利関係が複雑なものになることも想定される等、必ずしも合理的なものとは言えないのである。

そもそも双層経営という概念に基づく統一経営は現実的には行われておらず、請負料支払等の義務も現在では多くの農村で土地税等によって代替することも可能となっている。すなわち、社会主義的土地所有を前提とした土地請負制度を堅持しなければならぬ実質的な意味は失われてきているのである。

農家間での土地権利の移転を進めて農村土地の流動化を図るという課題に対応しようとした場合、社会主義的土地所有制度には明らかに限界がある。今後は農村土地の実質的私有化を含め、幅広い観点から、農村土地制度の抜本的合理化を図るための検討が求められることとなろう。

(2) 修正法での土地請負経営権の運用上の課題

1) 土地経営権の担保物としての課題

中国農村での金融は、長期にわたり不振の状況が続いているが、これは日本の農業協同組合のような農村金融機関が存在せず、また、中国では土地が公有であることから農村で融資担保の対象となる適当な物件がないことが重要な要因となっている。このことは、土地流動化によって土地の集積を図り、新型農業経営主体⁶を育成する上での大きな障害となっていた。このため、土地経営権を融資に当たっての担保として供することができるようにすることは、土地流動化が必要と考えられるようになってからの長年の懸案であり、2018年修正における重要な眼目の1つであった。

こうした事情を背景に中国政府は土地経営権を担保とした融資の試験実施を全国的に展開した。

2018年12月23日の全人代常務委員会に報告された内容によれば、2016年から試験実施が行われ、2018年9月末までに全国232の試験地区の担保融資残高は520億元、前年同期比48.9%増で、良好な結果を示すものであったという。このことから、土地担保貸付の全面推進に向けての条件は

成熟しているものと見なされ、2018年修正で土地経営権を融資担保の対象とすることができる旨の規定が設けられたのである。

ただし、土地経営権を担保物とするには依然として課題が多い。表7はそうした課題をまとめたものである。

表7 担保物としての課題

| 項目 | 内容 | 備考 |
|-----------------------|---|---------------------------------------|
| 担保権の設定要件 | ・請負方の書面同意および貸手方への届出が必要（修正法第47条） | 土地経営権者の一存では担保にできない。 |
| 担保物としての評価額 | ・第三者に評価を委託（暫定方法第12条） ・毎年の当該土地での農業経営の純収入が評価の主要な基準（実施方案二の（六）） | 農業経営の純収入では大きな金額にならない。 |
| 貸付利率、貸付限度額、貸付期間等の貸付条件 | ・貸付条件は金融機関が諸般の状況を考慮して決定（暫定方法第9条～第11条） ・農業保険等に加入していれば、貸付条件を適宜よくすることが可能。 | 農家にとって貸付条件が不透明。 |
| 債務不履行の場合の処置 | ・金融機関は、追加融資、破産清算、協議譲渡、取引場での再移転等の方式を選択し、処置して得た収益から優先的弁済を受ける（暫定方法第15条）。 | 土地経営権の新しい取得者については、請負方の書面同意等は求められていない。 |

資料：関係資料から筆者作成

注. 表中「暫定方法」は「農村請負土地経営権担保貸付試験地点暫定方法」（中国人民銀行ほか4部局、2016年3月15日）の、「実施方案」は「沭陽県農村請負土地経営権担保貸付試験地点工作实施方案」（沭陽県人民政府弁公室、2017年12月26日）の略。

同表に掲げたとおり、土地経営権を担保するには請負方の書面同意等が必要とされ、土地経営権者の一存で担保にすることができない。また、担保物の評価が難しく、もし農業経営の純収入を基準とするならば、大きな金額にはならないだろう。貸付利率等の貸付条件も一律の基準はなく、金融機関に任せられることとなっている。債務不履行で担保物を処分することとなった場合、当該土地経営権が第三者に渡ることが考えられるが、このときは新しい土地取得者について請負方の書面同意は求められておらず、土地経営権の移転について制度的整合性がとれないものとなっている。

土地経営権の融資担保化が実際に効果を発揮できるようにするためには、こうした課題をまず解決することが必要とされよう。

2) 権利の重層化に伴う課題

中国農村の土地請負に関する権利は、土地請負

経営権という物権の上に、さらに土地経営権という物権を重ねた構造になっており、物権としての権利が必ずしもわかりやすいものとなっていない。

たとえば、土地請負経営権から土地経営権を除去した後は、土地請負経営権は物権ではなくなるのだろうか。あるいは、土地請負経営権から土地経営権を除去すれば、残ったものは土地請負権であるが、土地請負経営権の枠組そのものがなくなってしまうのだろうか。このことについての明文の規定はない。

また、請負方から土地経営権を譲り受けた土地経営権者が、請負方の書面同意を得ずに第三者に当該土地を賃貸に出すことは可能か。これも明文の規定はないので、規定上は禁止されておらず可能と考えるほかはないが、制度の妥当性の問題は残ろう。

物権は対世的効力を有するものとされるため、なるべく権利の内容は簡潔であることが求められ

るが、土地請負経営権は権利が二重になっており、しかも権利主体も個人と農家の二つが存在する。

修正法では、結局、土地請負経営権に関する定義規定は何ら設けられなかったが、今後は定義規定を置くこと等により、わかりやすい権利としていくことも求められよう。

おわりに

農村土地請負法の2018年修正は、これまで述べてきたとおり、農村土地の流動化、請負関係の安定、さらに農村土地を通じた社会保障を図ることを主要な目的として、土地経営権の新設、土地経営権の融資担保化、請負期間の延長等の措置を講じたものである。

こうした措置に関する規定が置かれたことによって、中国農村の土地請負経営権の法的内容は、請負土地の固定化とともに、これまで本質とされてきた農民集団の成員として土地を請け負う権利が形骸化し、農家に権利が一元化される方向に向かって進んだとしてよいであろう。そして、こうした権利内容の変化は、土地の流動化という要請に応えたものともなっている。

しかしながら、今後の制度的課題で述べたように、農村土地の流動化という課題に直面した場合、現在の社会主義的土地所有を前提とした制度では限界がある。また、修正法においても、土地経営権の担保物としての課題や権利の重層化の課題のように、今後に残された課題は多い。

いずれにしても、今回の法修正で土地請負経営権が永続的に安定して運用されるとは考えにくく、いずれまた大きな見直しが必要とされよう。土地請負経営権の動向については、今後とも注意深く観察していくことが必要なものと考えている。

<注>

- 1 中国農業部の1200カ村に対する調査結果による。
- 2 毎年最初に出される中共中央・国務院の政策的文書。

その年の主要な政策方向を示すとされる。

- 3 民法通則第80条第2項、土地管理法第12条（いずれも当時の条番号）。
- 4 民法通則第55条および第56条（いずれも当時の条番号）は、個人のほかに請負農家にも民法上の法的主体としての地位を認め、その債務の責任範囲を規定している。
- 5 経緯は主として2015年11月7日法制日報、全人代HPの記述による。
- 6 ある程度大規模で効率的な農業経営を行う新たな形態の経営体の呼称。家族経営農家、専門農場、竜頭企業、農民專業合作社等が考えられている。

〔参考文献〕

- 河原昌一郎、2020、「中国農村の土地制度改革：土地流動化に向けた取組と課題」『世界経済評論』一般財団法人国際貿易投資研究所
- 河原昌一郎、2005、「中国の土地請負経営権の法的内容と適用法理」『農林水産研究』農林水産政策研究所
- 胡麻本篤一、1949、『ソヴェト民法および労働法』法律文化社
- 楊一介、2003、『中国農地権基本問題－中国集体農地権利体系的形成与拓展』中国海関出版社

Change of legal contents and institutional problems of the Right to Land Contractual Management in China : From the contents of the 2018 revision of the Law on Land Contract in Rural Areas

KAWAHARA Shoichiro (Fukui Prefectural University)

In the Chinese farm village, it has been required to raise farming bodies which are efficient and productive, in response to the situation such as shortage of labor force of farming villages nationwide and deterioration of international competitiveness of the farm products associated with rise of the production cost, since the late 2000s.

Under such circumstances, the 2018 revision of the Law on Land Contract in Rural Areas made a newly establishment of the right of

land management and collateralization of it for land fluidity.

The essence of the contract right of the land management was “a right to contract land”, that is, a right to receive distribution of the land from the farmer group. However, through the 2018 revision, changes occur in the legal contents of the contract right of the land management. “A right to contract land” lost its substance. In addition, socialistic character of the land contract faded and became superficial.

民主化後の韓国における地域主義政党システム存続の要因

公選政治家の視点から

縄 倉 晶 雄

〔要旨〕

本研究は、1987年の民主化以降の韓国において、個別の政党が短命でありつつも、なぜ地域主義に基づく政党システムが維持されてきたのかを、政党の政治家に対する選挙上の貢献という視点から論じる。民主化以来、韓国では、湖南地方で進歩政党が圧勝し、嶺南地方で保守政党が圧勝するという、いわゆる地域主義に基づく政党システムが維持されてきた。地域主義は、韓国政党政治の後発性の表れと否定的に評価されてきたが、他方で、民主化から30年が経ち、またそれを率いたと評される三金政治が終焉を迎えて久しい今も持続している。本研究は、そうした地域主義の持続力を、選挙で選ばれる政治家の視点から、2016年前後の政局を事例として考察した。考察の結果、韓国における地域主義政党は、各々の支持地域において、同国の議会政治では貴重な安全選挙区を提供しており、この安全選挙区を維持せんとする現職政治家の意向が、地域主義政党と、それに基づくシステムを維持し、個々の政党の度重なる改編や、新興政党の台頭にもかかわらず、他の政党システムへの移行を拒んでいることが明らかとなった。

はじめに

本研究は、1987年の民主化から30余年を経た韓国において、個々の政党が短期的には頻繁な離合集散を繰り返すにもかかわらず、長期的には地域主義に基づいた政党制が維持されてきた要因を、現職政治家の利害関係という切り口から問うものである。民主化以来30年余りの間、韓国では、南東部・嶺南地方で保守政党が圧倒的な支持を獲得し、南西部・湖南地方では進歩政党が圧倒的な支持を得るという、いわゆる地域主義が続い

てきた。同国の地域主義はしばしば言論の場で批判されてきたほか、個別の政党の頻繁な改編、各地域を代弁するボス政治家の引退・逝去、そして財閥のオーナー一族や著名知識人の政界参入といった挑戦に晒され、選挙によっては大きく後退したかのように見られたこともあった。しかし、例えば2018年全国同時地方選挙では、湖南・光州広域市の市議会で進歩政党・共に民主党が定数23中22議席を獲得する一方、嶺南・大邱広域市の市議会で保守政党・自由韓国党が定数30中25議席を得るなど、地域主義は依然として強い持続

キーワード：

地域主義、政党システム、選挙管理、院内政党、2016年ろうそく集会

力を持っている¹。韓国政党政治における地域主義の持続性をめぐっては、これまで有権者の視点に立った先行研究が多く出されてきた。本研究は、これら先行研究の意義を認めつつも、しかし同時に、先行研究が選挙で選ばれる政治家の視点に立ち、公選政治家が地域主義に根差した政党の在り様を維持する動機を持っている可能性、そして公選政治家がその動機に基づいた行動をとっている可能性を十分に検証してこなかったのではないかという疑問を持つ。その上で本研究は、韓国では地域主義を持続させることに利益を見出す政党および選挙の構造があり、政治家がその構造を踏まえた行動をとることで、地域主義の持続性が促されている可能性を模索する。

なお、本研究では韓国の公選政治家のうち、小選挙区制をとる地域区選出の国会議員（2019年現在、国会定数300名中257名）、および同じく制度上は小選挙区制となる大統領選挙の候補者を専らの考察対象とし、拘束名簿式の比例代表制をとる全国区選出議員（同43名）については、基本的に考察に含めない。これは、1990年代以降の総選挙において、再選を目指す職業政治家が地域区で立候補する一方、全国区の候補者は研究者や市民団体の指導者といった有識者を中心とし、かつ当選しても1期4年限りで政界を退くという慣例が、主要政党の間で定着しつつあることによる（租税日報、2016；Jun、2010）²。韓国の総選挙は同一人物が地域区と全国区に重複立候補できないため、上述のような処理をしても、分析上の不都合は生じないものと考えられる。以下、1.で先行研究を概観し、2.で韓国の政党の機能を考察する。そして、3.で仮説を提示し、4.で当該仮説が成立する余地を模索する。4.は、本校執筆時点における資料的制約から実証分析を行うには至らないが、2016年春の総選挙で新党である国民の党が台頭し、地域主義に基づく二党制が崩れた後、同年秋のろうそくデモ、翌年初夏の大統領選挙を経て同党が失速し、2018年初夏の

地方選で旧来の二党制に回帰するまでの過程を、新聞報道に基づいて追っていく。なお、同節で参照した新聞は保守系の『朝鮮日報』が中心となるが、これは、2016年秋の政局が保守与党の党内抗争の大きく絡んだものであり、その抗争の詳細な取材において保守系紙に一日の長が認められたためである。また、厳格な選挙管理が行われる韓国では、選挙運動中に世論調査結果を公表し、世論を誘導することが禁じられるなど、メディアの選挙報道にも規制が及ぶ。こうした点から、保守系紙の記事をレビューすることは、学術的考察に求められる公正さを損なうものではないと判断した。最後に、5.で結論を述べる。

1. 先行研究とその課題

民主化後の韓国、特に湖南地方と嶺南地方北部において、個別の政党レベルでは幾度となく改編が繰り返されつつも、地域主義に基づく投票パターンが繰り返され、大統領を輩出し、与党第一党となる党が湖南＝進歩政党と嶺南＝保守政党の2つ以外に存在してこなかった状況をめぐっては、これまでも多数の研究がなされてきた。それらの研究を類型化するならば、有権者の視点に立った議論と、選挙での勝利を目指す政治エリートの視点に立った議論の2つに分けることができる。

第一の、有権者の視点に立った議論は、投票行動論の分野における理論的蓄積を民主化後の韓国に援用したものが多い。2010年代前半頃までは、これらの研究は計量分析の手法を活用し、現在の韓国における公職選挙において、有権者の投票行動が地域主義志向であり、それが投票率や選挙結果に影響している事実を指摘するものが中心であった³。これらは、金大中や金泳三といった強固な地縁を持つボスの存在を踏まえ、それらボスの政治的影響力を総選挙での集票力という視点から論証するものであった。しかし2010年代に

入ると、これらボスが政界を引退し、鬼籍に入ったにもかかわらず、従来の投票パターンが崩れない理由が問われるようになった。その中でカン・シング（2019）は、公職選挙に前後する有権者へのインタビュー調査や、総選挙で当選した現職候補者の公約のレビューを通じ、現在の韓国では一見地域主義政党が存続しているように見えるものの、これら両党の現職議員を再選させる要因は2000年代以降着実に変化してきたことを明らかにしている。すなわち、同議論によれば、金大中のようなボス政治家が君臨していた1990年代は、現職の国会議員が地域区で再選しようとする場合、各々の地域に地縁を張り巡らせ、圧倒的知名度を誇るボス政治家のネームバリューが有効な政治的資源として機能した。2000年代以降、ボス政治家の引退に伴い、それら資源を活用できる余地は縮小した。しかしその後も多くの現職議員は再選を目指しており、その目標を達成するために彼らは、旧来のボス政治家の人脈を用いつつ、同時に道路建設やイベント誘致など地元選挙区への利益誘導を図るようになり、それが既存の政党の枠組みを維持させた。これを裏付けるものとしてカン・シングは、過去4年間に利益誘導を実現したり、選挙公約で利益誘導を掲げた現職議員ほど再選率が高いことを明らかにしている。

第二の、政治エリートの視点に立った研究は、政界での影響力を確保し、ボスになろうとする職業政治家にとって、地域主義の言説を前面に押し出し、集票を図ることが合理的な選択肢であったことを明らかにしている。森（2011、p.261-278）は、民主化前の1960年代から大統領の座を狙っていた金大中が、民主化後、狭いイデオロギー空間の中で自らの政治的プレゼンスを最大化するべくとった方法が、特定地域を票田として取り込むことであったと指摘している。こうして、権威主義体制から民主主義体制へと移行する過程で、時の有力政治家が地域を基軸とする政党秩序を志向したことは、それ自体が経路依存性を持ち、現

在の韓国の政党システムを少なからず規定しているとされる（Jung, 2010）。すなわち、韓国の総選挙は、地域区における現職再選率は60%前後で推移しており、小選挙区制を採用する国としては低水準にある⁴。特に、割り当て議席数の多い首都圏⁵は選挙のたびに保守・進歩間で当選者がスイングすることが常態化しており、湖南地方、および嶺南地方のうち大邱広域市・慶尚北道は、進歩、保守それぞれの陣営に属する議員にとって、貴重な安全選挙区（safe seats）となっている。安全選挙区で当選を重ね、常任委員長などの役職に就こうとする議員にとっては、政党システムを抜本的に改編することは、自らの再選を危うくするものであり、それゆえに、既に存在する地域間のクリーヴィッジに基づいた政党制を維持することは、現職の国会議員にとっては合理的である。これに関してカン・ウォンテク（2019、p. 5-7）は、同国の地域主義は、外見上は従来と同様のクリーヴィッジを維持しつつ、その内部構造は、1990年代から2010年代に至る中で変化していると、より明瞭な説明をしている。

上記のように、民主化後の韓国における政党政治をめぐるのは、近年、政治過程論の観点を含んだ実証分析が大きく進展している。しかし、これら諸研究は、ボス支配に代わり、利益誘導を行動原理とする韓国の政党の姿を精緻に描くものではあるが、他方で、なぜ性質上の変化を遂げた既存政党に挑戦する新興政党が乏しく、またそれら新興政党の大半が総選挙を2回以上戦い抜くことなく消滅するのかを説明していない。周知のように、小選挙区制の下で政党が少数に収斂する現象は、選挙に参加する政党がいずれも全国政党であるという前提の下で顕在化するものであり、実際、小選挙区制の下でも、特定の地域や指導者に依拠する新興政党が勃興し、多党制化することは珍しくない。だが、こうした動きは民主化以降の韓国では限定的であり、地域主義と結びつけられた進歩・保守の主要二政党が対立する構図は、幾度か

改編を経験しつつも、強靱な復元力を持ってきた。

しかし、こうした復元力を、安全選挙区を維持せんとする現職議員の経路依存性に基づいて説明することにも限界がある。すなわち、現職議員が現状の政党システムの維持を合理的と見なすのであれば、政党システムの変革につながりかねない政党そのものの改編も忌避の対象となるはずである。民主化後韓国の政党制は、システムとしては持続性を持つ一方、個々の政党は短命であるという点にその特徴を見い出せるのであり、これまでに見てきた先行研究は、この特徴を十分に説明できているとは言い難い。

こうした先行研究の限界は、これらの研究が、政党の役割を現職政治家の視点から捉え切れていないこと、そして韓国の政党組織の性格を、その分析に反映できていないことに起因していると考えられる。韓国においても現職の公選政治家は、大統領のように再選が禁じられた役職でない限り、一般的にその役職に長期間留まるべく、再選を重ねようとする。その際、特定の政党に所属することがどれほど利益になるのかは、政治家が政党組織に対してとる姿勢を大きく左右する。例えば、55年体制下の自民党議員にとっては、たとえ中選挙区制の下で同士討ちを経ても、自民党に属することは、万年与党としての利権にアクセスできるという利点があった。韓国の政治研究については、従来その分析対象が政策や理念に偏り、利益面での分析が不足していることが指摘されてきたが（Shin, 2017）、政党本部が利益を黨員、とりわけ公職に就く黨員に付与できているかという点も、これまで十分に検討されてきたとは言い難い。

そして、韓国の政党組織の特徴を踏まえるならば、こうした公選政治家の視点からの考察は尚のこと重要となる。即ち同国では、1960年代以降、多くの政党が大勢の黨員を院外に抱え、その院外に置かれる事務局を中心として運営される大衆政党を志向してきたが（金鐘泌, 2013）、実際にそ

うした組織形態をとった政党は、全国民主労働組合総連盟（民主労総）を母体とする正義党など、少数にとどまっている。むしろ大半の政党は、国会議員や大統領選挙の候補者を中心に運営され、一般の黨員は、総人口5000万人に対して実勢10万人にも満たない幹部政党であつてきた⁶。こうした政党の在り方の下では、一般黨員とのつながりや、大衆組織の意向が党の選挙戦略や運営を左右する度合いは小さくなり、むしろ党執行部や所属議員らといったエリート間の抗争や協調が、党運営に影響力を持つようになる。それゆえ、幹部同士の相互作用という切り口から韓国の政党制を見ることは、同国の公選政治家の状況を踏まえると、一定の妥当性があると言える。

加えて韓国では、政党の地方組織が汚職の温床であるとしてしばしば批判され、それを受けて政党法が政党の院外活動を規制してきた。特に、2007年の政党法改正では、汚職の摘発が目立った選挙区レベルの政党支部（地区党）の設立や運営が禁止され、選挙区レベルでの政治献金ルートが政治家の個人後援会に一本化されている。これは、献金という、議員の再選において死活的に重要な資源の供給ルートにおいて、政党の院外組織の役割が制限されるということを意味する。

以上の点からは、大衆政党としての性格が弱いという特徴を踏まえることによって、韓国の政党システムが持つ持続性を説明できる可能性が示唆される。では、大衆への浸透度が低いという韓国の主要政党の特徴は、現実に国政を担う公選政治家にとってどのような利点ないし問題をもたらすのか。以下では節を改め、この点を見ていく。

2. 国会議員の再選と政党の機能

韓国において、現職政治家から見た政党の役割を、精緻に、選挙資金などの客観的に測定できる指標を用いて分析しようという取り組みは、民主化から10年あまりが経過し、平和的な与野党政

権交代も経た 2000 年代初頭から本格化した。そこでこの当初の関心は、政党が、果たして金権政治の温床になっているのかという疑問に、科学的な見地から答えを示そうとするものであった。その草分け的研究であるキム・イソンら（2002）は、民主化以降の同国で「保守政治家の金権選挙」が一種の通念として語られてきたことに疑問を提示し、現職国会議員の再選に議員本人以外の資金提供アクターがどれほど貢献しているかを、選挙資金の流れから検証した。その結果キム・イソンらは、選挙管理の極めて厳格な同国では、選挙資金の公式収支報告に一定の正確性が認められることを論証した上で、1990 年代を通じ、地域区選出の現職国会議員の再選に際し、政党本部が提供した資金は総選挙費用の 20-25% 程度にとどまっており、選挙資金の大半は、議員個人が後援会での取り組みなどの労力を払って入手する必要がある実情を明らかにしている。その後継研究であるオム・ギホン（2017）は、2000 年代以降も政党が国政選挙の公認候補に提供する資金が限定的であることを指摘している。即ちオム・ギホンは、2000 年代以降も、政党は現職国会議員の再選に際し、依然として総選挙費用の 2 割強を提供するのみであると算出している。

また、韓国の政党地方組織には、党員から党費を徴収し、そこから党本部への上納分を除いた残余を収入とすることが政党法上認められているが、イム・ソンハク（2016）によれば、韓国の有権者の政党への参加意識は低く、名義上政党に加入し、党員名簿に名を連ねる有権者は少ないものの、実際に年額数万ウォンの党費を納め、党財政に貢献する者は、そのうち 10-30% 程度にとどまる。さらに、そうして収支報告上は納入された党費も、実際には名義上の納入者に代わり、党支部幹部が代納していることが少なくない。その結果、党費収入の総額は極僅かとなり、選挙費用全体の 5% 程度をカバーするに過ぎない状況となっている（キム・ハンナ、2016、pp. 68-72）。

こうした、政党地方組織の役割は、2007 年の政党法改正などにより、一層縮小してきている。即ち、同年の改正では、選挙区レベルに置かれる党支部が、不正な金品の授受の温床になっているとして、一律禁じられることとなった。このように集票・集金機能が限られると、個々の政党は、所属する議員らにとってはラベル以上のものではなくなる。

上記の内容からは、少なくとも総選挙の地域区において政党組織が果たす役割が限定的であることが読み取れるが、これに代わり、現職国会議員の選挙資金を確保してきたのが、議員の個人後援会である。個人後援会の役割は政党法でも明記され、政治献金の合法的な窓口と規定されるだけでなく、選挙運動の主体として費用の拠出が認められ、また自治体首長や地方議員といった地方政治家との接点の役割も担ってきた。その結果、2012 年の第 19 代総選挙では、個人後援会は平均して現職議員の選挙費用の 75% 以上を賄うものとなった（キム・ハンナ、2016）。独自の資金調達ルートを確立した個人後援会の選挙基盤は、特に当選回数 3 回以上の議員において盤石であり、2016 年の第 20 代総選挙では、保守政党・セヌリ党の公認に漏れた現職の陳永（当選 3 回）が、無所属にもかかわらずどぶ板選挙を展開し、セヌリ党の公認を受けた黄椿子を下している⁷。

選挙費用の収入という面から言えば、その役割が限られている韓国の政党であるが、しかし他方で、選挙費用の支出という面から見ると、特に地域主義の中心であって来た湖南地方（全羅南北道、光州広域市）および嶺南地方北部（慶尚北道、大邱広域市）では、大きな役割を担っている。民主化以降、選挙管理制度を厳格化させてきた韓国では、特に 2007 年以降、大統領選挙においては選挙公営化の一環として一定条件の下で選挙費用が公金補填の対象となっているが⁸、総選挙については、費用の公営化は限定的である。これに関してチョン・デファ（2004）とキム・ジョンドラ（2012）

は、総選挙で支出される費用を、選出地域と所属党派の関連性という観点から計算している。その結果によれば、選挙管理委員会の厳格な統制の結果、首都圏など、全国の多くの地域では、選挙費用の支出額に有意な選挙区間格差は見られないが、嶺南地方北部選出の保守政党議員と湖南地方選出の進歩政党議員の場合は、総選挙での選挙費用がそれ以外の地域の議員に比べて25-30%低くなることであった。すなわち両地域では、1990年代から継承された政党幹部同士の人脈、および現職議員の持続的な利益誘導の結果として、選挙運動期間中に新規に選挙費用を投下せずとも、それぞれの地域を安全選挙区とする政党にとって議席を獲得しやすくなっている。選挙資金の規制が厳格な韓国において、こうした安全選挙区を維持することは、当該選挙区で政治的キャリアを重ねようとする議員のプレゼンスに貢献する。

現職政治家が既存の政党制を維持する利点は、地方自治という視点からも説明できる。韓国の地方自治は、基礎自治体議会選挙に中選挙区を導入するなど、理念としては党派色の希薄な、地域密着型の議論の場を志向してきた。しかし他方、同国の同時地方選挙は、地方自治法の規定上、統一率が常に100%となる。そのため、原発の誘致をめぐる是非などといった地域特有の争点に注目が集まるよりも、国政与党への中間投票としての性格を帯びやすくなる。従って、自治体首長や地方議員に立候補する者は、主要政党から公認を得ることが不可避的に重要となるが、中でも嶺南地方北部および湖南地方という主要政党の安全選挙区地帯では、それぞれ保守・進歩の両党が対立政党に対して圧倒的に優位な党組織を有しており、各地域の優位政党の公認を得られるかどうか、当落を大きく左右する（カン・ウォンテク、2018、pp. 142-146）。従って、これら地域の地方政治家にとっても、既存の政党制の変革は不安定要素を増すものになってしまうのである。

さらに、地方選挙の候補者に対する政党本部の

公認は、保守・進歩両党ともに、地域区選出の国会議員が取り次ぐことが原則となっている。その過程では、国会議員が地方選挙の候補者から百万ウォンから一千万ウォン程度の斡旋手数料をとることが常態化しているが⁹、選挙資金の多くを自前で用意しなければならない国会議員にとって、この斡旋手数料は貴重な収入源となっている。また、仮に斡旋手数料を徴収しない場合でも、公認の斡旋を介して地方政治家との人脈を形成していくことは、総選挙において応援人士を確保し、国会議員にとって選挙上有利となる。

以上見てきたように、現職の政治家、特に、嶺南地方北部と湖南地方に基盤を置く政治家にとって、既存の政党制を維持することは大きな利益につながり、逆に、この政党制を変革することは多大なリスクを伴い、回避すべきものとなる。次節では、こうした韓国の政党組織の特徴をめぐる研究動向を踏まえ、本稿の仮説を提示する。

3. 院内政党の視点に基づく仮説

韓国では、1987年の民主化以前においても複数政党制が維持され、1978年の総選挙では野党が躍進し、得票率で与党を上回るなど、限定的な政党間競争が見られた。しかし、他方で野党はしばしば活動空間を制限されたり、政府・与党が政府への微温的な批判に終始する「御用野党」を設立させるなど、その競争は公正なものとは言えなかった。1987年の民主化を経て韓国国内では、こうした状況を改革すべきであるという議論が噴出するようになるが、そうした議論の主流となったのは、各党が異なるイデオロギーを党是に掲げ、各々の有権者が自らの賛同する政党へ積極的に参加すべきだという、大衆政党論であった。例えばMoon（2018）は、民主化以来30年間、同国では保守ないし進歩の方向性を掲げた政党が相次いで成立しつつも、それらが富裕層と労働者それぞれの代表（representative）たりえておらず、

大衆的基盤を欠いていたことを批判的に論じている。また未来政治研究所（2017）は、1990年代の韓国政党政治をレビューする中で、右派以外のイデオロギーが受容されないことと並び、政党組織が一般党員をほとんど有しておらず、かつ有権者との恒常的な接点にも欠けているなど、大衆に根付いていないことが、韓国における政党への評価の低さに直結してきたと論じている。こうした議論は、リプセットおよびロッカンの政党論の古典として知られる凍結仮説を下地としており、20世紀イギリスの大衆政党（mass party）や、戦後ドイツの国民政党（Volkspartei）を理想像とする、単線的な発展観に基づくものであったといえる。

しかし、他方で現在の韓国では、自国の代議制民主主義が大衆政党を欠きながらも長期間に渡って安定的に営まれてきたことを背景として、その政党制を実証的に分析しようとする動きが出てきた。具体的には、チョン・ジニョン（2005）は、2000年代前半における主要政党の国会議員団の動向を追い、党代表や院内総務といった議員団執行部が、所属議員の抱える様々な利害関係を恒常的に調整していること、および、その調整が追いつかず、所属議員間の利害対立が解消できない場合に、政党の分割や解消、他党との合同が生じることを指摘している。この他、キム・ボムソクほか（2003）は、大衆政党化していないとされる韓国の政党が、しかし選挙区レベルでは自治体首長や地方議員との利益交換によって、国会議員による地域の状況把握に貢献していることを明らかにしている。これらの蓄積を踏まえながらキム・ハノラ（2016）は、大衆的基盤を欠きつつも、現職国会議員や大統領候補者の間での協調や利益交換によって組織を維持する韓国の政党を、大衆政党への発展途上形態と見なすのではなく、それ自体を一定の合理性に基づく政党の形態と見なし、これを院内政党と位置付ける視点を提示している。こうした視点の根底には、そもそも開発主

義を経て近代化した韓国では、保守と進歩という対立軸がイギリスのような階級に基づいたものになりやすく、大衆政党が成立する前提を欠いているという認識がある。

このように、韓国政党研究では、大衆政党に基づくシステムが確立されないことへの批判がありつつも、現職政治家の利害関係を切り口として政党を見る「院内政党論」が打ち出されている。では、この院内政党論からは、個々の政党は短命であり、しばしば改編されるものの、システムとしては地域票に依拠した二党制が持続するという現象は、どう説明されるのか。ここで本研究は、政治家が選挙で当選する際に、政党が果たす役割に着目する。すなわち、韓国の政党は、地区党が禁じられるなど、所属政治家の再選に際して提供できる資源は少ない。他方で保守・進歩の主要政党は、安全選挙区を擁するなど、選挙に際して政治家が負担するコストを節約する機能も持っている。以上の点を踏まえると、韓国で地域主義二党制が持続するのは、公選政治家がその存続に利益を見出し、これを変革しようとするアクターを排除してきたためでもあるのではないかという仮説が提示される。次節では、直近で地域主義二党制が最も大きく崩れかけた2016年の政局を事例として、現職政治家の政党をめぐる行動を見ていくことで、この仮説の妥当性について検討していく。

4. 2016年政局の検証

2016年4月の第20代総選挙は、翌年末に予定されていた大統領選挙の前哨戦としての性格を有するものであったが、選挙運動に先立ち、安哲秀が進歩政党・民主党から離脱し、新たに国民の党を設立したことで、進歩陣営が分裂状態に陥った中で展開されることとなった。これに先立つ2012年の第19代総選挙は、首都圏を中心にセヌリ党と統合民主党の一騎討ち選挙区が多くを占めていたが、2016年総選挙では、安哲秀が金大

中政権の関係者を取り込み、湖南地方の大半の選挙区で公認候補を立てたことで、前回に比べて二党制の構図が崩れた中での選挙戦となった。他方、保守陣営であるセヌリ党も同時期は、2014年のセウォル号沈没事故をめぐる対応の遅れが決定打となり、世論調査での政権支持率が軒並み50%を割る状況となり、また、朴槿恵派と李明博派という10年来の派閥抗争が再燃していた。2008年総選挙では党の分裂も招いたこの派閥抗争は、2016年総選挙では各選挙区での公認過程で表面化し、朴槿恵派主導の党選対本部が予備選挙規定を恣意的に運用した結果、10名以上の現職議員が公認から漏れ、無所属候補として出馬する事態になっていた¹⁰。この中には当選1回の若手議員だけでなく、嶺南・大邱広域市東区選出の現職であり、当選回数3回で常任委員長経験も有する劉承旼など中堅議員も含まれていた。これら無所属候補のうち、劉承旼ら結果的に当選した者は、後にセヌリ党から追加公認を受けたが、本選挙に先立つ露骨な公認外しは、党内抗争の火種として燻ることとなった。

こうした状況の下で行われた選挙戦の結果は、定数300に対し、共に民主党123議席、セヌリ党122議席、国民の党38議席、並びに民主労総を基盤とする正義党6議席となった。この結果は、開票直後こそ、与党・セヌリ党が第一党から転落したことが注目されたが¹¹、やがて時間が経つにつれ、共に民主党の辛勝ぶりが注目され、また同党議員の間でも、薄氷の勝利であったことへの自己批判が目立つようになっていった。そもそも同選挙で共に民主党は、比較第一党の座こそ得ていたものの、その獲得議席数123は、前回選挙で前身の統合民主党が獲得した定数299中127議席よりも少なく、また、比例代表枠での得票数は606万票にとどまり、国民の党の630万票、セヌリ党の790万票よりも少なかった¹²。

しかし、それら以上に共に民主党関係者に衝撃を与えたのは、湖南・全羅南道で28議席中22

議席を国民の党に奪われたという、安全選挙区での惨敗であった。選挙後に行われた同党の総選挙反省会では、所属議員から湖南地方での大敗に対する不満の声が噴出し、党執行部の責任を追求する声も出た¹³。特に、湖南での国民の党の躍進が、金大中政権関係者の支援の結果であったことが指摘される中¹⁴、釜山出身だった元大統領・盧武鉉の関係者の支援ばかりを当て込んだ選対統括・文在寅への批判は少なくなかった。この時点で文在寅ら選対執行部は、従来、盧武鉉の出身地でありながらセヌリ党の地盤であった釜山での議席増という実績を以て党内批判をかわせたものの、翌年末に予定されていた大統領選挙での勝利のためにも、湖南での支持を回復し、党勢を回復させる必要に迫られた。

選挙後、共に民主党執行部は野党共闘路線を打ち出し、与党・セヌリ党を追い込む過程で進歩勢力としての主導権確保を狙う戦略をとった。しかし、強固な労組組織票を持つ正義党をも上回る議席獲得に勢いを得た安哲秀は、新国会最初の議案である議長選出で「第一党とはいえ、総議席の過半数に満たない以上、共に民主党から議長を出すかどうかは院内で検討されなければならない」と共に民主党を牽制し¹⁵、その後の個別の法案への対応でも「安易に与野党対決を演出すべきではない」と、独自路線をとった¹⁶。そのため、共に民主党は国会開院後も国民の党を取り込めなかったが、この状況に、翌年末の大統領選挙、さらには2年後の全国同時地方選挙を見据える共に民主党院内関係者は、激戦区である首都圏だけでは票を固められないと、不満を強めていった¹⁷。

一方、与党・セヌリ党は、少数与党に転落したものの、議席の減少幅は当初予想ほどには大きくなく、また比例代表枠では共に民主党13議席に対して17議席を得るなどしていた。そのため、「選挙での敗北を党幹部人事に反映させるべきだ」という批判の声が党内から起こり、それによってようやく、党代表の金武星のほか、現職執行部

の刷新が進むほど、党内部の動きは鈍いものであった¹⁸。このように選挙後の主要二党の党内状況を見ると、少数与党にとどまったセヌリ党内よりも、むしろ僅差とはいえ第一党になった共に民主党の方が危機感を強く持っていたのであるが、この危機感の根底に湖南での議席喪失があったことは、注目に値する。

総選挙後の臨時国会、および秋の定期国会にかけて、共に民主党は野党共闘を維持するが、総選挙での苦戦を契機に政府・与党が慎重路線をとるようになったことで、共闘は不発に終わる場面が目立つようになっていった。政府提出法案の多くを党派中立的なものが占め、国家安保や教育など保守色の出やすい分野の法案が差し控えられる中、与野党対決は具体的な法案をめぐってではなく、強硬なデモ鎮圧や閣僚不祥事の追及という、政府高官の判断や言動をめぐるものを軸としていった。だが、2015年12月のソウルでの無許可路上デモを警察が高圧放水で鎮圧し、デモ隊に死傷者が出た案件を野党側が批判すると、与党側は当該デモが無許可、即ち違法行為であることを指摘し、野党の批判をかわすことに成功してしまった¹⁹。さらに、家畜伝染病の拡大防止が後手に回った責任を問うべく、共に民主党が農林畜産食品部長官の解任建議案の提出を示唆した際には、共闘相手であるはずの国民の党から「演出された与野党対決には与しない」と一蹴されている²⁰。

こうして開いていった野党間の溝は、共に民主党が定期国会への提出準備を進めていた法人税引上げ法案をめぐり、より鮮明なものとなる。総選挙での公約で所得再分配機能の強化を訴えていた同党にとって、同法案は公約履行の第一歩と位置付けられるものであったが、政府・与党に加え、国民の党も景気減退のリスクから、これに否定的な対応をとった²¹。総議席の半数以上を占めるセヌリ党と国民の党が反対を表明したことで同法案成立の見込みはなくなり、野党共闘を通じて国民の党を取り込み、支持基盤の回復を目指すという

共に民主党の戦略は完全に行き詰まった。

こうした中の2016年10月、大統領が旧知の私人・崔順実对国家機密を漏洩したことが判明し、さらにその後、青瓦台高官らによる汚職も相次いで明らかになるという、いわゆる崔順実ゲートが発覚した。2年半前のセウォル号沈没事故以降、若年層と進歩陣営を中心に強まっていた朴槿恵政権への反発は、このスキャンダルを契機として一気に高まり、10月29日以降、大統領退陣を求めるろうそく集会在ソウル都心で毎週末に開かれるようになった。集会参加者は回数を重ねるにつれて増加し、第1回の参加者が主催者発表3万人だったのに対し、11月下旬までに主催者発表で130万人、警察発表でも20万人を超えるようになった²²。

毎週末に定例開催されるようになったろうそく集会に対し、野党は概ね同調する姿勢を示し、11月9日の第3回集会には共に民主党、国民の党、および正義党という、国会に議席を持つ野党3党全ての幹部が参加している。だが、集会に参加した国民の党と正義党の首脳が大統領の「早期退陣」を訴える参加者の声に同調するのに留まっていたのに対し、共に民主党の前代表・文在寅は翌週の第4回集会で「国会における大統領の弾劾訴追」という踏み込んだ言及をし、運動圏の主張を制度圏の措置に変換する媒介役を申し出ることとなった（チェ・ヨンジュン、2017、pp. 141-146）。

文在寅の姿勢は、集会執行部内での議論を踏まえたものであった。即ち、労働組合や各大学の学生会などがアドホックな形で組織したろうそく集会は、ネットワーク状の広がりを持つことで参加者の急速な増加を実現する一方、内部の足並みは必ずしも一致していないという問題を抱えていた。特に、4回目の集会を開いた11月中旬の時点では、大統領の早期退陣を求めるか、あるいは弾劾訴追を求めるかで、意見の対立があった（チェ・ヨンジュン、2017、p. 132）。前者は、

1960年の4・19運動で初代大統領・李承晩が自ら下野し、海外亡命した例のように、大統領が自発的に退陣を表明するよう追い込むものであった。この戦略を採用した場合、朴槿恵政権を早期に終焉させることができる一方、その実現のためには与党・セヌリ党が大統領から明確に離反する必要がある、大統領に引導を渡す役割を担うセヌリ党が、その後の政局の主導権を握る可能性があった。他方で後者は、朴槿恵政権の「共犯」であるセヌリ党の協力を必要とはしなかったが、国会が弾劾訴追をしても憲法裁判所が罷免の判定を下すとは限らず、かつ、弾劾訴追のためには国会の多数派である野党の協力を仰ぐ必要があった。この点について、集会執行部では労組関係者を中心に「共に民主党は我々の友人たりうるか」という懐疑的な声もあり、足並みは揃っていなかった(チェ・ヨンジュン、2017)。

こうした状況下で大統領弾劾訴追を発議する意向を打ち出したことで、共に民主党は失いかけていた結束と党勢を回復した。他方、それまで野党陣営で強い存在感を見せていた国民の党は、劇場政治を忌避する安哲秀が「弾劾訴追は与野党間の対立を激化させ、禍根を残す」として、弾劾に消極的賛成を続けたことにより、野党陣営内で埋没していった。その後、12月9日の国会本会議で後述するセヌリ党の大量造反によって大統領弾劾訴追案が可決され、翌年2月に憲法裁判所が大統領罷免の判断を下したことで同年5月に繰り上げ大統領選挙が行われた。しかし、既に政局の主導権を失っていた安哲秀は同選挙で1300万票余りを得た文在寅はもとより、セヌリ党の後継である自由韓国党の公認候補であり、前任者罷免の経緯から圧倒的に不利だった洪準杓の780万票をも下回る690万票あまりにとどまる惨敗を喫した。

安哲秀が大統領選挙で惨敗した前後から、国民の党内部では路線対立が表面化する。先述のように、2016年の総選挙で同党は湖南地方での躍進

を実現させた訳であるが、湖南選出の所属議員、中でも盧武鉉政権下で統一部長官を務めた経歴も有する鄭東泳が、安哲秀の党運営に異議を唱え始めた。こうした党内対立は、2018年2月、依然として政治対決を忌避し、政策論争を志向する安哲秀が、セヌリ党から自由韓国党に合流しなかった保守系議員らと正しい未来党を設立したことで顕在化した。鄭東泳ら湖南選出議員14名は正しい未来党への合流を拒否し、集団離党したが、これら議員のうち2名が同年春、選挙不正を理由に相次いで当選を無効とされ²³、議員資格を剥奪されるに至り、国民の党は完全に瓦解した。その後同年6月、これら2名の議員を含む総計12選挙区で補欠選挙が同時実施されたが、同選挙で共に民主党は、この湖南2選挙区のほか、ソウル市長選挙出馬のために議員辞職した安哲秀の選挙区²⁴を含む11選挙区で勝利した²⁵。同選挙は、文在寅政権発足から1年余りであり、発足間もない政権に追い風が吹く、いわゆるハネムーン選挙の性格を帯びていたが、共に民主党は同選挙で党幹部が各地の選挙区を積極的に遊説する総力戦を展開した。特に、湖南の2選挙区への挺入れは顕著であり²⁶、その影響もあって、湖南の光州広域市西区で擁立した宋甲錫は得票率83%、全羅北道務安郡で擁立した徐参錫も同67%という地滑りの勝利を取めた²⁷。この選挙結果は、共に民主党が、湖南選挙区を地盤とする進歩政党としての性格を回復したものと言うことができる。

一方、弾劾政局で劣勢に立たされることとなったセヌリ党内部では、2016年11月中旬に共に民主党が弾劾訴追を発議する意向を表明した前後から、党内抗争が表面化する。先述のように、過去の経緯から李明博系議員と朴槿恵系議員の派閥抗争が見られた同党であるが、ろうそく集会が大規模化し、セヌリ党を朴槿恵政権の「共犯」と見る世論が広まる中、同党内では、この従来からの派閥対立に加え、議員の出身選挙区も絡んだ抗争が本格化していく。

セヌリ党内で最も早い時期に党を見限り、野党主導の弾劾訴追案に同調する意思を示したのが、京畿道楊平郡選出議員の鄭柄国だった。ソウルから約100km東方という首都圏の外郭地を選挙基盤とする鄭柄国は、李明博政権で文化観光部長官も務めた李明博系議員の代表的人物であるが、同時に、首都圏近郊という地域主義色の希薄な選挙区で当選を5回重ねた人物でもあった。また、その得票率は、初当選時こそ46%であったが、再選時には59%、三選以降はいずれも60%以上と、激戦区の多い京畿道にあって際立って安定しており²⁸、個人後援会が強固な地盤を得ていた。その思想は「自由と競争を重視する」という保守色の鮮明なものであったが（チョン・ビョングク、2017）、その彼にとってセヌリ党は、保守主義というラベル以上の役割を有しているとは言い難く、五選のわずか半年後に発覚した崔順実ゲートは、セヌリ党に「保守政党」よりも「朴槿恵政権の共犯」としてのラベルを貼るものとなった。そのため、同党に所属し続けると自らの個人後援会の地盤が侵食されるという状況に陥った鄭柄国は、11月下旬以降、積極的に同党議員に造反、すなわち弾劾訴追案への賛成を呼びかけるようになった²⁹。

こうした党内での造反工作に積極的に応じ、野党議員との協議に合流するようになったのが、先述の劉承旼であった。嶺南の中でも、特にセヌリ党の支持層が厚いとされていた大邱で公認から外された劉承旼だったが、個人後援会を総動員したどぶ板選挙を戦い、朴槿恵派の選対本部が公認した候補を退けた経緯から、弾劾政局では造反議員の核となり、後に鄭柄国から党再編の前面に立つよう請われている（チョン・ビョングク、2017、pp. 166-170）。

劉承旼と並んで造反工作に賛同し、大統領に反旗を翻したのが、4月の総選挙時の党代表だった金武星であった³⁰。金武星は嶺南・釜山広域市影島区を選挙区としており、元々は同じ嶺南出身の

朴槿恵を支持する立場であったが、同総選挙では、先述のように、盧武鉉の地縁を活用した共に民主党の攻勢に押され、釜山広域市全体の18議席中5議席を同党に奪われている。自身も、影島区選挙区で六選を果たしたものの、その得票率は55%と、前回選挙の65%を大きく下回るものであった³¹。ただ、メディアから「東進」と呼ばれるほど顕著であった共に民主党の釜山での躍進にもかかわらず、個人後援会の総動員によって議席を維持した金武星は、自身の政治生命の維持に朴槿恵をもはや必要とはしていない状況にあり、党の前代表でありながら党議に反し、大統領弾劾訴追を支持する立場に回ったのである。

これに対し、弾劾訴追案に反対し、大統領の自発的辞任が望ましいという立場をとった議員の代表格が、嶺南・慶尚北道金泉市選出の李喆雨であった。当時当選3回の李喆雨は、いわゆる安全選挙区で当選を重ねてきた議員の典型例であり、2016年選挙では与党への逆風にもかかわらず得票率64%と、前回選挙の83%ほどではないにせよ、安定した集票で当選している。李喆雨は、もはや大統領としての朴槿恵を守ることはできないにせよ、野党主導の弾劾訴追に便乗することは言語道断とする立場を貫き、12月9日の採決では反対票を投じている³²。

以上見てきたように、2016年秋にセヌリ党で生じた亀裂は、一面においては李明博派・朴槿恵派という従来からの派閥抗争をなぞったものであるが、その抗争の最前線に立った議員を見てみると、造反議員が、直前の選挙で党組織よりも自身の個人後援会を動員して当選しているのに対し、党議への支持を主導した議員が、いわゆる安全選挙区で党の集票能力に支えられる立場であったことが分かる。

2016年12月9日の国会本会議で大統領弾劾訴追案が可決され、翌年2月に憲法裁判所が大統領罷免の判断を下した後、セヌリ党は悪化した党のイメージを払拭すべく、自由韓国党へと党名

を変更したが、これに前後して弾劾訴追案に賛成した鄭柄国、金武星、劉承旼の3議員は、いずれも離党するか、党除名処分を受けた。その後3議員は、自由韓国党と一線を画した保守政党として正しい政党を設立し、さらに同党を国民の党と合併させて正しい未来党を立ち上げた。対する自由韓国党は、朴槿恵を党除名処分とし、他方で離党した議員の復党を認めるという多数派工作を展開し、金武星のほか、彼と同じく嶺南・釜山に選挙区を持ち、一時は正しい政党に合流していた李珍福の復党を認めている。こうした党名変更と、それに伴う所属議員の出入りの激しさは、安全選挙区に属さない議員にとって、セヌリ党の看板がラベル以上の役割を持っていないこと、そして、そうした議員の事情から直ちに党名が変更されるほど、同党が大衆への組織的浸透を伴っていないことを物語っている。

5. 結論

本研究は、民主化後の韓国で、個別の政党が短命ながらも地域主義に基づく政党制が持続する要因を、公選政治家の利害関係という視点から検討してきた。その際、韓国の政党は個々の政党としては院外組織に乏しく、票や選挙資金を集める能力は乏しいことから、議員にとって忠誠の対象になりにくく、改編されやすいものの、これまでの現職議員の利益誘導もあって保守政党は嶺南地方に、進歩政党は湖南地方に、それぞれ安全選挙区を有しており、政党がこうした安全選挙区を抱えることは政治家にとって利益であるため、政治家は安全選挙区を抱えた政党制を維持しようとするという仮説を立てた。

2016年秋の政局を事例とした考察からは、上記仮説の妥当性が強く示唆される。即ち、現在の韓国では、公選政治家は基本的に資金や票の大半を個人後援会によって確保しなければならず、政党への依存度は総じて高くはない。しかし、他方

で定数の割り当てが多い首都圏は公職選挙上の激戦区であり、政党に所属し、その政党の議席の積み増しを狙う現職政治家にとって、湖南・嶺南は貴重な安全選挙区となっている。

無論、その安全選挙区は、2016年政局の事例からも明らかなように、時に新興勢力に奪われることがあり、また、安全選挙区とそれ以外の選挙区の選出議員との間で、利害対立が表面化し、場合によっては党の分裂さえ生じる。しかし、2016年以降共に民主党、およびセヌリ党・自由韓国党がとった行動からも窺えるように、既存政党は、一度安全選挙区を失うと、それを取り戻そうとする。そして既存政党は、安全選挙区の喪失につながる新興政党やその指導者を、政局の展開の中で、あるいは硬軟織り交ぜた多数派工作を通じて周辺化する。換言すれば、保守・進歩の主要政党は、それぞれ嶺南・湖南の選挙区を失っても、それを元通りにする復元力を発揮してきたと言えるのである。そして、この復元の過程で既存の党名は議員らの再選に貢献しないと目されるや否や、変更される。この変更の安易さは、党の大衆への浸透の弱さを物語っている。こうした公選政治家の合目的的な行動は、先行研究で指摘されてきた投票行動などの要因とともに、韓国における地域主義の持続性を促す柱の一つになっていると言える。

また本研究は、韓国政党研究において、これまで以上に国会に注目することの重要性も示している。Janar (2008) が指摘したように、民主化後も韓国の政治研究では、国会は大統領や市民団体に比べて分析対象となることが少なく、政党も、大統領候補の動向を軸に分析されてきた。しかし本研究は、国会議員の動向もまた、同国の政党の在り方を規定する重要な要因であることを示している。

ただし本研究は、あくまで報道を基に事実関係を追ったものであり、予備的考察にとどまるものである。本研究で示した仮説を論証するために

は、政治・選挙資金の流れをさらに子細に分析し、また政党関係者や公職選挙の立候補者に対するインタビュー調査を行うなど実証を経る必要があるが、この点は後日の課題としたい。

【参考文献】

< 韓国語 >

(注：単行本の発行地は、特に注記がない場合はソウル)
 강신구 . 2019. 「정치자금제도의 문제와 그 개선방안 제
 대 대선 선거비용을 중심으로」 『지역과 세계』 43(1) pp.
 143-177
 (カン・シング . 2019. 「政治資金制度の問題とその改善方
 法 - 第 19 代大統領選挙選挙費用分析を中心に」 『地域
 と世界』 43 (1) pp. 143-177)
 강원택 . 2005. 『한국의 정치개혁과 민주주의』 인간사랑
 (カン・ウォンテック . 2005. 『韓国の政治改革と民主主義』
 인강사란)
 一. 2018. 『한국정치론』 박영사
 (一. 2018. 『韓国政治論』 파기온사)
 一. 2019. 「정당지지의 재편성과 지역주의의 변화 영남지
 방 2018 년 지방선거 결과를 중심으로」 『한국정당학회
 보』 18(2) pp. 5-27
 (一. 2019. 「政党支持の再編成と地域主義の変化—嶺南地
 域の 2018 年地方選挙結果を中心に」 『韓国政党学会報』
 18(2) pp. 5-27)
 김법석 외 . 2003. 「2002 년 6.13 지방선거 선거자금 수입
 및 지출형태에 대한 연구 - 기초자치단체 수장선거 후
 보자 회계보고서 분석을 중심으로」 『한국과 국제정치』
 19(3) pp. 139-172
 (キム・ボムソクほか . 2003. 「2002 年 6.13 地方選挙選挙
 資金収入および支出形態に対する研究 - 基礎自治体首長
 選挙候補者会計報告書分析を中心に」 『韓国と国際政治』
 19(3) pp. 139-172)
 김의성, 임성학 . 2002. 「한국정치자금의 규모와 조달 : 선
 거 관리 위원회의 공식 자료를 중심으로」 『한국과 국제
 정치』 18(3) pp. 121-149
 (キム・이성, 임·성학 . 2002. 「韓国政治資金の
 規模と調達 : 選挙管理委員会の公式資料を中心として」
 『韓国と国際政治』 18(3) pp. 121-149)
 김정도 외 . 2012. 「국회의원선거의 정치자금 결정요인 -
 제 19 대 총선의 선거비용과 선거비용의 지출의 비교분
 석」 『의정연구』 19(2) pp. 169-200
 (キム・종도ほか . 2012. 「国会議員選挙の選挙資金決
 定要因 - 第 19 代総選挙の選挙費用と選挙費用外支出の
 比較分析」 『議政研究』 19(2) pp. 169-200)
 김한나 외 . 2016. 「제 20 대 총선의 후보자 당선결정 요인
 분석 - 정당의 공헌방식과 후보의 경쟁력을 중심으로」
 『21 세기정치학회보』 26(2) pp. 51-76
 (キム・한나ほか . 2016. 「第 20 代総選挙の候補者当選

決定要因 - 政党の貢献方式と候補の競争力を中心に」 『21
 世紀政治学会報』 26(2) pp. 51-76)
 김한호 . 2016. 「국회의원 지역구 활동과 정치적 결과 - 19
 대 국회의원의 정치자금 사용내역을 중심으로」 『의정논
 총』 11(2) pp. 117-143
 (キム・한호ほか . 2016. 「国会議員地域区活動と政治的結
 果 - 19 代国会議員の政治資金使用内訳を中心に」 『議政
 論叢』 11(2) pp. 117-143)
 미래정치연구소 . 2017. 『정치의 현장에서 진단하는 한국
 의 정당과 민주주의』 푸른길
 (未来政治研究所編 . 2017. 『政治の現場で診断する韓国の
 政党と民主主義』 푸른길)
 엄기홍 . 2017. 「정치자금 불평등의 기준과 원인 - 제 18 대
 국회의원선거 후원회 모금액에 대한 경험적 분석」 『21
 세기정치학회보』 22(1) pp. 229-252
 (オム・ギホン . 2017. 「政治資金不平等の水準と原因 - 第
 18 代国会議員選挙後援会募金額に対する経験的分析」
 『21 世紀政治学会報』 22(1) pp. 229-252)
 임성학 . 2016. 『정치자금의 원활한 조달과 투명성 강화 방
 안에 대한 연구 - 정당 후원회 부활 및 매칭펀드제 도입
 을 중심으로』 과천 : 중앙선거관리위원회
 (임·성학 . 2016. 『政治資金の円滑な調達と透明性
 強化方案に関する研究 - 政党後援会復活およびマッチン
 グファンド制導入を中心に』 果川 : 中央選挙管理委員会)
 정대화 . 2004. 「정치자금의 수입과 지출에 관한 연구 - 제
 15 대 여야당 국회의원에 관한 비교를 중심으로」 『동향
 과 전망』 (58) pp. 70-101
 (チョン・デファ . 2004. 「政治資金の収入と支出に関する
 研究—第 15 代与野党国会議員に関する比較を中心に」
 『動向と展望』 (58) pp. 70-101)
 정병국 . 2017. 『나는 반성한다: 다시 쓰는 개혁 보수』 스
 리체어스
 (チョン・병국 . 2017. 『私は反省する—再び記す改
 革保守』 슬리체어스)
 전진영 . 2005. 「합의 속의 갈등 : 국회 전자표결에 나타남
 의원 입법행태 연구」 서울대학교 박사논문
 (チョン·진영 . 2005. 「合意の中の葛藤 - 国会電子採
 決に表れた議員の立法行動の研究」 ソウル大学博士論
 文)
 조세일보 . 2016. 『20 대 파워 의원 31 선』 조세일보사
 (租税日報 . 2016. 『20 代国会、パワー議員 31 選』 租税日
 報社)
 최영준 . 2017. 『박근혜 퇴진 촛불운동 - 현장보고와 분석』
 책갈피
 (최·영준 . 2017. 『朴槿惠退陣ろうそく運動 - 現
 場報告と分析』 체크칼피)
 한정훈 외 . 2009. 「유권자의 합리적 선택과 정치엘리트의
 전략적 행위가 투표율 변화에 미치는 영향 - 제 18 대 국
 회의원선거 사례분석」 『한국정치연구』 18(1) pp. 51-82
 (한·정훈·외 . 2009. 「有権者の合理的選択と政
 治エリートの戦略的行為が投票率変化に及ぼす影響—
 第 18 代国会議員選挙事例分析」 『韓国政治研究』 18(1)

pp. 51-82)

『조선일보』(『朝鮮日報』)

『한겨레』(『ハンギョレ』)

『한국일보』(『韓国日報』)

중앙선거관리위원회 (中央選挙管理委員会) <http://www.nec.go.kr>

< 英語 >

Janar, Turtogto. 2008. 'Institutional and Functional Study of the Korean National Assembly' paper presented at the 4th World Congress of Korean Studies in Seoul, September 21-24, 2008

Jun, Hae-wong. 2010. 'Electoral Systems, Political Career Paths and Legislative Behavior: Evidence from South Korea's Mixed-Member System' *Japanese Journal of Political Science* 11 (2) pp. 153-171

Jung, Young-tae. 2010. *Democracy and Election after Democratization* Inha University Press

Moon, Woo-jin. 2018. 'Why Don't Voters vote based on Their Socioeconomic Status?: Spatial Model Analysis' *Korean Political Science Review* 52 (6) pp. 1-30

Shin, Jae-hyuk et al. 2017. 'Legislative Voting Behavior in the Regional Party System: An Analysis of Roll-Call Vote in the South Korean National Assembly, 2000-2008' *Government and Opposition* 52(3) pp. 437-459

< 日本語 >

金鐘泌著・木宮正史監訳・2013.『金鐘泌証言録』新潮社
縄倉晶雄・2019.「韓国における社会運動の政党に対する影響力—2016年ろうそく集会を事例として」『北東アジア地域研究』第25号、pp. 64-82

森康郎・2011.『韓国政治・社会における地域主義』社会評論社

1 中央選挙管理委員会 <http://info.nec.go.kr/> (2019年11月22日閲覧)

2 ただし、民主労働党やその後継たる正義党など、組織票を基盤とする一部の政党は、党代表も含めた議員の大半が全国区より選出され、再選を重ねており、全ての政党が地域区と全国区で議員の性質を棲み分けている訳ではない。

3 例えば、ハン・ジョンフン (2009) やカン・ウォンテク (2005) など。

4 議院内閣制の要素を加味しているかを考慮する必要があるが、大統領制の下で小選挙区制の議会選挙を行うアメリカの場合、下院議員の現職再選率は90%を超える。

5 韓国の選挙区割りは一票の格差に厳格となっており、同じ小選挙区制を採用する他国で見られるような、都市部の過少代表はほとんど生じていない。2016年総選挙の場合、ソウル特別市から選出された地域区議員は

総数257名中49名と、有権者総数に占める比率(22%)とほぼ同等である。

6 中央選挙管理委員会 <https://www.nec.go.kr/portal/bbs/list/B0000350.do?menuNo=200476> (2019年11月22日閲覧)。

7 『朝鮮日報』2016年4月2日。

8 ただし、この公金補填の仕組みは、有効得票数の12%以上を得た候補者に対し、法定選挙運動期間中の運動経費のうち、支出記録が確認できるものを事後的に補填するというものであり、供託金制度と同じく泡沫候補を規制する機能も有している。

9 『ハンギョレ』2014年1月10日。

10 『朝鮮日報』2016年4月2日。

11 例えば、選挙翌日である2016年4月14日の『韓国日報』は、1面に「セヌリ党悪夢の敗北」との見出しを掲げ、与党敗北を強調している。

12 中央選挙管理委員会 <http://info.nec.go.kr/> (2019年11月22日閲覧)

13 『朝鮮日報』2016年4月29日。

14 かつて金大中政権の運営に関わった湖南地方出身者が安哲秀と協力し、共に民主党を不利な状況に追い込んでいることは、選挙運動期間中から既に指摘されていた。『朝鮮日報』2016年4月6日、同2016年2月27日。

15 『朝鮮日報』2016年4月19日。

16 『朝鮮日報』2016年6月7日、同2016年9月22日。

17 『朝鮮日報』2016年10月5日。

18 『朝鮮日報』2016年5月13日。

19 『朝鮮日報』2016年9月25日。

20 『朝鮮日報』2016年9月22日。

21 『朝鮮日報』2016年7月5日。

22 2016年秋のろうそく集会が拡大していった経緯については、縄倉(2019)を参照。

23 中央選挙管理委員会 <http://info.nec.go.kr/> (2019年11月22日閲覧)

24 ソウル特別市盧原区。なお、その後のソウル市長選挙で安哲秀は落選している。

25 なお、同党が敗北した唯一の選挙区は嶺南・慶尚北道金泉市であり、自由韓国党が勝利している。

26 『ハンギョレ』2018年6月18日。

27 中央選挙管理委員会 <http://info.nec.go.kr/> (2019年11月22日閲覧)

28 中央選挙管理委員会 <http://info.nec.go.kr/> (2019年11月22日閲覧)

29 弾劾訴追案採決に至る鄭炳国の言動は、本人の回顧録であるチョン・ビョングク(2017)の記述による。

30 『朝鮮日報』2016年12月10日。

31 中央選挙管理委員会 <http://info.nec.go.kr/> (2019年11月22日閲覧)

32 『朝鮮日報』2016年12月10日。

‘Political Parties’ Contribution to South Korean Elections: From the Perspective of Statesmen’

NAWAKURA, Akio

This study observes how political parties contribute to the victory of statesmen in South Korea. Since the democratization in 1987, political parties in South Korea have been pointed out not as the representative of ideology or any particular concept but as the regionalism in Southeast Yeongnam district and Southwest Honam one. The regionalism-based party system has been criticized as the symbol of South Korea’s backwardness of political development.

However, the empirical analysis by the author indicates that the regionalism-based system should be seen as an equilibrium of rational choices of statesmen. Because the regionalism-based parties offer ‘safe seats’ in their home regions, in other words, the statesmen such as the members of the National Assembly have sustained the system and have excluded the possibility of any changes of the system.

書評：佐渡友哲著『SDGs時代の平和学』 （法律文化社、2019年、136頁）

横田 将志（八戸学院大学）

1. 概要と特徴

国連の掲げた目標がここまで広く知られたことは、初めてだろう。「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals; SDGs）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（The 2030 Agenda for Sustainable Development）の全体像を具体的に示したものであり、国際社会が2030年までに達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲットで構成されている¹⁾。ゴールの数を象徴する17色を使って作られたSDGsのロゴが制定されているが、これをかたどったバッジをここ1～2年、頻繁に目にするようになった。国会議員や地方自治体の首長にはじまり、普通のビジネスパーソンまで、多くの人が身につけている。評者が先日もらったある大手IT機器メーカーの方の名刺にも、SDGsのロゴが描かれていた。

このような「SDGsの時代」と著者が呼ぶ現代において、平和学はどのような役割を果たすべきなのだろうか。これが本書の大きな問題意識である。関心の高まりを受けて、SDGsの解説本が近年、数多く出版されている。大きな書店では、SDGs関連書籍の特設コーナーが設けられていることもしばしばである。評者もこれまでにいくつかの関連書籍に目を通したが、その多くはSDGsのゴールとターゲットの解説やその達成に向けた行動指針を紹介するに留まっている。今回取り上げる論考は、そういったものとは一線を画す。著者自身、「本書はただ単に、SDGsの内容を解説

しようとするものではない」（p. i）と述べている。本書は、「このSDGsを、世界に平和をもたらす人類最大の目標と位置づけ、平和学の視点から分析しようとするものである」（p. i）とあるように、SDGsと平和学を結び付けて議論していく。

著者は、平和学に対して2つの大きな疑問を投げかけている。1つが「平和学は、統一された明確な体系がなく枠組みも不明瞭で、学問分野として認められるのであろうか」（p. 5）という問いであり、もう1つが「平和学は、『平和』という価値を追求する科学というが、科学的客観性を重視するため研究者の『価値』を排除しなければならないのではないか」（p. 5）という問いである。この2つの問いは、平和学の学問としての存立に関わるものだといえよう。

2つの疑問への著者の解答は、明快であり、平和学がSDGsの時代に1つの学問分野として存立し得ることを示すものである。1つ目の問いに対しては、「形成・構想中の学問分野であるとはいえ、求心力をもって展開されている」（p. 93）と答えられている。2つ目の問いについては、「暴力の根絶という『価値』を掲げた学問分野だと考えてよいが、方法論としての『価値自由』と理念としての『価値』を区別して考えるべきであり、平和学においても科学の方法論としての『価値自由』は尊重されていると考えられる」（p. 93）との解答がなされている。

平和学とSDGsを結び付けて議論している点は、本書の手法であると同時に、オリジナリティーでもある。「本書は、SDGsが21世紀の平和を実

現するための人類の目標になった、ということを下敷きにしている。現代の平和学に大きな目標ができたという巨視的な考えである。しかし持続可能な開発の概念をめぐり、平和研究者の個人的な体験や思想を交えてその意味を読み直し、新たな視点を展開することも、平和学の課題を考察するうえで重要なことである。そこに現在進行中の平和学の進展があるからである」(p. 39)と述べられているように、21世紀の世界が進むべき方向として示され、かつ一般に浸透しつつあるSDGsの観点から平和学の課題を議論する手法は、平和学の発展だけではなく、それが目指す平和の実現を考えるうえで有益であろう。

2. 本書の構成と各章の内容

本書は、個性的な6つの章が有機的に結び付きながら、平和学の輪郭を縁取っていく。平和学が学問分野として認められるのか、そして平和学が科学であるのならば研究者の「価値」を排除しなければならないのかという問いの提示とそれに対する解答は、それぞれ第1章と終章に当たる第6章で展開される。解答を導く現代の平和学のポイントについては、第3章で議論されている。そこで示されるポイントは、SDGsの時代に平和学が取り組むべき課題と関連する。続く第4章では、SDGsの達成に求められる視点が紹介されている。なお、第2章は平和学やSDGsが注目してきた南北問題や構造的暴力について、第5章は著者がSDGsについて行ってきたアクティブ・ラーニングについて、それぞれ論じている。

第1章では、平和学という学問分野がもつ特徴とそこに投げかけられる疑問が提示されている。著者は、平和学の特徴として、①第二次大戦後に脚光を浴びるようになった比較的新しい学問分野であること、②政治学、国際関係論／国際政治学、国際社会論、法律学、経済学、社会学、歴史学、哲学、倫理学、教育学などとも関わる学際的分野

であること、③研究・教育だけではなく、アドボカシーや運動とも結びついていること、④完成した学問ではなく、いまだに形成・構想中の学問分野であること、⑤「平和」という価値を追求する科学であること、の5点をあげている。著者の平和学に対する疑問は、その特徴の4つ目と5つ目に係るものである。著者は、平和学が「平和」という価値を追求しながらも、時代によって関心事や研究対象を変化させながら発展してきたと論じたうえで、「統一された体系がなく、枠組みも不明瞭な平和学は、学問分野として認められるのか」(p. 5)、「平和学が科学であるならば『価値』を排除しなければならないのではないのか」(p. 5)という問いを投げかけている。この章では、平和の概念が文化や時代によって異なり、戦争のない状態を表すだけではなく、多義性をもつことも説明されている。

第2章は、前章の最後でガルトウングの構造的暴力論について検討したことを受けて、国連における構造的暴力への対応の歩みを説明し、続けて、SDGsの特徴を論じる。国連は、1960年代から南北問題や途上国の抱える問題に取り組み始めた。途上国の問題をめぐって、1970年代末までに経済開発に、1980年代までに教育や公衆衛生、環境保全といった社会開発に、1990年代から衣食住や医療といった人間の基本的ニーズに関心を向けるようになった。このようなコンテクストのなか、構造的暴力や途上国の抱える諸問題の解決を目指して、2000年の国連ミレニアム・サミットで「ミレニアム開発目標」(Millennium Development Goals; MDGs)が採択された。著者によれば、MDGsは、具体性、画一性、および受益者のニーズへの配慮が不足していたという。著者は、ポストMDGsを担うSDGsについて、世界に平和をもたらす21世紀の人類最大の目標だとしたうえで、その達成に向けた国連の理念と方法の特徴として、次の5点をあげている。①持続可能な社会を構築しないと人類に未来はないと

いう強いメッセージ性。②「誰ひとりとして取り残さない」という野心的な取り組み。③貧困・教育・経済不平等・環境・平和と公正など、達成すべき目標が相互連結的。④達成に向けて政府・国際機関・自治体・企業・市民団体・個人などが全員参加。⑤途上国だけではなく、先進国も達成目標に向かって行動。著者は、SDGsが「平和の文化」を築こうとするユネスコの活動から大きな影響を受けたものだとも指摘している。

第3章は、構造的暴力の除去という観点から議論を進め、今日の平和学が取り組むべき4つのポイントを浮き彫りにする。第1のポイントは、SDGs達成の課題と評価であり、日本のSDGs達成に向けた活動の問題点として、①経済・社会・環境の一貫性、②地域の課題とグローバルな課題の連関、③知名度、の3点をあげられている。第2のポイントは、グローバル経済がもたらす貧困・格差・環境破壊などの地球規模の構造的暴力であり、市場原理主義や新自由主義グローバル経済に課題として取り組む必要性が指摘されている。第3のポイントは、難民や移民の問題であり、人の移動が人間の安全保障だけではなく、貧困・差別・人権などの構造的暴力とも関連すると論じている。第4のポイントは、西欧と非西欧の関わりを「今の問題」として意識することであり、南北問題の出発点である両者の関係が紛争や構造的暴力と関係しているという。この章は、SDGsに対する批判に目を向けることも忘れていない。著者は、SDGsをめぐる、①持続可能な開発という手法によって環境保全を実現できるのか²⁾、②SDGsが妥協の産物ではないのか、という2つの懐疑・批判があることを指摘している。

第4章は、地球的諸問題の解決に向けてローカルな活動やローカリズムの思想が果たす役割を議論する。著者は、①イタリア人が食や農、文化、郷土を大切にしていること、②グローバリゼーションに敏感で、抵抗する意味を知っていること、③ローカルな生活習慣や運動がグローバルな問題

解決につながり、SDGs達成に貢献すると考えられること、の3点を踏まえ、イタリアにおけるスローフード運動とスローシティ運動を紹介している。そのうえで、グローバルとローカルの関係性について、次の4つの仮説を提示する（p. 53）。①グローバリゼーションが進展すれば、ローカリゼーションも活発化する。②ローカルは、「ローカルからグローバルへ」、「グローバルからローカルへ」という双方向的な文化・価値の場である。③ローカルは、グローバリゼーションの大波に対抗し、創造する場である。④ローカルは、グローバルな課題解決に取り組む場である。著者は、持続可能な開発を現実のものとするために、ローカルな実践だけでなく、内発的発展論やサブシステム論などの知見も重要であると指摘するとともに、SDGsの達成に、エシカル消費やESG投資が寄与するとも論じている。

第5章では、構造的暴力やSDGsの理解にアクティブ・ラーニングが有効であることを理解できる。この章で特に目を引くのは、著者が実際に行ってきたスタディツアーとワークショップについての説明である。そこでは、実際に使用したカードやその際の進行についての説明がなされている。著者は、平和学のスタディツアーが構造的暴力について現場の状況から気づき、実際に体験し、現地の人々と共に考える機会をもつことに意義のあるものだと述べるとともに、アクティブ・ラーニングに関して、主体的に気づき、考え、行動し、社会を変える学生を育てるものであり、SDGsの時代に求められるものであると評価している。

第6章では、第1章で示された問いに対する解答が述べられたうえで、平和学を取り巻く現状が検討されている。平和学が学問分野として認められるのかという問いに対しては、形成・構想中の学問分野であるとはいえ、求心力をもって展開されているとの解答がなされている。平和学も科学であるならば研究者の「価値」を排除しなければならないのではないかという問いに対しては、科

学の方法論としての「価値自由」は尊重されていると答えられている。著者は、このように平和学が1つの学問分野として存立し得ることを示しながらも、現代が平和学にとって困難な時代であると指摘している。その理由として、①主に先進国内部での多文化主義の動揺、②新興国の台頭による南北問題への関心の低下と途上国の経済成長・投資への関心集中、③主要国首脳会議（G7）の地球的諸問題への対応力低下、④新自由主義的経済政策のもとでの「持続可能な開発」より物質的豊かさの追求、という4つの平和学の価値や目的を妨げる状況を列挙している。そのうえで、持続可能な地球社会の構築に地球環境のケアが求められること、および地球市民がSDGsの達成や平和学の志向する持続可能な開発や構造的暴力の除去に大きな役割を果たすことを述べ、議論を締めくくっている。

本書は、各章が明確なカラーをもち、完結しているため、読者の興味・関心に即したかたちで読み進めることもできよう。平和学が1つの学問分野として存立するのかという点に関心のある者は、第1章、第3章、そして第6章を中心に読み進めるといいだろう。SDGsに関する理解を深めたいのであれば、第2章と第4章が軸になる。平和学やSDGsの教育に携わる者にとっては、第5章が大きな参考となろう。

3. 本書の評価

評者は、本書をとおして、平和学の射程を理解することができた。国際関係論を専攻する評者から見た平和学は、恥を忍んで告白すれば、国際関係論との違いが曖昧なものであった。国際関係論と平和学は、世界の安定と平和の実現を志向した学問分野であり、両者を比較すると、前者のほうがより広範な研究対象をもつ。評者はこのため、平和学が国際関係論に入れ子する学問分野だと考える節をもっていた。本書の第3章で示されてい

る現代の平和学が取り組むべき4つのポイントを頂点として線を引くと、1つの四角形が出来上がる。著者曰く、平和学は、統一された明確な体系がなく、枠組みも不明瞭であるために、学問分野として成立し得るのか疑問視されてきた。本書の議論からは、平和学が四角形の枠組みをもつことが見てとれる。この枠組みは、国際関係論の枠組みと重なり合うところもあるが、相互に異なるものである。このことから、平和学が単独の学問分野として成立することが理解できる。平和学が1つの学問分野として成立することを論証した点は、その発展に資するものであり、本書の最大の学問的貢献であるといえよう。

本書のなかでは、読者の理解を手助けする工夫が数多くなされている。なかでも、合計で26にのぼる図表は、特筆に値する。図表は、複雑な概念の理解を手助けしてくれる。図表と並ぶ本書のセールスポイントは、著者が行ってきたアクティブ・ラーニングの手法を紹介する第5章であろう。大学教育においてアクティブ・ラーニングの実施が声高に求められるなか、それをいかに実施していくのかで頭を悩ませている方も多いと思われる。かく云う評者もその一人である。長年にわたりアクティブ・ラーニングの推進に尽力してきた著者の知見は、社会科学の指導に携わる人間にとっての本書の価値を高めている。

ただ、グローバルとローカルの関係性については、もう少し説明してもらいたかったとの気持ちもある。第4章では、ローカルにおける活動が地球を救うという観点から、その活動や思想、意義などについて論じられている。「草の根的なローカルな活動／運動がSDGsを実現し、地球的諸問題を解決する」(p. 49)との著者の主張を目にすると、グローバルとローカルの間にどのような関係があるのか疑問を抱く読者も多いと思われる。本書は、平和学や国際関係論に携わる研究者だけではなく、学生やビジネスパーソンにも読まれる本であろう。これまで平和学や国際関係論に

触れてこなかった人間がグローバルとローカルの関係性についての理解を有していると期待することは難しい。ゆえに評者は、その関係性について初学者にもわかるかたちで説明してもらいたかったと考えるに至っている。ただ、グローバルとローカルの関係性についての説明が足りないと感じられるからといって、本書の学問的貢献が揺らぐことはないことを付言しておく。

第4章でグローバルとローカルの関係についての4つの仮説が提示されているが、評者は、著者によるその検証を期待している。仮説の論証をとおして、評者の求めるグローバルとローカルの関係性に関する説明がなされることになろう。著者は、グローバルとローカルの関係性に関する仮説について、「本書では検証する紙幅はない」と述べていることから、その論証の必要性を認識し、今後取り組んでいくと考えられる。

-
- 1) SDGs、ならびにその17のゴールと169のターゲットの詳細については、次のホームページを参照されたい。United Nations, "Sustainable Development Goals," <https://www.un.org/sustainabledevelopment/>; 外務省「SDGsとは?」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>; 国連広報センター「2030アジェンダ」、https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/.
 - 2) 次の論考では、持続可能な開発や環境保全が企業の販売促進の一環として利用されている現状が批判的に検証されている。Peter Dauvergne, *Environmentalism of the Rich*, Cambridge: MIT Press, 2016.

書評：縄倉晶雄著『韓国農政の70年 食糧増産から農村開発』 （ブイツーソリューション、2019年、356ページ）

川 口 智 彦（日本大学）

1. 本書の関心と目的

評者は80年代中盤から10年間ほど、韓国農業に関する研究に携わっていた。しかしその後、韓国農業のみならず、農業に関する研究は行っておらず、ここ10年の関心はもっぱら北朝鮮を巡る国際関係である。そうしたことからすると、韓国農業を扱う本書の評者として適切なのかについて少なからぬ疑問があった。

本書は、筆者の明治大学大学院政治経済学研究科2015年度博士学位請求論文「韓国歴代政府による農家所得向上政策－都市と農村の並行発展における国家の役割」を加筆・修正したものであるが、筆者は論文執筆過程で概ね章単位での研究報告を北東アジア学会の研究会等で行っており、そのいくつかについて評者が討論をしている。そうしたことから、その集大成となる本書には大いに関心があり、評者の任を引き受けることにした。

本書はそのタイトルにあるように、主たる関心は「韓国農政の70年」間に向けられている。その理由を筆者は、1960年代以降の韓国の急速な経済成長が「政治経済学上の強い関心を焚きつけてきた」にもかかわらず、「農業部門の状況や、それをめぐる政府の活動を政治経済学的分析の俎上に載せようとする研究は少数派」であり、「セマウル運動」などの「農業・農村政策」を「ピンポイントで論じる」ものはあったにもかかわらず、「時系列的に長い目で韓国農政を追うもの」ではなく、韓国の「経済発展をめぐる政治経済学的分析は、工業部門のみならず、農業部門に対しても行われる必要が明らか」だからとしている。

その上で、中南米や中国で経済成長過程における農工間の所得格差が拡大しているのに反し、韓国では「60年代半ばから後半」を「ピークとして、その後は当該格差が急速に縮小し、1970年代半ばから1990年代初頭までは、むしろ農業従事者の平均所得が都市工場労働者を上回る状態が継続した」とし、それを「農工間の並行発展」として捉え、その背景に「政府の積極的な農業政策があったのではないかという認識」を示している。

そしてこうした「認識」からすると、歴代韓国政権の「農業所得向上のために諸政策を実施するという体制は、政権が代わっても韓国農政の基本路線」だとし、「本書の結論を先取りしていえば」としながら、政治的な民主化や経済的な先進国化以後も「政府の農業部門に対する積極的な関与が持続し、自由貿易体制下における農業部門保護へとつながっている」としている。

そして韓国農政を「農業部門を『開発』の対象とする途上国型農政と、それを『保護』の対象とする先進国型農政を、一本の連続線上で分析することができる数少ない事例」と位置づけ、「農業所得向上」が不変の「基本路線」であったことについて、農業が「開発の対象」であれ「保護の対象」であれ、「70年間」継続されてきたことを政治経済学的に分析、検討することが本書の目的であるとしている。

2. 本書の構成

本書は12章、344ページからなり、目次構成は以下のとおりである。

はじめに

第1部 研究の背景と枠組み

第1章 本研究の問題意識

第2章 韓国の農業政策研究を巡る課題～先行研究レビュー～

第2部 工業化以前の韓国農政

第3章 日本統治時代から工業化前夜まで

第3部 工業化時代の韓国農政

第4章 1960年代の農業政策：工業化政策の本格的始動と食糧増産

第5章 1970年代の農業政策－農村所得向上の本格化

第6章 1980年代以降の農業政策－機械化・大規模化の推進期

第4部 先進国段階における韓国農政

第7章 親環境農業政策および直接支払制の導入

第8章 貿易自由化の推進と農業所得補償

第9章 帰農による新規就農

第5部 結論

第10章 農業所得向上に向けた環境および意思

第11章 先進国段階への移行と農政の持続性

第12章 結論および本研究から導出される含意

付録

参考文献

表目次

グラフ目次

本書は巻末の「表5：韓国農政関連年表」にあるように、1910年の韓国併合から2017年の「文在寅大統領就任」に至るまでの期間を扱っている。第1部では「本研究の関心及び問いについて、先行研究をレビュー」し、それ以降は年代順に第

2部で「1960年代に本格的な工業化が行われる前」まで、第3部では「工業化政策が本格化した1960年代から、韓国がアジア有数の工業国として台頭した1980年代まで」、そして第4部では「工業化を経て先進国へと移行し、かつ政治的には民主化も経験した1990年代以降から現在(評者:2017年)に至るまで」の「韓国農政」を扱っている。

第5部は「結論」とされているが、「結論を導出する前に、韓国において農業所得向上に向けた諸政策が実際に行われてきた政治的背景について簡単に考察」するとし、第10章では「政治的要因、中でも政治指導者の意思決定に着目して検討」がおこなわれ、続く第11章では「自由貿易体制下にある先進国としての韓国」において「農政のどのような部分に変化し、また変化しなかったのかを考察」している。

このように、第5部は「結論」とはいえ3章8節、34ページ(表題と白紙を除く)と相当な分量があるのだが、本当の意味での「結論」といえる第12章「結論及び本研究から導出される含意」は9ページだけである。

確かに、第10章と第11章における議論はそれまでの章で行ってきた分析を土台としたものではあるが、本書の構成からすれば「結論」とせず、「部」として独立させても良い内容である。博論の構成をある意味残したままの出版となったからなのかもしれないが、第12章は「おわりに」とでもしておいた方が「書籍」としての体裁は良かったのではなかろうか。

3. 若干のコメント

前述の通り、評者は韓国農業研究を離れてから20年以上経過しているため、当該分野に関して最新の研究を参照しながらコメントすることは不可能である。したがって、これから書くコメントは、あくまでも評者にそうした限界があることを前提に書くことを予めお断りしておく。

(1) 農家所得と都市勤労世帯所得

筆者が「序章」と第12章（「結論」）で述べているように、本書では「工業化過程における農工間・都農間格差が、韓国ではさほど深刻化しなかった」ことを前提とし、そうした「所得格差抑制が、従来の韓国研究において十分に論じられてこなかった」から、「所得向上につながるどのような政策を行ったのかを見」るために、「具体的な検討を」「第3章から第9章で」論ずるとしている。

そして筆者は、巻末「付録」の「表1：韓国における都市勤労者世帯所得と農家所得」などで、韓国「統計庁・国家統計ポータル」サイトにある統計数値を引用しながらその実態を示している。しかし、評者の韓国農業研究の経験からすると、筆者の「農家所得」に関するデータの使い方が適切であるのか、こうした数値を確認しただけで本当に「所得格差抑制」があったと断言できるのだろうかという疑問を抱く。

評者が当該統計を確認したところ、確かに「農家所得」として筆者が引用している数値が並んでいる。しかし、筆者が引用しているのはその「平均」である。筆者は、第3章第3節「大韓民国政府樹立と農地改革」で「農地改革」についても触れており、「農地改革」の結果として耕地面積が「5反以上1町歩未満の農家が77万戸、5反未満という零細農家は99万と、全農家の約4割にも達した」とした上で、「多くの農家が零細な規模にならざるを得なかった」と述べている。さらに、巻末「付録」にある「表3：1970年代以降韓国における農家世帯数・耕地面積」では、少なくとも80年代半ばまでは耕地面積増加が停滞的であることを確認している。

評者が韓国農業研究をしていた時期、韓国農業の零細性とそこからくる農業所得の低さは対で議論されており、農家所得の平均値は少数の大規模農家の所得に引かれて高めに出ているので、一般的な農家所得は1hr耕地規模の農家のものであ

るとされていた。

評者は、本書評を執筆するに当たりもう一度1hr耕地規模農家の所得データを並べてみる作業はしていないが、1hr規模で見ると農家世帯所得は都市勤労者世帯所よりも低かったと記憶している。だからこそ、80年代、評者の関心は「工業化過程における農工間・都農間格差」の問題であり、韓国でもそれに関する多くの研究がなされていたのである。

こうした認識が正しければ、「所得格差抑制が、従来の韓国研究において十分に論じられてこなかった」のは極めて当然のことであり、「十分に論じられてこなかった」研究を行うのであれば、「所得格差（が）抑制」されていたことを示すために、農家世帯所得のみならず、都市勤労者世帯所得についても都市勤労者が就業する企業規模別就業者数や企業規模別所得についてきちんと分析する必要があるのではないだろうか。万が一、「所得格差抑制」が韓国の平均的農家世帯の実態と乖離していたとすると、本書の前提が成り立たないことになってしまう。

(2) 政府系報告書とセマウル運動

筆者は、韓国政府の「5カ年計画」報告書などを参照しながら独裁政権時代の農業政策を分析している。政府の基本方針が書かれているこうした報告書に目を通すことは問題ないが、そこに書かれている内容を訳出しながら列挙するためにページを割いていることに疑問を感じる。

筆者のような若い研究者が彼らにとっては古い資料を参照し、そこからある意味での「新鮮さ」を見だし、訳出・列挙しているのだろうと思うが、評者は「またか」と感じながら何となく飛ばし読みしてしまった。もちろん、書評を書く者としては不適切な態度である。

評者が韓国農業研究をしていた独裁政権時代、いわゆる「御用学者」たちが、こうした報告書を基に当時の政権の開発政策がいかにより優れているかを称賛する論文を発表していた。全てではない

が、本書の独裁政権時代の記述の中には、少なからずそうした「御用学者」の論文を思い出させるような部分があった。

筆者は、「1968年から1971年にかけて、食糧管理特別会計を設け、これを財源とした上で米価を毎年約20%引き上げる高米価政策を実施し、1970年からは農村のインフラ整備を推進するセマウル運動を展開したほか、1974年には高収穫品種である統一米の普及を始めた」ことが、朴正熙の「農村を近代化し、農業所得を向上させることで農民の貧困を解消しようとする明確かつ強固な意思」の表出だとしている。とりわけ、高米価政策と多収穫品種導入が農家所得向上に肯定的な影響を与えたことは否定しようがないが、なぜそれが朴正熙の「農民の貧困を解消しようとする明確かつ強固な意思」だと言えるのだろうか。

朴正熙が経済開発を推し進める中で農業の立ち後れを認識し、それを解決しようとしたことは事実であるにしろ、それは農業部門が工業部門の足かせとならないようにし、さらには工業部門の発展に寄与できるようにするためであり、農業所得向上はその手段に過ぎなかったというのが評者の認識である。

また、セマウル運動については、農業所得向上への実効性について多くの議論がなされていた。だから、本書の中でセマウル運動がどのように評価されるのかについて関心を持って読み進んだが、結果として分かったことは、政府が供給したセメント等の資材を使って橋や道路など、農村のインフラが整備されたことにより農作業が効率化し、それが農家所得向上に繋がったということだけであった。

筆者は、セマウル運動を朴正熙の「個性的な政策」だと本書の中で繰り返し強調しているが、なぜ「自助・自立・協同」という間接的な手法を用いて、「農業・農村振興」を達成しようとしたのか、こうした大衆運動が「農政」と言えるのかという疑問に対する明確な答えは得られなかった。

(3) 貿易自由化の波への対応と農家高齢化対策

第3部までは、評者が韓国農業の研究をやっていた時期に関する内容であったということもあり、上述したように、期待した新たな知見を得ることができなかった。しかし1990年代以降の韓国農業について書かれている第4部からは多くの新たな知見を得ることができた。

筆者は「農家の高齢化が顕在化した1990年代は、WTOの発足により、韓国が急速な貿易自由化に対応しなければならない時期」だったとし、第7章ではまずそれに対応するために韓国政府が導入した「環境志向の農業を推進し、農産物の高付加価値化を図る親環境農業政策」について紹介している。

評者は筆者がこの「親環境農業政策」に関する研究報告をした際コメントをしたが、「親環境農業」という用語を知らず、報告の途中まで「新環境農業」と思い込んでいたのを今でも覚えている。

筆者の説明によると、「親環境農業政策」は「認証農産物の推奨、WTO協定の基準を満たす農業補助金としての直接支払制度、およびグリーン・ツーリズムの振興という3つの側面から進められた」とのことで、第7章の各節にそれらの仕組みと実績が書かれている。

特に、「政府が親環境農業政策を推進する中で、栽培に手間を要し、また価格も高くなりがちな親環境農産物が徐々に、しかし着実に普及した」と有機農産物が慣行農法による農産物と差別化され普及したという点は興味深い。

また、農業補助金の直接支払制度が「農業経営主への所得保障とWTO体制下での貿易自由化を両立させる」ために導入されたところ、同政策が推進される過程で「高齢農家が政府の農業補助金を受け取りつつも、それを生活費という目的外の使途に宛てるなど」の問題が生じたと指摘し韓国で健全な農業を育成していくためには「高齢農家経営主を引退させ、新規就農者を増やすことが不可欠になってくる」としている。

第9章には、第7章での問題提起を受け、「韓国農家の高齢化状況と、政府が新たな農業の担い手として都市住民の就業に注目している点、および現在の韓国における都市住民の就農促進」について書かれている。

第9章の第1節「農家の高齢化と社会保障制度」と第2節「高齢農家の引退促進」部分では、韓国政府が農村住民に対する社会保障を拡充させることで「高齢農家の引退と、それによる農地の区画整理や再編を実現し、農業生産性が向上しやすい環境の構築を図っている」とし、その具体的な実施方法と結果を分析している。

また、農家戸数や農村人口が減少する中、「高齢化した既存の農家の代替となる農業の担い手の確保」と「農村人口の減少そのものへの対応を図る」ために、2009年4月に韓国政府が決定した「帰農・帰村総合対策」を「離農・離村の進行を前提とした上で農業部門の進行（ママ）を図ってきた従来の農政を大きく転換するものになった」と評している。

そして筆者は、「韓国における失業者の推移」と「帰農・帰村世帯数の変遷」の統計データを提示した上で、「2003年以降の韓国での帰農・帰村者が増加しているという事実に加え、それが都市での不況によるものではなさそうであるという点を読み取ることができる」としている。

続いて、「2013年全南大学の調査」で「社会的同機に基づく帰農の増加」を確認した上で、それまで論じてきた「農村開発政策も踏まえつつ、帰農・帰村者の行動の動機について、人口移動研究のフレームワークを用いた分析」を行っている。

評者の関心とも関係するが、本書の中で第9章が最も読み応えがあり、多くの知見を得ることができた。

(4) その他

一つ戻り第8章では、2000年代に「貿易自由化政策に反対する農民たちが集団的に政治活動を展開し、政府がこれを無視できなくな」った状況

を『『政策』という切り口から考察する立場から一旦離れ、韓国農政の『政治過程』から検討するとしている。

同章では、民主化以降に結成された「全国農民会総連盟」や「韓国農業経営人中央連合会」などの農民団体が「全体としては、本書でこれまで見てきた権威主義体制下の農政を開発至上主義的であると批判し、農民の福祉を顧みないものであったとする進歩的理念に沿って、「農業分野の貿易自由化に対する抵抗を政治活動の重要項目」とし、政府や既存の農民団体である「農協中央会」との対立関係を深めながら政治活動を展開する様相が書かれている。

しかし、筆者が言うところの「政治過程の検討」がそれに当たるのかもしれないが、新聞などの記事を引用したナラティブな部分が多く、それらに対する「検討」が不十分だという印象を受けた。

評者は、筆者が引用している文献で興味があるものをいくつかインターネットで検索してみた。すると、例えば、本書第2章で筆者が何回か引用している「SaKong and Koh (2012, pp. 102-104)」などを見つけることができた。しかしその文献を読んでもみると、当該文献に筆者が引用している内容が書かれていないことが分かった。本書には、当該文献のurlは記されていないので、筆者は評者が見つけた文献と版が異なるなど、違うものを参照した可能性はあるが、もしそうでないならば、もう一度確認して頂きたい。

書評：権香淑・宮島美花編著『中国朝鮮族の移動と東アジア－元日本留学生の軌跡をたどる』

鄭 雅 英（立命館大学）

移住労働や難民を含めた人の「移動」をめぐる研究は、グローバル化の進展に伴って多様な分野にまたがる事例調査と分析が蓄積されている。国際的な移住労働についてみれば、国境をまたいだ固定的な2地点の往復移動というイメージは近年大きく変容し、LCCのような長距離移動手段の低コスト化によって、より良好な労働・生活環境を目指していくつもの国境を何度でも越えることが容易になった。さらにスマホを典型とする情報通信機器の目をみはる進歩によって、移民者は出身地の家族や知人との情報交換・共有を瞬時に行うことができ、彼/彼女らが属する家族・地域・民族のコミュニティは、バーチャルなネットワークの中で維持・拡充される。中国朝鮮族のさる研究者は「21世紀の朝鮮族コミュニティは、スマホの中にある」と述べたが、現代の移動する人々の社会と文化を的確に言い当てている。

19世紀中盤から中国東北部での移住生活を本格的に始めた中国朝鮮族は、中国の開放・市場経済時代を迎えると再び国境を越えた激しい移動に身を投じる。とりわけその故国である韓国には、今や70万人を大きく超える朝鮮族が在留しているが、一方で日本にも現在、5万から10万人の朝鮮族が居住するといわれる（中国籍在留者の民族別統計が公表されないため、正確な人数は不明）。本書『中国朝鮮族の移動と東アジア』は在日する中国朝鮮族を主題にした論文集だが、本書が画期的なのは「元日本留学生の軌跡をたどる」という副題にあるとおり、在日朝鮮族社会形成の端緒となった朝鮮族日本留学生の歴史とその後の

生活戦略を調査分析した点である。

在韓朝鮮族の場合、その原点は1988年ソウルオリンピック後に実現し始めた朝鮮族の韓国親族訪問と、1993年に韓国政府が日本の制度を参考に始めた外国人産業研修制度を利用した朝鮮族移住労働であるのは明白である。制度的な不備から無数の人権侵害問題を発生させ、激しい国内議論と幾たびかの法制度改変を経て、「在外同胞」の正規労働者として朝鮮族を受け入れていった韓国に対して、言葉や文化が異なる社会で多くの収入も見込めない日本の研修制度に朝鮮族はほとんど応募せず、入管制度の厳しさからその後の定住にも繋がらなかった。日本への中国朝鮮族移住の原点は、従来、研究でもほとんど顧みられることはなかったのだが、実は文化大革命終了後の1978年から始まった中国の国費留学生派遣制度に合格して日本の大学に滞在した一定数の朝鮮族大学教員と大学院生の存在にさか上ることを、本書が研究書として初めて明らかにした点は高く評価されよう。また、当時首相だった大平正芳の肝いりで1980年北京言語学院に設置された日本語研修センター（通称「大平学校」）で日本語研修と1ヶ月の日本現地研修を受けた学生の中にも、多くの朝鮮族がいたという。

本書第Ⅱ章では、派遣留学生に始まる在日朝鮮族社会の草創期から入国形態と在留形態が多様化して現在に至るまでの過程が概説され、第Ⅲ章では草創期に日本留学を経験した朝鮮族へのインタビュー調査をもとに中国の留学政策、日本語学習の背景と留学生のその後が論証される。草創期の

国費による日本派遣留学生に朝鮮族が多く含まれていたこと背景には、朝鮮植民地と「満洲国」における朝鮮人に対する日本語教育の影響があること、草創期留学生の多くは帰国して中国の大学教員や日本語教育の専門家となり日中の文化交流に尽力したこと、私費留学が公認され留学生数の増加する80年代中盤以降は、日本留学後に専門職や企業に就職あるいは起業するなどして日本定住を選択する者が増え、その選択には1989年天安門事件の影も見え隠れすることなど、興味深い論点が尽きない。第Ⅵ章は、文革中の農村で始めた日本語独習を契機に大学進学を果たし、大平学校の研修を受けたのち来日して働きながら大学院で学び、帰国後に日本語専攻の大学教授になった朝鮮族研究者ライフヒストリーであり、文革体験世代の朝鮮族知識人が日本・日本文化とどのように関わったのか、その一端を垣間見る印象的な内容である。

第Ⅳ章は、日本で留学生活を送った朝鮮族のその後の生活と、子ども（移民第2世代）の教育問題を扱う。日本留学経験者は、卒業後に日本定住、中国帰国、あるいは韓国など第三の土地への再移住といった具合に、生活設計に多様な選択を試みることで知られるが、調査を通じて、その子どもの教育が共通の課題になっていることが明らかにされる。元来教育熱心で知られる朝鮮族の中でも高学歴層とあれば、自身の子どもにとってより良い教育環境を選択するためには国際移住（国境を超えた転校）も厭わないが、言語教育など国境をまたぐが故の切実な困難性がつきまとう現状が浮かび上がる。これに続く第Ⅴ章は、朝鮮族留学生来日時期に相応する日本側の留学生受け入れ政策の変遷と課題を論じている。在日コリアンや外国人労働者への対応をはじめ日本の入管政策の問題点は知られるところだが、来日朝鮮族がまさにその対象であった「留学生30万人計画」や外国人「高度人材」獲得が叫ばれ続けた末の今日にあってさえ、子どもの教育分野を中心に定住外国人への日

本のサポートは不十分であると認識されており、日本は外国人にとって「容易に定着できない」社会であることを複数の調査を通じて明らかにしている。社会問題という捉え方をするなら、移動をめぐる核心的な問題点は在日朝鮮族の生活基盤や生活戦略の立て方ではなく、グローバル対応に遅れた日本の法制度にこそ存在するのである。

以上の部分で、来日留学生を主軸にした在日朝鮮族社会の形成史と現状の課題が明らかにされるが、本書から得られるもう一つの貴重な知見は、「補論」の扱いではあるものの、最終部分に掲載されている2015年調査を用いた在日朝鮮増コミュニティの現状分析である。本書編著者らは、対象の特殊性からサンプル数が少ない恨みはあるものの、2001年より中国朝鮮族の生活状況に関するアンケート調査を間断的に行っており、2015年は200を超える関連研究の中では大きな有効回答を獲得し一定の説得力を持つ調査になった。過去の調査結果と比較して、2015年に職業や在留資格、家族構成など、在日朝鮮族社会の経年に伴う変化が読み取れるのは順当にせよ、興味深いのは両親の現在の居住地に対する回答から家族の国境を超えた分散状況が進んでいること、中国帰国の意向への回答（「わからない」が最多数、ついで「意向がある」）から再移住の可能性を示していると知られることである。現在の中国朝鮮族社会にあっては、家族親族の居住地が中国、韓国、日本に分散し複数の国境にまたがる血縁コミュニティが成立しており、日本の定住化が進む一方でさらなる移住ないし国境を超えた往来の恒常化が現実化している。本書ではこれを「移動する文化」を基底にした「拠点形成としての定住化」と説明するが、この観点の獲得は決して小さくない。

順番が逆になったが、第Ⅰ章では中国朝鮮族の歴史研究者による朝鮮族史研究の現況と課題が提示されており、現代的な国際移動の時代に個人でも集団でも二重三重の複合的アイデンティティ所

有が当たり前な状況となるなかで、そもそも「朝鮮族とはどのような存在か」という原初的で学際的な問いがあらためて浮上していると論じている。冒頭で述べたように、経済条件なり子どもの教育条件なり、より良好な環境を求めて移動する人々はいくつもの国境を何度でも越え、デジタル空間の中に国境をまたいだコミュニティを形成する。そうした生活形態を実践するエスニックグループが、日本社会の隣人として既に長い生活歴を築いてきていることに、日本自身はほとんど気づいていない。「朝鮮族とは」という問いは、一方で、そもそも「現代日本社会とはいかなる社会か」という問いを必然的に伴うことになるだろう。

本書は、長年にわたって「移動する朝鮮族」の様相を追い続けてきた研究者たち（中国朝鮮族、在日コリアン、日本人）の共同研究による成果であり、研究書としての分量は多いとは言えないが、その内容には新しい知見と今後に向けた研究課題がいくつも提示されている。アンケート調査サンプル数の限界による分析の信頼性や安定性の問題など、指摘されるべき部分も散見されるが、本書の示した研究課題を土台に「移動」をめぐる議論と研究が大きく歩を進めることが期待されよう。

書評 朴一著『20世紀東アジアのポリティカルエコノミー』
（晃洋書房 2019年）

生駒 智一（立命館大学）

I はじめに

本書は、朝鮮半島研究者として非常に名高く、多くの著書を生み出してきた朴一大阪市立大学大学院教授による最新作である。本書の巻末リストを見ても分かるように、著者の著作は枚挙に暇がない。しかし、本書はその中の単なる一冊ではない。その大研究者である著者の研究の集大成（「はしがき」より）という特別な作品が本書なのである。

したがって、本書は一世紀以上にわたる東アジアの近現代史を振り返るものであるとともに、著者の研究者としての半生を振り返るといって二重構造となっている。帯にも「著者30年の知的格闘の軌跡」とあるが、実際にはそれは40年近くに及んでいる。大先輩の、それもこのような特別な作品の書評を齢40に過ぎず、且つ博士号を取得したばかりの若輩者が評者を務めることに当初恐れをなした。しかし、本書にはそのような大先輩から後進へのメッセージも込められている。そこで、その「後進」としての立場から評させていただいた。

II 各章の構成

本書は以下の12の章から構成されている。

- ・第1章 植民地近代化——日本による朝鮮植民地開発の光と影——
- ・第2章 戦争と国際労働移動——慰安婦問題と戦場の性暴力——
- ・第3章 開発独裁

- ・第4章 労働統制と労働運動
- ・第5章 技術移転と東アジアの構造変動
- ・第6章 社会主義、輸入代替、輸出志向——20世紀の開発システムをどう見るか——
- ・第7章 通貨危機——韓国は通貨危機にどう立ち向かったのか——
- ・第8章 グローバリズムの代償——韓国における反米感情と対米依存のジレンマ——
- ・第9章 経済協力と経済制裁——太陽政策期における北朝鮮の政治・経済システムの変化と連続性——
- ・第10章 改革開放か、それとも経済統制の強化か——北朝鮮の苦悩——
- ・第11章 曖昧な経済システム——中国経済をどうみるか——
- ・第12章 経済民主化——韓国における経済格差改善への取り組み——

これは、毎日新聞のインタビュー記事によると、「学会誌や雑誌に発表してきた東アジアの政治・経済に関する論考をリライトし、2章の書き下ろしを加えた」ものである（2019年6月5日毎日新聞夕刊）。「初出一覧」によると、書き下ろしは第2章と第12章である。逆に初出が1/4世紀も前の1990年代である章（第4章 1994年、第5章 1996年、第1章 1997年）も散見されるが、全く古さは感じられない。また「論文集」の場合、元々個別の論文が寄せ集められているため、各章の間での不統一感が目立つことが多い。しかし、本書ではそのような点は全く見られず、全編一括

して書かれたものであるかのようにさえ感じられる。

Ⅲ 各章の内容およびコメント

各章は概ね時系列に並べられており、著者の専門である韓国経済のトピックを主軸としつつ、随所で他地域、他分野の話が展開されている。各章はそれぞれ単独で1冊の本としてもおかしくない重厚なテーマを扱っているにもかかわらず、10ページから20ページ程度に簡潔にまとめられている。広範囲にわたりながらもこれだけ要点に絞って書けるというのは、著者の幅広く且つ深い造詣によるものと言えよう。著者自身が「はしがき」で述べているように、まさに講義テキストとして最適な一冊である。

12の章は4つのグループに分けることができる。そして、各グループの位置づけから、その4つを「起承転結」に当てはめてみた。最初は、日本の植民地時代の朝鮮半島が描かれた第1章と第2章であり、これが「起」である。

続いては、植民地からの独立の後、多くの問題を抱えつつも東アジアにおいて経済発展が進められる「承」であり、これは第3章から第6章までが当てはまる。時代は主に1960年代から80年代までである。

次は、「承」で危惧されていた問題点が噴出し、また冷戦崩壊という世界秩序の大転換期において東アジアがどのように対応したのかということが述べられている「転」である。第7章から第9章までがこれに当てはまり、時代としては1990年代から2000年代である。

最後は、現在の東アジアが描かれている「結」であり、第10章から第12章までが当てはまる。

どのような問題にも「光」と「影」が存在する。各章で描かれているのは、その「光」と「影」の間での「ジレンマ」「葛藤」である。いずれの章においても繊細な問題を扱っているにもかかわらず、

それが客観的にバランスよく叙述されている。詳しくは後述する、第11章6節での「研究対象地域に対して『ほどよい距離』を測ったものであろう。

第1章で採り上げられているのは、朝鮮半島における日本の植民地開発をどのように評価し、位置付けるかということである。また、植民地時代に日本に協力した「親日派」は解放後も駆逐されるどころか、権力の中枢に居残り続けた。現在につながる日韓問題の端緒となっている。

第2章では、やはり日韓の歴史問題の大きなテーマの一つである慰安婦問題が採り上げられている。慰安婦問題が大きく取り扱われるようになったのは、韓国が民主化された後の1990年代になってからである。以降現在に至るまでに、同問題には複数のターニングポイントがあった。それは1993年の河野談話にはじまり、1997年のアジア女性基金、2015年の日韓合意である。現在日韓関係は戦後最悪とも言われている。これは、この慰安婦問題における日韓合意について、それを締結した朴槿恵大統領に代わって、新たに就任した文在寅大統領が否定的立場を示したことも大きい。

既述のように、本章は書き下ろしで加えられた章である。しかし、本章は「国家・企業・労働者（平民）」という3つのファクターの対立と葛藤という視点から東アジアの社会変動を考察した」（はしがき）という本書のメインストリームからは外れている。にもかかわらず、それをわざわざ付け加えたというところに著者の本章に対する強い思いが窺える。

第3章からは「承」パートとなり、本書の中核となる。特に第3章では、20世紀の東アジアの政治・経済を見る上でもっとも大事な「開発独裁」の説明が行われている。日本を除いた東アジアは第二次世界大戦後に独立を果たした、開発の遅れた地域であった。この遅れを取り戻すために、政治指導者を頂点とする中央集権的な政治システム

を採ることで、開発政策を迅速に遂行することを可能とした。これが「開発独裁」である。これによって、1965年から99年の間に国民一人あたりのGNPは韓国で65倍、シンガポールで49倍、マレーシアで11倍という著しい成長を記録した。このような東アジアの経済成長は、「アジアの経済的奇跡」と賞賛されるまでに至った。これが開発独裁の「光」である。

一方で、開発独裁を行った東アジアでは厳しい労働統制が行われ、経済発展は労働者の犠牲の上に成り立っていた。これが開発独裁の「影」である。これはやがて民主化運動を生み出す源となっていた。その「影」について、シンガポール、台湾、韓国における具体的な事例を採り上げたのが第4章である。

次の第5章で採り上げられているのは、東アジアの成長の原動力ともなった「技術移転」である。著者は東アジアが長きにわたって成長できなかった要因として、「技術移転」が行われなかったからだと言っている。それが、1970年のオイルショックを転機に技術移転が行われるようになり、地域構造の変動を引き起こしたとした。

第6章は「承」パートの総まとめ的性格を持ち、次の「転」パートに繋げられている。20世紀を飾った途上国の開発モデルには社会主義モデル、輸入代替工業化モデル、輸出志向工業化モデルがある。最初に各モデルについて総論的に説明を行い、韓国、台湾、中国、北朝鮮における事例が紹介されている。

「光」と「影」がありながらも、各国は成長し、基本的に「光」が強かったのが「承」のパートであった（それだけに、一般的には着目されにくい「影」の部分を大きく採り上げていたのが、本書の特徴でもある）。しかし、そこから一転して「影」の部分が大きく噴出したのが「転」のパートである。

急成長を遂げた東アジアの中でも特にそれが著しかったのが韓国である。「光」が強ければそれだけ「影」も強くなる。東アジアを席卷した

1997年のアジア通貨危機において、ひときわダメージが大きかったのも韓国である。この韓国における通貨危機を採り上げたのが第7章である。

同時期、政治・外交の面において、韓国にとって大きな転換点を迎えたのが対米関係である。朝鮮戦争において、北朝鮮の存亡の危機を救ったのは中国である。このため、北朝鮮と中国の関係は「血の同盟」と呼ばれている。同じく同戦争において韓国の存亡の危機を救ったのがアメリカであり、長年韓国におけるアメリカに対する視線は「血の同盟」と同レベルのものがあつた。それが変化するきっかけとなつたのが1980年の光州事件と2002年の女子中学生死亡事件である。これについて説明されているのが第8章である。このように反米感情が高まる一方で、軍事面だけでなく経済面でもアメリカに多く依存しているのも事実であつた。この章では、その両者の狭間で揺れ動く韓国のジレンマについても描かれている。

韓国におけるイデオロギー的対立軸には、親米か親北かというものがある。このため、韓国人の対米意識の変化は同時に対北意識の変化にも結びついている。これが大きく噴出したのが1998年から2007年の10年間にわたる金大中、盧武鉉両政権による、いわゆる太陽政策である。これについて説明されているのが第9章である。現在では、太陽政策について批判的な言説も多い。しかし、太陽政策が北朝鮮に何らの変化ももたらさなかつたわけではない。本章では、太陽政策が北朝鮮の政治・経済に与えた影響についても詳しく述べられている。

このように東アジアでは2000年代に大きな転換期を迎えた。多くの「ジレンマ」「葛藤」を抱えつつ、東アジアの現在の歩みについて述べられているのが「結」の各章である。

まずは、北朝鮮である。第9章において、太陽政策によつてもたらされた北朝鮮側の「変化」について触れられていた。第10章では、この「変化」を推し進めようとする「改革派」と、拒否しよう

とする「守旧派」との間での葛藤が描かれている。

続く第11章は中国の章であるが、様々な点で大きく「目立つ」章である。本章では、驚異的な経済発展を続ける中国の経済システムを中国研究者の加藤弘之氏の「曖昧な経済システム」を引用しつつ、説明を行っている。つまり、他の章では著者自身が積極的に話を展開しているのに対し、この章のみ受動的な話の展開の仕方をしているのである。その本章の中でも特に着目すべきは最後の第6節「『曖昧な制度』の解明からすべての地域研究は始まる」である。

この節では、加藤氏からの指摘を受けて、著者による「地域研究」というものに対する考察が述べられている。現在の多くの学問は欧米で発展されたものである。このため、非欧米地域における研究においても、欧米的枠組みを持って分析するのが基本である。欧米と異なる点があった場合、それは否定的に捉えられることが多い。これに対し、非欧米地域研究者は強く反発してしまいがちであるが、本節ではその危険性について指摘している。研究とは常に客観的でなければならない。しかし、反発する中で、客観性は失われ、主観的になってしまう。研究対象地域に対して、「ほどよい距離」をとり続けることの重要性を説く著者のこの考察は、多くの地域研究者にとって重要な示唆を与えるものである。

本章が「目立つ」理由はそれだけではない。章構成を見たとき、前章の「北朝鮮」、次章の「韓国」の間に「中国」の章が「割り込む」形になっていることには違和感を抱かざるを得ない。しかし、その違和感を与えることを甘受してまで、著者が本書の総括とも言える最終章の直前に本章を滑り込ませた意味合いはどこにあるのであろうか。

著者が紹介しているのは、加藤氏の『中国経済入門』（名古屋大学出版会、2016年）である。著者は同書について、「氏の中国研究の集大成であるとともに、これから日本の中国研究を背負っていく若い研究者への『遺言状』に近いメッセージ

がたくさん詰まった論文集である」と紹介している(p.173)。この紹介文を読むと、同じような内容のある文献を想起させずにはおかない。すなわち本書である。著者は同書を読み、自身も同じような本を書きたいという思いを持ったのではないか。それを実現させたのが本書なのではなかろうか。著者がその思いを結実させた本書において、先達に対する敬意から最終章の一つ前にこの章を置いたのではないかと推察する。

その第11章を受けての最終章が第12章である。本章では、第7章で述べられた1997年の「通貨危機」後の韓国について述べられている。通貨危機後、韓国では金大中・盧武鉉という2つの進歩派政権と李明博・朴槿恵という2つの保守派政権が誕生している。この4つの政権が「経済民主化」政策に対してどのように取り組んできたのかということと今後の課題について述べられている。

既述の通り、本章は新たに書き下ろされた章である。韓国経済の専門家である著者が、自身の研究の集大成と位置づける本書の最終章において、その専門に関する章を書き下ろして加えているのである。そこから本章の持つ意味合いをくみ取ることができよう。

以上、簡単に本書の各章について説明を行った。ところで、本書は「東アジア」を対象地域とした日本で刊行された文献である。にもかかわらず、日本に関する記述は非常に乏しい。例えば、「結」のパートにおいて、韓国（第12章）、北朝鮮（第10章）、中国（第11章）は1章ずつ当てられている。単独の章が割り当てられていない台湾も、「承」の各章において多く触れられている。しかし、日本が主として述べられているのは、第5章第5項「『脱亜』から『入亜』に転じた日本」のみである。

確かに、従来日本は東アジアの中で特異な存在であり、他と一緒に論じることは困難であった。しかし、その第5章で述べられている、東ア

ジアをめぐる「構造変動」は1980年代、あるいは2000年代で終息したものではなく、現在も続いている。2010年に日本はGDPで中国に追い抜かれた。国民一人あたりの購買力平価GDPでは、現在日本はシンガポールにも香港にも台湾にも抜かれ、韓国とは横並びとなっている。このように、多くの経済指標において日本は他の東アジアに追いつかれ、追い抜かれつつある。これは東アジアの「構造」において無視することのできない重大な「変動」と言えよう。

これは本書で主軸となっている韓国との関係性において、ひととき強いものとなっている。たとえば、澤田克己は「日韓の関係は、日本が圧倒的に強かった『垂直』的な関係から、対等な存在として向き合うことのできる『水平』なものへと変化した」とし（澤田克己『反日韓国という幻想 誤解だらけの日韓関係』毎日新聞、2020年、p.112）、この関係性の変化が昨今の日韓における多くの問題に影響を及ぼしていると述べている。

韓国との関係性について、本書では第8章で対米、第9章で対北について述べられている。しかし、対日関係については大きく取り扱われていない。

日本の位置づけの変化によって、東アジアの政治・経済構造は新たなフェーズに移ったと言える。この新フェーズについて、著者がどのように語るかを想像するだけでワクワクする。それだけに本書において触れられていないのは残念であり、著者のこれに関する新作を切望するところである。

もう一点残念なところを挙げるならば、「徴用工問題」について単独で採り上げられた章が無いことである。徴用工問題はここ数年、従来からあった慰安婦問題などを超える、日韓の懸念事項のメインストリームに踊り出ている。また、同問題は日韓の歴史問題というだけではない。現在における日韓、ひいては東アジア全体の経済問題でもある。

同問題に関しては、第一章において触れられてはいる。しかし、前述の毎日新聞における本書の

紹介インタビューにおいて、著者は「なんで実態とかけ離れた徴用工判決が出るのか、なんで慰安婦像にこだわっているのか。誰かが説明しないと。そういう立場に私はいると思っています」と述べている。そうであるならば、慰安婦問題だけでなく、徴用工問題についても独立した章として書き加えていただきたかったところである。

Ⅳ 「あとがき」について

最後に「あとがき」について触れておきたい。冒頭でも触れたように、つい先日博士号を取得したばかりであるだけに、論壇に登場して以降今日に至る著者の歩みについて述べられているあとがきは、ある種本文以上に重要な内容であった。

テレビをつければ著者の顔を見ない日はない。大学でも多くの講義をされており、相当多忙であることが推察される。にもかかわらず、“Publish or Perish”という老教授の教を1/4世紀もの長きにわたって守り続け、巻末リストの通り、“非常に多数の作品”を世に送り出されてきた姿勢には、ただただ敬服するばかりである。

著者ほどの一大人物であってもその道のりが平坦ではなかったことは、あとがきの内容からも窺い知ることができる。幾多の困難を乗り越え、今日の著者があるのは、その「姿勢」があってこそだと改めて感じずにはいられない。

その著者からの言葉であるだけに、“It is no use crying over spilt milk.”という最後のメッセージは重いものがある。評者も著者からのメッセージを胸に刻み、後進へと繋げられるような人物になりたい。

書評 穆堯芊著『中国の地域開発政策の変容 地方主体の展開と実態』
（日本評論社、2019年、xii+194頁）

松野周治（立命館大学）

1. はじめに

ヒト・モノ・カネ・情報、人間だけでなくウイルスを含むあらゆる生物の移動が加速され、経済社会のグローバル化が進展している。その一方で、依然として人々は17世紀後半以降西欧で始まり、その世界支配とともに他地域に拡大した国民国家（Nation State）体制に組み込まれており、国際秩序の基礎も international という言葉のとおり、国民国家に置かれている。この国民国家体制下でのグローバル化が生み出す諸問題が明らかになる中、それらを克服する上で地域（Region；範囲は大小さまざまであり、一国内だけでなく、国家を超える地域も含む）に着目することがますます重要になっている。本書は中国国内における地域という枠組での開発・発展¹政策、戦略（以下、地域開発政策）を「中央と地方の役割の変化という視点」（p.3）、すなわち国家と地域（本書では主として省レベルの地方政府）の関係から分析した貴重な研究成果である。

改革開放政策以降40年以上におよんで世界平均を上回る成長を続け、「世界の工場」となった中国経済に対して研究者の関心が高まり、地域開発政策も論じられてきた。しかし、2008年以降10年間にわたり中国の全地域（一級行政区）に足を踏み入れ（本書補章参照）、統計数値や公式文書だけでなく自分の目と耳、足で政策と経済社会の実態を網羅的に把握したうえで、2000年代後半以降の地域開発政策の新たな展開を明らかにし、最近（2010年代半ば以降）の変化を論じた研究は本書以外に見出すことができない。

2. 本書の構成と主な内容

本書は以下の諸章で構成されている。

- 第1章 地方主体の地域発展戦略の提起
- 第2章 策定プロセスと合理的調整メカニズム
- 第3章 中央と地方の関係
—国境隣接地域を中心に—
- 第4章 実施の実態—吉林省の事例
- 第5章 不動産価格—海南省の事例
- 第6章 地域発展の「気運」—河南省の事例
- 第7章 「一带一路」と地域一体化の展望
- 補章 「地域発展戦略」見て歩き

第1章は本書の総論であり、中国における地域開発政策の歴史的展開を検討し、先行研究をふまえたうえで、2000年代後半の政策変容、すなわち地方主体の地域開発という新たな方式が生まれたという本書の中心命題が示されている。地方主体とは、「地方政府が独自に地域発展戦略を策定し、中央政府の承認の下で、主に地方の責任で施行する」（p.1）こと、すなわち、戦略の策定、および主たる実行責任を地方政府が担うということである。なお、「戦略の承認権は中央政府に残っているため『地方主導』ではなく、『地方主体』という表現」（p.5）が使用されている。中華人民共和国建国後70年間の地域開発が1964年、78年、92年、2000年、08年、15年によって7期に区分され、政策理念、政策内容、代表的政策とともに、効率と公平の優先度、中央と地方の関係から見た特徴がまとめられているが（p.4表1-1）、第6期の2008～2015年²だけが「中央認可、地方主体」であり、以前の5期、以後はすべて「中

中央主導」である。この地方主体の地域開発政策が生まれたのは、30年余の改革開放政策と経済成長の結果、地域の経済的特性が顕著になり、それに適合する戦略が必要になったからである。その結果、従来の中央主導、全国画一の政策ではなく、自然状況、産業構造、市場条件、国際経済関係など、地域の特性を生かした、多様な開発政策が地方政府によって作成された。そのうち中央の承認（批准）を得た、「広西北部湾経済区発展計画」（2008年1月）から「長江中流域都市群発展計画」（2015年3月）まで全国109の戦略が目的別に大きく4つに区分されて一覧表示されている（pp.7-9, 表1-2）。すなわち、「地域経済の総合的発展の促進」47（省または省間レベルが34、市・県レベルが13）、「新たな成長地域・産業の創出」25（新区9、海洋経済発展5、海洋機能区画11）、「制度改革の推進」19（総合ワンセット改革試験区12、金融改革実験区3、イノベーション3、自由貿易区1）、「後進地域の振興」18（貧困地域扶助11、旧革命根拠地3、一対一支援4）である。このように、本書全体を通じた著者の主張、それとかわる概念の定義、研究対象が本章で提示されている。

第2章は、これまでほとんど正面から研究されてこなかった地方主体地域発展戦略の策定過程を取り上げ、分析、評価している。戦略策定は、①地方政府からシンクタンク（政府系研究機関や大学）への委託、②シンクタンクによるプロジェクトチーム作成・現地調査・原案作成、③地方政府との検討・修正、④中央政府への原案提出・承認という過程（区分と番号付けは評者）を経て行われ、地方政府が中心的役割を果たしていることが述べられる。そのうえで、策定委託・受注過程には、地方政府責任者の意向やシンクタンクと政府との人的ネットワークなど市場原理以外の要素が存在しているものの、「限られた市場原理」が機能していること、政策決定の過程を通して「合理的調整メカニズム」が存在しているという評価

がなされ、改善課題として法制度整備、透明性の高いルール作り、独立した職能集団としての民間コンサルタントの育成などを挙げている。事例分析の不足を著者自身が述べているが、研究対象の性格上、具体的事例の公表は容易ではない。

第3章は、国境隣接地域における地域発展戦略の背景、策定状況、内容、中国の周辺国政策との関連を述べたうえで、地域開発政策分析における重要論点である中央政府と地方政府の関係が考察されている。地域格差是正のために2000年代初めに導入された西部大開発や東北振興が省都をはじめとする大都市に重点が置かれ、国境地域には厳しい現実が続く中、2000年代後半に国境という特色を生かした発展戦略が地方主導で策定され、国家間関係の進展に寄与するとして中央政府による承認が得られた。その結果、省レベル8、市・県レベル5、合計13の戦略（pp.42-43, 表3-1で整理・一覧）が、チベット自治区と甘粛省を除くすべての国境隣接地域で国内経済発展と国際連携促進を内容として策定された。中央と地方という関係での考察では、国境地域の経済発展促進と同地域の社会安定、FTAや人民元国際化、中国企業進出、エネルギー資源確保など全国的課題への寄与などにおいて補完・協力関係が指摘されたうえで、存在するさまざまな不整合が詳述されている。貿易シェアの詳しい分析等から指摘される戦略の方向性と地域の実態との大きな距離、政策重点の置き方（大都市か国境地域か）、全国的課題への貢献の限界、変化する国際情勢への対応の難しさなどであり、国境地域発展戦略の実態が明らかにされている。なお、政府間関係（中国語で「府際関係」）は、地域開発政策研究における重要論点の一つであり、上下関係（中央と地方、省と市・県など）と横の関係（同行政レベルの政府間、省と省、市と市など）の両方からなっている。本章は本書全体テーマとの関係および分析対象から中央と地方の関係に焦点を当てて論じたものである。

第4章は、第3章が論じた国境隣接地域発展

戦略の一つである「中国図們江地域協力開発規画要綱」（2009年8月）を取り上げ、その背景と内容、実施概要、成果と問題点を整理分析している。地方主体地域発展戦略の実態が吉林省の事例によって明らかにされている。周知のように図們江地域開発構想は、吉林省が日本海への出口を模索する過程で1990年代初めに生まれた多国間国際協力構想（1991年のUNDP調査報告書など）である。中国政府（国務院）は1992年の国家計画委員会による「図們江下流および琿春地域総合開発計画要綱」批准、琿春市の対外開放都市指定、「辺境経済合作区」（国家級）設立、1999年の「国務院図們江開発協調領導小組」（發展計画委員会、対外貿易経済合作部など20省庁の代表で構成）設置など³、関連の地域開発を承認してきた。しかし、琿春とロシアのザルビノ港を結ぶ鉄道建設、ならびに琿春開発区など中国側のインフラ整備が進んだものの、ロシア、北朝鮮の政治経済情勢、関係国の利害対立を主理由として、構想の実現並びに図們江地域の経済開発は期待通りには進まなかった。こうした経緯を経て2009年、国務院によって承認された「中国図們江地域協力開発規画要綱」は、従来の国境隣接地域に加えて、吉林省の2大経済都市、長春と吉林市も対象とし、国際連携に両市も取り込むことで地域経済の発展を目ざした。同「要綱」の下、北朝鮮の港を利用した吉林省石炭の上海・寧波への輸送、「国境観光」促進にむけた国内他地域住民への通行証発行など、中央政府から認められた「先行先試」特権を利用した試みが実施されている。しかし、第3章が指摘した国境隣接地域戦略の二つの問題点の一つ、変化する国際情勢による難しさは以前と同様続いており、もう一つの問題点、実施重点をめぐる問題（省内大都市か国境地域か）が、「要綱」による対象地域拡大によって生じている。後者については「一帯一路」による調和が望まれるとしている。なお、本章における東北・吉林省「図們江地域開発」研究は、第4章を引き継ぐと同時に、

第6章における中部・河南省「中原経済区」等の研究と、対照的位置に置かれている。

第5章では、地方主体の地域発展戦略がもたらすマイナス面の一つが検討され、同戦略が不動産バブルを引き起こす契機となっていることを、2010年における海南島を中心に、2007年の広西チワン族自治区、2009年の吉林省琿春市、2011年の重慶に関する若干の数値もあげて述べている。「海南島国際観光島規画要綱」の正式承認（2010年6月）の前段階である「海南国際観光島の建設と発展の促進に関する若干の意見」（2009年12月）の公表（2010年1月）とともに、海南島の不動産関連企業3社の株価は1ヶ月で2.4倍、2.0倍、1.9倍に上昇したのち、3ヶ月後に急落、「要綱」が承認された6月には「意見」公表以前の水準に戻ったという株式投機、また、不動産価格の「爆発的」高騰が具体的数値を上げて説明されている。そして、こうした不動産バブルは、製造業関連投資の抑制など、長期的には地域経済にマイナスの影響を与えるため、投機的資金流入を最小限にとどめるなどの措置が必要であるとしている。なお、不動産バブルに関する多くの先行研究が整理されるとともに、不動産売却収入や取引に関連する税収入に依存する地方財政の構造がバブルの一つの根源となっていることなども指摘されている。

第6章は、「地域開発政策から半歩離れて地域経済の実態」を検証している。対象地域は河南省であり、その理由は高い経済成長率、国外市場依拠の沿海地域とは異なる発展の可能性、「一帯一路」に関する活発な取り組み、という3つである。中華人民共和国建国以前は内陸の農業経済であった河南省が、計画経済体制下の第1次、第2次五か年計画による工業プロジェクト重点配置、続く「三線建設」、「五小工業」によって「比較的完備した工業基盤」を形成したものの、資本と技術の不足により産業構造の改善と国際分業への参入が遅れ、1980年代半ば以降、とくに90年代後

半以降、困難な状況に陥っていた。それを克服したのが、2003年の李克強（当時の河南省党書記）による「中原崛起」の提起、2006年以降の中部崛起戦略の正式始動を経た、地方政府主体の「中原経済区」（2011年、国務院「支持・指導意見」）、「食糧生産核心区」（2009年、国家発展改革委員会「通知」）、「鄭州空港経済総合実験区」（2013年、国務院承認）、ならびに「鄭洛国家自主イノベーション示範区」（2016年、国務院同意）、鄭州・洛陽・開封「自由貿易試験区」（2017年、国務院）建設であった。また、「一帯一路」正式公表の前、2013年には鄭州—欧州貨物列車、14年には鄭州—ルクセンブルク航空貨物便が開設されている。こうした政策展開の結果としての経済実態が、統計年鑑および各種データベースを用いて詳細に示され、名目GRPおよび産業3部門比率（1966年以降）、実質経済成長率（1986年以降）、貿易額（1999年以降）の推移、ならびに全国との比較がなされている。また、産業構造の詳細分析が産業連関表を用いてなされ、基盤、成長、優位産業が析出されている。章題には「気運」が使用され、発展を支えたとしている。ユニークな指摘で、他国・地域研究にも追加しうる視角である。河南省がそれを「醸成」し、「長期間にわたって獲得」できた要因は何か、続いての明示が望まれる。章全体を通じて、交通の要衝に立地するという優位を発展させながら、工業基盤と多くの人口や巨大な市場を活かして、地域経済を大きく成長させる可能性が示されている。

第7章は、「一帯一路」が地方主体の地域発展戦略（2008～15年）を終了させ、中国の地域政策は、「中央政府主導による地域一体化」をめざす「新しい時代」に入ったことを論じている。「一帯一路」を中国の国際戦略とのみとらえる研究が多い中、著者は早くから、その国内地域開発戦略としての性格を指摘してきた（穆2016）。「一帯一路」が中国の沿海地域と内陸地域をつなげ、生産要素の自由な移動を促す一体化政策であ

り、どこか特定の地域を排除せず、全国対象の発展戦略であるとしたうえで、2015年3月～2018年3月の42政策（pp.128-129、表7-1に全体像）を、中国政府が最重視する5つの戦略（一帯一路、京津冀協同発展、東北全面振興、長江経済帯発展、粵港澳大湾区建設）、都市群発展（ハルビン・長春から蘭州・西寧まで8規画）、新区設立（湖南・湘江から河北・雄安まで8件）、自由貿易試験区（福建から海南まで11件、海南のみ「自由貿易区・自由港」）、10の専門分野施策に整理し、それぞれの内容が説明されている。それらは、従来の地方主体の発展戦略の取り組みをベースに作成され、多くの内容が取り込まれているものの、目標設定、立案、公表、戦略の実施と評価などにおいてすべて中央政府が主導的役割を果たしている。中央主導への転換の背景としてあげられているのは、過度の都市開発、人口移転や企業誘致の不調、地方財政の不安定、不動産価格上昇、地域住民の権益保護、環境への負荷などである。中央主導への転換に加えて、2015年以降、一つの省を中心とした戦略がほとんど承認されなくなり、中央政府の強いリーダーシップが必要な複数の省を跨ぐ地域一体化戦略が頻繁に打ち出されるようになってきている。「今後数年間はこの枠組みの中で地域政策が展開され」、「地方主体の時代を通して様々な経験と教訓を得た地方政府は、より冷静に地域経済発展に取り組むことになろう」（p.133）と、今後の展望を述べ、本論が閉じられている⁴。

補章では、2010年4月から2015年8月まで、著者が本書執筆にあたって訪問し、実態調査をした中国全土、22省（訪問記述は23省に及んでいる）、5自治区、4直轄市の訪問当時の様子が、生き生きと描写されている。経済状況だけでなく、自然や文化も紹介され、公式統計や発表からは得られない回答者の強調点、訪問地に対する著者の第一印象なども記され、著者が撮影した各地域1枚の写真とともに、本論各章で述べられた諸地域に対する立体的理解を得ることを可能にしている。

3. 中国の地域開発・発展戦略の現段階と課題をどうとらえるか

—地域間協調、政府間関係、「美しく心地よい中華民族の家」づくり—

本書が論じた2000年代後半における中国地域開発戦略の新展開は、「新開発理念の樹立、開発内容の調整、開発方式の革新、開発の秩序化を通じて効率を高め、協調的で持続可能な国土空間開発構造を構築し、美しく心地よい中華民族の家(中華民族美好家園)を建設する」ことを「指導思想」(第2編第2章)に進められた、「全国主体功能区規画」⁵(以下、「規画」)の作成と並行していた。

「規画」は、2007年7月作成(翌年3月公表)の「意見」にもとづく国務院の3年半にわたる作業をへて2010年12月完成、2011年6月に公表された約9万8千字、26の図表におよぶ詳細かつ全面的な「中国最初の国土計画」である。「規画」は、開発に関して高度化、重点、制限、禁止の4区分、開発内容に関して都市化、農業、生態保護の3地域、開発レベルにおいて国家および省の2層を設定し、各地域の主要機能(「機能」、役割り)を資源並びに環境制約を踏まえ、行政区分を超えて明確にしている。中国高成長過程の二大特徴、「都市化」と「地域化」を結合して、「規画」は国土開発の空間コントロールを通じて、地方と地域の経済発展に指針を与えたとともに、各地域の開発政策をより良いものにしようとした、と評価されている(楊・胡2012、pp.37-38)。

本書が明らかにした2000年代後半の中国地域開発政策の変容、すなわち、「地方主体」の地域開発政策の展開と、同時期に進行したこの「主体効能規画」という全国開発政策の樹立とをどのようにして統一的に把握すればよいであろうか。本書第7章が論じた現在の「一帯一路」という国家戦略下の「地域一体化」、本書が以前からの国家戦略とした西部大開発、東北振興、中部崛起という省を跨ぐ開発戦略を含め、中国における国家と地域、中央と地方の関係について、歴史的、統

一的に把握し、その中に「地方主体の展開」を位置づけ、理解できないであろうか。

あらゆる国家が存続し発展するためには、国家を構成する諸地域の発展と、国家としての統一性を両立させること(政治学で言う地方分権と中央集権のバランス、経済学では地域内分業と地域間分業の均衡のとれた発展)、および、諸地域の発展が協調的である(他地域の発展を一方向的に阻害しない)ことが必要である。それらは広大な国土面積と世界最大の人口、多数の少数民族を有する中国においてとりわけ重要であり、地域と国家、地方と中央のバランスが中国の発展を規定してきた。

日清戦争敗北を契機に19世紀末から20世紀初めに本格化した近代国民国家建設の過程は次のように略述できる。辛亥革命後における分権化の一方向的進行(近代「軍閥」割拠)が、国民革命の成功と東北地域の合流(全国統一中央政権としての南京国民政府成立)によって克服され、近代国民国家が1930年代初めに成立した。ただ、その内実を担保する国民経済建設は一定程度進展したものの、抗日戦争と内戦により中断、中華人民共和国成立後、中央集権下で内陸部を含めた全土工業化として達成された。それは、対米・対ソ戦争の脅威を背景に、革命戦争の根拠地方式と伝統的社会経済システムの延長線上で、いわば各省ワンセット工業化としてなされた(本書第6章で論じられた河南省も一つの典型である)。省レベルでの地域内分業と社会主義中央計画経済という地域間分業、分権と集中の均衡による一成功例とみなすことができる。中国の社会主義体制はソ連・東欧と比べて地方経済の自立性ははるかに高く、政治面でも地域分権性の要素を多く含んでいた。改革開放前にそうした工業化を達成していたこと、および分権と集中の均衡が、市場経済拡大後の旧ソ連経済の解体、資源依存経済国化とは対照的に、中国が現在に至る長期にわたって他国を上回る経済成長を実現してきた国内要因である。言うまでもなく一国の経済成長はそれを構成する諸地域の

経済成長の集合であり、経済特区や経済開放都市、開発区をはじめ、あらゆる地域開発政策は中央の戦略と地方・地域のイニシアチブの結合がなければ経済成長を実現することはできなかった。改革開放後の発展を基礎に中国は現在、2050年前後の「社会主義強国化」、先進国経済化を目指しているが、その基本戦略はこれまで同様、地方・地域と国家・中央、分権（とくに経済）と集中の結合・均衡に置かれている。ただし、両者のバランス、主導性の強弱、地域の範囲は可変であり、変化している。

改革開放以降の地域経済の発展と多様化によって本書が詳述するように2000年代半ば以降、地方主体の地域開発政策が大量に作成され実施された。しかし、同時期に地方間の悪競争、重複投資などの問題点も顕在化しており、資源・環境制約を踏まえた「全国主体効能規画」など、効率が高く持続可能な開発を目指した国家による地域開発政策のコントロールも試みられている。本書が取り上げた地方主体の地域開発戦略がどのような成果と問題点を生み出しているのか、その要因も含めて本書の成果を基礎にした検討が引き続き必要である。

なお、地域の範囲は行政区分の内部で、また区分を超えて拡大している。本書第7章が論じた「地域一体化」は、その中における分業（地域内分業）の発展を図るものであり、地域外との分業（地域間分業）とのバランスの取れた発展、結合によって地域の発展に貢献する。上海を中心とする長三角地域がその代表例であり、同地域のような「一体化」を保証する制度、メカニズム等が東北など他地域でも導入されるかどうかが問われている。また、国家の存続・発展の前提である諸地域の協調的発展について、本書124頁が言及する「中共中央・国務院のより有効な地域協調発展の新メカニズム構築に関する意見」（2018年11月）では、数多くの課題が提起されている。国家最高レベルの政策を発表する際に用いられる連名による

同「意見」が述べる地域協調（地域内、地域間の協調）のための諸課題が、今後どのように達成されていくのかも問われている。

本書から学んだ多くのことを前提にして、中国地域発展政策研究に関するいくつかの課題を並べ上げたが、著者ならびに学界の研究にとって何らかの参考となれば幸いである。

参考文献

- 穆克芊 2016、「中国の地域発展戦略からみる『一带一路』」、『北東アジア地域研究』、第22号。
 李燦雨 2003、『閩門江地域開発10年—その評価と課題—』環日本海地域経済研究所
 楊龍・胡慧旋 2012、「中国区域発展戦略的調整及対府際関係的影響」、『南開学報（哲学社会科学版）』、2012年第2期。
 楊龍 2012、「変革と調整：多元治理中的府際関係」、『人民論壇 學術前沿』、2012年第4期。

- 1 「全国主体功能区規画」（注5参照）は、開発と発展を別の概念としている（第2章第1節「開発理念」）。「大規模かつ広範囲の工業化・都市化」を「開発」とし、それらを伴わない「発展」を目指す地域も指定されている。
- 2 時期区分の根拠について2015年は、第7章でも明記されているように、「一带一路」の定式化と正式公表（3月）である。ただ2008年については、改革開放30年を経た国内地域経済変化という記述以外の明示を見いだせなかった。著者の結論は諸戦略の総合的分析の結果であるが、政策変容をもたらした要因として、リーマンショックに象徴される中国経済の成長を支えた外部環境に生じた変化を追加しうるのはないだろうか。2007年の14.2%という改革開放後最高水準の経済成長率は、2008年に9.7%に急落し、当時の中国経済は今日に至る成長率低下（超高成長から中・高成長へ）の転換期を迎えていた。なお、著者が参考文献に挙げている楊龍・胡慧旋（2012）も、「2008年以降、特定テーマを掲げた国家級試験区が相次いで設立されるとともに、多数の地方発展規画がまとめて国家発展戦略に格上げされ、中国の地域発展戦略に変化が生じた」とし、同時期に発表された楊龍（2012）は、中国経済が2000年代後半に直面した喫緊の任務は、経済成長方式の転換と産業構造の調整であり、その中で地域発展政策の多様化、多層化が生じたとしている。
- 3 李 2003、pp.6-9。
- 4 著書は本書に続き、編著『「一带一路」経済政策論 プラットフォームとしての実像を読み解く』（穆克芊・

徐一睿・岡本信広編著、日本評論社、2019年）を公刊している。

- 5 「全国主体功能区规划」国务院、2010年12月、国発[2010]46号、中華人民共和国中央人民政府HP、http://www.gov.cn/zhengce/content/2011-06/08/content_1441.htm、2020年4月21日最終閲覧。「全国主体機能区規画」として本書 p.18 で言及。

第 25 回学術研究大会の概要報告

概要

- 日時 2019年9月28日(土)～29日(日)
会場 信州大学経法学部(長野県松本市)
共通論題 「朝鮮半島情勢と北東アジア域内連携の緊密化」
参加者数 延べ約150名(うち中国・韓国から約20人、信州大学院生・学生約30人、一般市民約10人)

シンポジウム(敬称略)

2019年は、朝鮮半島における3・1独立運動、中国における5・4運動から百年にあたる。歴史認識をめぐる対立の打開策はなかなか見えてこない反面、ロシアおよび北東アジア域内のヒト・モノ・カネそして情報・文化の交流は緊密化し続けていることを意識した論題を設定した。

基調報告として、下記のように韓国、中国そして日本の研究者にそれぞれの国の実情や関心のありようを反映させつつ、ご専門の立場からの発表をしていただいた。

1. 鄭恩伊(韓国・統一研究院)「북한 개발과 동북아 지역에서의 쟁점: 공장기업소의 혁신과 발전을 중심으로」(北朝鮮開発と東北アジア地域における争点:工場企業所の革新と発展を中心に)
2. 安国山(延辺大学朝鮮半島研究院経済研究所長・教授)「『一帯一路』倡议(イニシアチブ)下图们江地域国際物流協力」
3. 新井洋史(環日本海経済研究所)「ロシアの東方シフト政策と朝鮮半島」

これらの報告を受けて、文京洙(立命館大学)、総田芳憲(立命館アジア太平洋大学)、そして岡洋樹(東北大学)の三人の論客からコメントをいただいた。各コメントは発表者の意図を汲みつつ、コメントーターの専門に即して、主として学際的な観点から豊富な議論が展開された。それに触発され、会場からの質疑応答も活発に行われた。

大会シンポジウム会場



(2019年9月28日、信州大学経法学部第1講義室)

分科会（別紙プログラムを参照）

成果と課題

地方都市での開催であったため発表者や参加者の確保が案じられ、とくに観光シーズンさなかゆえ交通や宿泊についても心配されたが、海外からの参加も含めて、例年なみの概容で無事に開催することができた。とはいえ、何かとご不便や不行き届きがあったかとお詫びするとともに、松野周治会長や理事諸氏はじめ、発表者や討論者、その他関係者皆様のご協力に心より感謝申し上げたい。

地方都市ならではの、地元新聞にも大会の案内が載り、信州大学の院生・学生のほか一般市民の参加も得られ、地域貢献にもなったことは主催者として大変有難く、また僭越ですが学会としても喜ばしいことかと思われる。

外国語での発表では、結果的に通訳していただくことが多く、所定時間では少し足りなかったかと反省される。国際的な学会の常として、大会報告をもとにした論文刊行だけでなく、日中韓など国際共同研究などの継続・深化に少しでもつながれば望外の喜びである。

最後に、主催サイドとしては、赤字が出ずにすんだことに正直、何よりも胸をなでおろした。準備段階から種々便宜を図っていただいた信州大学経法学部（山沖義和学部長）、そして信州ならではの食材でおいしい郷土料理を提供して下さった卯屋さん（お弁当）と懇親会場ソレイユさんにも感謝あるのみである。

懇親会開会



（2019年9月28日夕刻、信州大学付属病院5階レストラン・ソレイユ）

文責：金早雪（第25回大会実行委員長、信州大学〔2020年4月より大阪商業大学〕教授）

北東アジア学会 第25回 学術研究大会

「朝鮮半島情勢と北東アジア域内連携の緊密化」

令和元（2019）年 9 月 28 日（土）・29 日（日） 信州大学経法学部（松本市）～新棟～

| | | |
|---------------|------------------------|--|
| 9月28日（土）第1講義室 | | 【関係者のみ】 10:00-12:00 第9期第5回理事会（4階401演習室） 12:00-13:00 シンポジウム打ち合わせ（4階・〔経法〕研究会室） |
| | 13:00～ | 受付：1階ロビー |
| | 13:30～ | シンポジウム「朝鮮半島情勢と北東アジア域内連携の緊密化」(司会：三村光弘)：第1講義室(1階) * 開会の辞 北東アジア学会 松野周治会長 |
| | 13:35-15:05 報告：各30分 | 1. 鄭恩伊（韓国・統一研究院）「북한 개발과 동북아 지역에서의 쟁점：공장기업소의 혁신과 발전을 중심으로」(北朝鮮開発と東北アジア地域における争点：工場企業所の革新と発展を中心に) 2. 安国山（延辺大学朝鮮半島研究院経済研究所長／教授）「『一帯一路』イニシアチブ（倡议）下图们江地域国際物流協力」 3. 新井洋史（環日本海経済研究所）「ロシアの東方シフト政策と朝鮮半島」 |
| | 15:05-15:50 | コメント：各15分 1. 文京洙（立命館大学） 2. 総田芳憲（立命館アジア太平洋大学） 3. 岡洋樹（東北大学） |
| | 15:50-16:00 | 休憩 |
| | 16:00-17:30 | パネルディスカッション・一般討論 |
| | 18:00-20:00 | * 懇親・交流会：信大附属病院5階 レストラン「ソレイユ」 歓迎の辞：山沖義和・信州大学経法学部長（参加費 5,000 円、院生・海外会員 3000 円） |

| 分科会（目安）：報告 25 分 討論 5 分 フロア質疑・リプライ 10 分 | | | | | |
|--|------------|--|---|---------------------|--------------------------|
| | | 会場 A（2階・経法 202/会議室 A） | 会場 B（2階・経法 203/法科講義室） | 会場 C（4階・401 演習室） | 会場 D（5階・第4講義室） |
| 29日（日）9時～11時 | 分科会 | IA：ロシアと国際関係【北大・人間文化研究機構基幹研究プロジェクト】「北東アジア地域研究」（北海道大学拠点）共催 | IB：中国 | IC：観光 | ID：韓国・東北亜経済学会共催①【韓国語】 |
| | 座長 | 三村光弘（環日本海経済研究所） | 唱新（福井県立大学） | 櫛谷圭司（新潟県立大学） | 鄭雅英（立命館大学） |
| | 報告 1 | 加藤美保子（北海道大学） | 河原昌一郎（福井県立大学） | 青木卓志（金沢星稜大学） | 고정식（高ジョンシク/培材大学校） |
| | | ロシアと朝鮮半島の接近—大国外交と地域開発のはざままで | 中国農村土地請負経営権の法的内容の変化と制度的課題—農村土地請負法 2018 年改正内容から— | 訪日外国人と広域圏の関連性に関する比較 | 米国と中国の産業および貿易構造と貿易戦争 |
| | 討論 1 | 三村光弘（環日本海経済研究所） | 李焱求（培材大学校）【通訳あり】 | 竹村卓（富山大学） | 金早雪（信州大学） |
| | 報告 2 | 伏田寛範（日本国際問題研究所） | 大平哲（慶應義塾大学） 李晨（慶應義塾大学・院） | 梁春香（東洋大学） | 강철구（カン・チョルグ/培材大学校） |
| | | 北東アジア地域にみる中口関係 | 中国の 2000 年代の投資財生産部門の過剰拡大：消費財・投資財 2 部門分割データが示唆すること | 国際観光コミュニティの形成について | 日本 3 大学メガバンク収益転換時期に関する分析 |
| | 討論 2 | 堀内賢志（静岡県立大学） | 青木周平（信州大学） | 吉田均（山梨県立大学） | 李紅梅（吉林大学） |
| | 報告 3 | 堀江典生（富山大学） | 石建中（中国海洋大学） 尹清洙（長崎県立大学） | 朴在徳（名桜大学） | 김정인（金正仁/中央大学校） |
| | | ロシアにおける反移民感情のランドスケープ | 政府の制度と民間のネットワークが都市の観光イノベーションに与える影響についての実証分析～山東省の都市別横断面データを用いて | ホスピタリティのマーケティングについて | 南北朝鮮山林協力の効率的達成方案 |
| 討論 3 | 宮島美花（香川大学） | 大西広（慶應義塾大学） | 詹秀娟（新潟産業大学） | 川口智彦（日本大学） | |

| | | | | | |
|-----------------------------|--|--|-------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| | 会場 A (2階・経法 202 / 会議室 A) | 会場 B (2階・経法 203 / 法科講義室) | | 会場 D (5階・第4講義室) | |
| 29日(日) 11時10分～ 13時10分 | 分科会 | IIA：社会・文化・ナショナリズム | IIB：一帯一路 | IID：韓国・東北亜経済学会共催② 【韓国語】 | |
| | 座長 | 新井洋史(環日本海経済研究所) | 海老原毅(富山高等専門学校) | 川口智彦(日本大学) | |
| | 報告 1 | 齋藤久美子(和歌山大学) | 大西広(慶應義塾大学) | | 유자영(ユ・ジャヨン/韓南大 学校) |
| | | ロシアにおける経済体制の変化 とロシア語への影響—会計学の 場合 | ラオスの鉄道建設は中国の債務 外交か | | 中国のスマートシティ産業の特 徴分析 |
| | 討論 2 | 岡本勝規(富山高等専門学校) | 峯田史郎(早稲田大学) | | 文京洙(立命館大学) |
| | 報告 2 | 魏珊(中山大學) | 朱永浩(福島大学) | | 이혁구(李焱求/培材大 学校) |
| | | 公衆衛生分野における日中協力 —非伝統的な安全保障理論の観 点から | 中国の対外経済戦略と「一帯一 路」の進展 | | 中国の農村土地財産権の制度変 遷に関する研究【通訳あり】 |
| | 討論 2 | 若月章(新潟県立大学) | 松野周治(立命館大学) | | 河原昌一郎(福井県立大学) 【通訳あり】 |
| 報告 3 | 鄭雅英(立命館大学) | N.リヤイリヤ(長崎大学) | | | |
| | 中国朝鮮族のナショナルな帰属 意識をめぐって—一国共内戦期を 中心に | 中国の地域戦略—中央アジアに おける「一帯一路」構想の政治 経済的諸相と課題【英語】 | | | |
| 討論 3 | 宮島美花(香川大学) | 松村史紀(宇都宮大学) | | | |

13:20～14:20 新棟1階 第1講義室【昼食・総会】(お弁当+お茶 1,000円)

| | | | | | |
|-----------------------------|----------------|---|--------------------------------|--|--|
| | 分科会 | IIIA：域内経済交流・協力 | IIIB：朝鮮半島 | IIIC：吉林大学東北亜研究院共催 特別セッション【中国語/適時通訳】 | IIID：信州大学院「地域社会 イニシアティブ」修士修了生 特別セッション(テーマ研究) |
| 29日(日) 14時30分～ 16時30分 | 座長 | 林堅太郎(立命館大学) | 尹清洙(長崎県立大学) | 松野周治(立命館大学) | 金早雪(信州大学) |
| | 報告 1 | 権哲男(延辺大学) | 繩倉晶雄(明治大学) | 龐徳良(吉林大学) | 本島和人(飯田市歴史研究所) |
| | | 北東アジア地域多国間経済協 力の機運と経路 | 韓国における地域主義二党制: 国会議員の視点から | 新時代からこそ構築すべき中国 東北地域対外開放の新構造(新時 代构建中国东北对外开放新格局) | 満洲移民送地の地域史研究 ～信州・下伊那を中心に～ |
| | 討論 2 | 坂田幹男(大阪商業大学) | 生駒智一(立命館大学・院) | 唱新(福井県立大学) | 南誠(長崎大学) |
| | 報告 2 | 菅沼桂子(日本大学) | 魏志江(中山大學) | 崔健(吉林大学) | 橋住真一 (安曇野国際ネットワーク) |
| | | 日系企業の対ロシアビジネス: 問題とその対応 | 朝鮮半島地域安全複合体とその 社会的構築について | 日本と北東アジア諸国間の貿易 潜在力分析(日本与东北亚国家 贸易潜力分析) | 信州・安曇野地域における多文 化共生実践レポート～遠い道の りも一歩から～ |
| | 討論 2 | 堀江典生(富山大学) | 海老原毅(富山高等専門学校) | 大西広(慶應義塾大学) | 佐藤友則(信州大学) |
| | 報告 3 | 李紅梅(吉林大学) | 陳卓(中山大學) | 林麗敏(吉林大学) | 西澤俊幸(美須ヶ丘高校) |
| 中日韓物流協力に関する一考察 | | 朝鮮半島情勢の新たな展開及び 中国と朝鮮民主主義人民共和 国との関係の変化に関する調査 | 日本の介護保険制度に関する 一考察(日本介護保険探析) | 韓国マイスター高校10年の成果 と課題 | |
| 討論 3 | 辻久子(環日本海経済研究所) | 朱永浩(福島大学) | 陳怡禎(日本大学) | 繩倉晶雄(明治大学) | |

北東アジア学会会則

1994年11月27日 制定

名称・事務所

第1条 本会は北東アジア学会（The Association for Northeast Asia Regional Studies）と称する。

2. 日本海の各国における表記については各国語を尊重する。

第1条の2 本会の事務所は富山県射水市海老江練合1番2富山高等専門学校岡本研究室内に置く。

目的

第2条 本会は日本海および日本海周辺諸国・地域に関連する社会科学、人文科学、自然科学における諸問題を研究し、もってそれらの諸国・地域の交流・協力と平和的発展に寄与することを目的とする。

事業

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 研究大会および部会の開催
- (2) 機関誌等の出版物の発行
- (3) 国内外の諸学会との連絡、交流・協力
- (4) 国内外の情報交換および共同研究・教育体制の整備
- (5) その他本会の目的にとって必要と認められる事業

会員

第4条 本会の会員は本会の目的に賛同する研究者とし、会員の種別およびその要件は次の各号の通りとし、その特典は別表の通りとする。なお、本会の目的に賛同する法人・団体を理事会の承認に基づき、賛助会員或いは特別賛助会員とすることができる。

- (1) 一般会員は会員のうち、その他の会員種別を希望しないまたはそれらの要件に該当しない者
 - (2) 学生会員は、大学院に在籍し、またはポストドク研究員等研究者として有給の定職に就いていない者で、学生会員となることを希望し、所定の手続きをとった者
 - (3) 優待会員は、65歳以上または所属機関を退職した者、かつ研究者として有給の定職に就いていない者で、優待会員となることを希望し、所定の手続きをとった者
 - (4) 海外通信会員は、会員のうち日本国外に生活の本拠があり、海外通信会員となることを希望し、所定の手続きをとった者
2. 会員種別は、会員が変更を申し込み、理事会の承認を得てはじめて変更される。ただし、学生会員、優待会員および海外通信会員がその要件を失ったことが明らかな場合ならびに理事会の決定による海外通信会員への変更はこの限りではない。

入会、退会

第5条 本会に入会しようとする者は、会員2名の推薦により本会に入会を申し込み、理事会の承認を得なければならない。

第6条 本会を退会しようとする者は、書面をもって退会を本会に通告すれば退会することができる。会費を2年間滞納した者は、理事会において承認の上、退会とみなす。

会費

第7条 会員は次の各号に定めるとおり会費を納入するものとする。賛助会員の会費は年額一口20,000円、特別賛助会員の会費は一口100,000円とする。

- (1) 一般会員は年額10,000円
- (2) 学生会員は年額5,000円
- (3) 優待会員は年額5,000円
- (4) 海外通信会員は当分の間、会費を免除する

組織と役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長若干名
 - (3) 理事40名程度（そのうち若干名を常任理事とする）
 - (4) 事務局長1名
 - (5) 事務局次長若干名
 - (6) 会計1名
 - (7) 会計監事2名
2. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 4. 理事は、理事会に拠り会務を処理する。常任理事は理事会が必要と認める業務を行う。
 5. 事務局長は、会務に伴う事務を統括する。
 6. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長が業務を行うことができない場合はその職務を代行する。
 7. 会計は、会務に伴う事務のうち、会費徴収、出納、会計等の業務を行う。
 8. 会計監事は、本会の会計を監査する。
 9. 理事会が必要と認めるときは、名誉会員・顧問をおくことができる。

第9条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 理事および会計監事は別に定めるところにより選出し、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、常任理事は理事の中から互選する。

第11条 本会は、国際的活動の推進のために国際諮問委員会を置く。

第12条 理事会が必要と認めるとき、各種委員会、地域部会を設けることができる。

会員総会

第13条 本会は毎年1回会員総会を開催する。

2. 臨時会員総会は、理事会が必要と認めるとき、または会員の2分の1以上の請求があるときに、開催する。

第14条 会員総会は、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 事業報告
- (2) 決算
- (3) 事業計画
- (4) 予算
- (5) 役員選出
- (6) 会則の変更
- (7) その他会員総会で決定を必要とする事項

第15条 会員総会の議決は、出席会員の過半数による。

第16条 理事会は、会長が必要と認めるときおよび役員5名以上の求めにより開催し、会務を遂行する。

会計期間

第17条 本会の会計年度は、8月1日から翌年7月31日までとする。

2. 会計期間の呼称は、「〔当年西暦下二桁/翌年西暦下二桁〕年度」とする。

名称変更に伴う移行措置

第18条 当面、新名称と旧名称を併記して使うことを妨げない。

附則

1. この会則は、1994年11月27日から施行する。
2. この会則の変更は、会員総会の議を経なければならない。
3. この会則は、2007年12月9日から施行する。(学会名称の変更に伴う改正)
4. この会則は、2012年10月14日から施行する。(会計期間の変更に伴う改正)
5. この会則は、2014年9月21日から施行する(会員、会費、組織と役員の変更に伴う改正)
6. この会則は、2015年10月18日から施行する(事務所の所在地明記に伴う改正)

以上

『北東アジア地域研究』編集要綱

1 編集委員会

- (1) 編集委員会は、理事会で選出された委員で構成され、うち1名を編集委員長とする。編集委員長は、理事会において常任理事の中から選出する。編集委員長は編集委員の中から副編集委員長を指名することができる。編集委員長は、編集委員会を代表し、統括、招集する。
- (2) 編集委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 発行回数・編集

- (1) 発行回数は原則として年1回とし、必要がある場合には理事会の承認を得て、臨時に発行することができる。
- (2) 発行日は、原則として毎年5月末日とする。

3 原稿の受理・採否

- (1) 受理 編集委員会は、投稿された原稿が投稿規定および執筆要領に違反していないことを確認したうえで、投稿原稿を受理する。
- (2) 採否 研究論文・研究ノートの採否は、編集委員会が委嘱した査読委員の審査に基づいて編集委員会が決定する。査読委員は投稿論文1本につき2名とし、編集委員会が原則として学会員のなかからその都度委嘱する。査読委員の氏名は公表しない。
- (3) 書評および資料紹介等は、編集委員会が採否を決定する。

4 執筆要領

投稿規定・執筆要領は別途定める。

付則

- (1) その他編集・執筆に関して必要な事項は、編集委員会が定める。
- (2) 編集要綱の改定にあたっては、理事会の承認を得なければならない。
- (3) 本要綱は、2016年10月8日より実施する。

北東アジア学会理事会決定

2012年10月14日決定、2016年10月8日改正

『北東アジア地域研究』投稿規定及び執筆要領（2018年9月改訂）

投稿規定

1 投稿資格

投稿者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 本学会の会員（以下、「学会員」とする。）である者
- (2) 本学会の主催または共催で招聘した研究者で、学会員の推薦があった者
- (3) 学会員と共同執筆をする者
- (4) その他編集委員会が投稿を認めた者

2 原稿の種類

2.1 研究論文・研究ノート

北東アジア地域研究に関連する論文であり、かつ実証的または理論的研究の成果として高度のオリジナリティと完成度を有するものであること。

修士課程在学中の会員にあっては、本学会が開催する学術研究大会もしくは地域研究会・サテライト研究会における報告と討議を経た論文であること。

2.2 書評

北東アジア地域研究に関連する著作、もしくは会員の著作についての書評

2.3 資料紹介等

北東アジア地域研究に関する資料の紹介、政策レビューなど研究論文に分類されないもので、研究論文に準ずる完成度を持つものであること。

3 査読

3.1 投稿された原稿は、審査のうえ掲載を決定する。研究論文の審査は、編集委員会の予備審査を経た後、編集委員会が2名の査読委員（匿名）に依頼する。その他の原稿の審査は、編集委員会において行う。

ただし、第1項（2）の投稿資格者による投稿については、審査対象外とすることができる。

3.2 論文の審査項目は、以下とする。

- I. 内容について ①資料の信頼性 ②文献吟味の妥当性 ③分析方法の妥当性 ④研究の独創性
- II. 表現について ①用語・用法の適切性 ②図表の適切性 ③注記の適切性 ④文章表現の明晰性

4 執筆要領

執筆要領その他、原稿投稿に関する詳細は別に定める「執筆要領」による。

5 投稿手続

研究論文・研究ノートは毎年11月末日までに、その他の原稿は1月末日までに、「執筆要領」に定める「投稿票」を添えて、編集委員会宛てに電子メールで送付する。

6 原稿の受理通知

編集委員会は原稿が投稿規定および執筆要領に違反していないことを確認し、受理通知メールを返信する。

7 受理後の取り扱い

7.1 原稿掲載の可否は、査読結果を踏まえて編集委員会が決定する。

- 7.2 査読結果は1月末までに投稿者に通知する。
- 7.3 編集委員会は、投稿者に原稿の修正を求めることができる。
- 7.4 修正原稿は、編集委員会において再度審査し、掲載の可否を決定する。これ以後の修正は認めない。

8 校正

- 8.1 校正は、投稿者の責任において、原則として初校まで行う。
- 8.2 原稿の校正は、原則として誤植の修正に限る。校正段階での原稿の修正は原則として認めない。

9 著作権

本学会誌に掲載された著述の著作権は本学会に属する。

ただし著者が自身の論文等を、書籍等に転載することは妨げない。この場合、初出である本誌の掲載号とページを明記すること。

10 二重投稿の禁止および研究者倫理規定の遵守

- 10.1 『北東アジア地域研究』は原著論文のための学術雑誌であり、二重投稿を認めない。
- 10.2 執筆者は論文の作成にあたり、日本学術振興会の研究者倫理規定（注）を順守すること。
（注）「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」参照：<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

執筆要領

1 使用言語

日本語、中国語、韓国・朝鮮語、ロシア語、英語のいずれかとする。

2 分量

2.1 総頁

言語・原稿の種別を問わず、原則として出来上がりがA4版15頁以内に収まるようにする。

2.2 原稿種別による分量（本文）等

研究論文・研究ノート：日本語、中国語、韓国・朝鮮語の場合は20,000字相当以内、ロシア語と英語の場合は7,000語相当以内とする（図表を含む）。研究論文には本文のほかに、日本語要約（500字程度）、キーワード（5つ以内）及び英文サマリー（200語以内）を添付しなければならない。

書評・資料紹介等：7,000字相当以内とする（図表を含む）。

3 原稿の送付

- 3.1 原稿の締め切りは、研究論文・研究ノートは毎年11月末日、その他は1月末日とする。
- 3.2 原稿の送付先
henshu-j@anears.net
- 3.3 原稿はWordの文書ファイルで、3.4に定める「投稿票」（ひな形は別掲）とともに電子メールに添付して送付する。
- 3.4 投稿票は、A4用紙1枚に、下記の項目を明記する。
 - ①執筆者氏名（※）・所属（※）、連絡先
 - ②原稿の種類（研究論文・研究ノート、書評、資料紹介等）
 - ③表題（※）
 - ④研究論文の投稿前チェック： 1) 本文の匿名性、2) キーワード、3) 要約（日本語500字程度）、4) 本文分量、
 - 5) 章節、6) 図表（モノクロ）の番号と凡例表示、7) 文末脚注、8) 参考文献

(※) 執筆者氏名・所属と表題（書評では対象著作の著者名と書名）には英字表記も付すこと。

4 節、項のたてかた

1.

(1)

1)

2.

とする。適宜「はじめに」や「まとめ」などを前後につけても構わない。

5 図表について

5.1 図表番号について

図表は、図1、表1という形でそれぞれの図表に一連の番号をつけ、半角を空けた後に図表のタイトルを明記する。図表は本文に入れる。

5.2 図表の表示について

印刷は原則としてモノクロとなるため、図表類の凡例などもカラー表示は避けて、モノクロでも識別しやすい表示にする。またグラフの背景も「白」とする。

なお学術上カラー印刷にする意義もしくは必要性があると編集委員会が認めた場合は、カラー印刷にすることができる。ただし、その場合カラー印刷によって生じる新たな費用負担については投稿者の自己負担とする。

6 <注>について（英語原稿は8.2参照）

注は、文末脚注とする。

脚注番号は、下記の要領でアラビア数字とする。

・・・雇用調整1に関しては国際比較を含めてすでに多くの研究蓄積がある2。

単なる引用箇所の明示の場合には、脚注とせず、文中に、(権、2012、pp.171-2)、(Volkov, 2002, p.31)、(Martin, 2006b, p.132)などと記入のこと。

複数の文献を同時に記載する場合は、(Volkov,2002,p.31; Martin, 2006b, pp.23-45)のようにセミコロンで区切る。

7 参考文献について（英語原稿は8.2参照）

引用文献は、本文末尾に参考文献欄を設け、日本語文献は五十音順、その他の言語は原則としてアルファベット順に並べ、次のように記載する。

日本語文献の場合

書籍： 著者名、発行年、『書名』、発行所名

論文： 著者名、発行年、「論文名」『雑誌名』、巻号、pp- もしくは頁。

ロシア語・英語文献の場合

書籍： 著者名、発行年、書名（イタリック）、発行所名

論文： 著者名、発行年、'論文名'、雑誌名（イタリック）、巻号、pp-

中国語文献、韓国・朝鮮語文献は日本語文献に準ずること。

それ以外の言語による文献は、日本語・外国語のどちらか近いほうに準ずること。

8 その他の注意点

8.1 日本語原稿の場合

(1) 使用フォントについて

本文は、10.5ポイント、日本語ではMS明朝

小見出し、図表タイトルは、MSゴシック、10.5ポイントを使用する。

- (2) 英数字の表記について
2桁以上の数字（少数を含む）と英文部分は半角とする。
- (3) 記号類の表記について
句読点および「」『』（ ） <> [] %などの記号類は全角にする。
英文中の（ ）は半角のままにする。
- (4) カタカナの表記について
カタカナは全角で表記し、半角文字は使用しない。

8.2 英語原稿の場合

Instructions for Authors（※）を参照のこと。

（※）http://anears.net/ej/submission_info_e.pdf

8.3 中国語、韓国・朝鮮語およびロシア語の場合

日本語・英語いずれかに準ずること。

9 書評について

書評原稿の体裁は、研究論文に準拠すること。

書評原稿に含まれる内容は、次のとおりである。

- ① 対象著作の著者名（※）
- ② タイトル（副題も含めて『』で括る。）（※）
- ③ 発行所名、発行年（西暦）、総ページ数 : 書名あとに（ ）で括る。
- ④ 書評本文
- ⑤ 図表・参考文献（必要に応じて）
- ⑥ 対象となる本の英文タイトル（投稿者が著者もしくは出版社に確認する。）
- ⑦ 投稿者（書評者）の氏名および所属

（※）著者名と書名の英字（英文）を、別途、投稿票に記載のこと。

10 資料紹介等について

資料紹介、政策レビューなどの体裁は、研究論文に準拠すること。

2016年10月8日 和雑誌編集委員会決定

2018年9月29日 和雑誌編集委員会決定

「投稿票」ひな形（下記の事項があれば書式は不問）

| | |
|---|--|
| 投稿日 | 年 月 日 |
| 表題 | (英語以外の場合：英字) |
| 投稿（代表）者 | 氏名 (英字) 所属 メールアドレス 電話番号 |
| 共著者 (3名以上の場合は、 書き足してください) | 氏名 (英字) 所属 メールアドレス 氏名 (英字) 所属 メールアドレス |
| 研究論文の 投稿前チェック ※詳しくは本誌バック ナンバー現物及び 「執筆要領」をご覧ください | <input type="checkbox"/> 本文の匿名性の確保 <input type="checkbox"/> キーワード（5つ以内） <input type="checkbox"/> 要約（500～1000字程度） <input type="checkbox"/> 文末に英文サマリー（150語程度）：掲載確定後でよい <input type="checkbox"/> 分量：日本語、中国語、韓国・朝鮮語は20,000字相当以内、ロシア語・英語は7,000語相当以内（いずれも図表を含む） <input type="checkbox"/> 章節のたてかた <input type="checkbox"/> 図表（モノクロ）の番号と凡例表示 <input type="checkbox"/> 文末脚注 ※英語は別記 <input type="checkbox"/> 参考文献の記載方法と本文での適示方法 ※英語は別記 <input type="checkbox"/> ※英語の脚注・参考文献の記載は、Chicago Manual of Style に従う： http://www.chicagomanualofstyle.org/tools_citationguide.html |

※掲載が確定するまで投稿原稿では執筆者を匿名にして、別途この投稿票を提供ください。

バックナンバーのご紹介

『北東アジア地域研究』第25号（2019年5月発行）

【論文】

東北亚零售业的竞合发展与区域合作可能性研究

包 振山・朱 永浩

技術進歩率を考慮したマルクス派最適成長モデルによる予測

——韓国消費財・資本財の二部門データによる推計

李 晨・柳 東民

中国の自動車排ガスが大気汚染に与える影響

——窒素酸化物に焦点を当てて——

朱 美華

South Korea's Roh Moo Hyun Government's Role at the Six-Party Talks Process:
Unrequested Facilitator?

CHO, Chanhun

1961年のモンゴル国連加盟問題をめぐる蒋介石外交

——対米交渉とその影響を中心に——

陳 路

【研究ノート】

中国内陸部における労働者の技能水準に関する研究：陝西省漢中市を事例に

屈 博焯

韓国における社会運動の政党に対する影響力

——2016年ろうそく集会を事例として

縄倉 晶雄

戦後初期台湾に於ける漢奸懲罰政策と台湾社会の反応

葉 亭亭

【書評】

河合正弘編著『北東アジアの経済成長：構造改革と域内協力』（日本評論社）

金 奉吉

新井洋史編著『ロシア企業の組織と経営：マイクロデータによる東西地域比較分析』

（日本評論社）

菅沼 桂子

役員・理事会

(常：常任理事 理：理事 会：会計監査)

| | | | |
|---------|-------|------|-------|
| 会長 | 松野 周治 | 名誉会員 | 山村 勝郎 |
| 副会長 | 三村 光弘 | 名誉会員 | 藤田 暁男 |
| 副会長 | 若月 章 | 名誉会員 | 多賀 秀敏 |
| 事務局長 常 | 高屋 和子 | 名誉会員 | 林 堅太郎 |
| 事務局次長 常 | 川口 智彦 | 名誉会員 | 坂田 幹男 |
| 会計 常 | 岡本 勝規 | 名誉会員 | 小川 雄平 |
| | | 名誉会員 | 佐渡 友哲 |
| | | 名誉会員 | 大西 広 |

| | | |
|--------------------|-------------|---------|
| 常 金 早雪 (和雑誌編集委員長) | 理 詹 秀娟 | 理 松村 史紀 |
| 常 堀内 賢志 (英雑誌編集委員長) | 理 高田 喜博 | 理 道上 真有 |
| 常 新井 洋史 | 理 高橋 和 | 理 宮島 美花 |
| 常 櫛谷 圭司 | 理 張 忠任 | 理 穆 堯芊 |
| 常 唱 新 | 理 辻 久子 | 理 森川 裕二 |
| 常 堀江 典生 | 理 轟 博志 | 理 梁 春香 |
| 理 五十嵐誠一 | 理 中戸 祐夫 | 理 李 鋼哲 |
| 理 尹 清洙 | 理 中山 賢司 | 理 龍 世祥 |
| 理 海老原 毅 | 理 朴 一 | 会 齋藤久美子 |
| 理 岡 洋樹 | 理 蓮池 薫 | 会 竹村 卓 |
| 理 権 寧俊 | 理 林 亮 | |
| 理 柑本 英雄 | 理 裴 光雄 | |
| 理 朱 永浩 | 理 ベロフ・アンドレイ | |

* 以上、第9期第1回理事会 (2017年9月30日) における互選、決議による

事務局

〒411-8555 静岡県三島市文教町2-31-145
日本大学 国際関係学部 川口研究室気付け
北東アジア学会事務局 jimukyoku@anears.net
ウェブサイト <http://anears.net/>

編集委員会

委員長 金 早雪 (常任理事・大阪商業大学)
副委員長 櫛谷 圭司 (常任理事・新潟県立大学)
委員 海老原 毅 (理事・富山高等専門学校)
委員 裴 光雄 (理事・大阪教育大学)
委員 松村 史紀 (理事・宇都宮大学)
委員 宮島 美花 (理事・香川大学)

編集後記

学会誌『北東アジア地域研究』第26号をお届けします。研究論文4本、研究ノート2本、そして書評5本と、活気づいています。今回も、投稿者のもとより、査読などで編集委員以外にも多くの方のご協力を仰ぎました。ありがとうございました。他方、昨年の研究大会については、基調報告原稿の依頼を失念してしまったため、概容の報告に代えました。大変申し訳ありません。

新型コロナウイルスによる学会活動、とくに国際交流への影響が心配されますが、いずれ災い転じて福とする英知を、近隣諸国の仲間たちとともに見出したいものです。まずは皆様のご健勝を祈念いたします。

2020 令和2年5月

編集委員一同

北東アジア地域研究 第26号

2020年5月29日 発行

編集発行 北東アジア学会『北東アジア地域研究』編集委員会
〒577-8505 東大阪市御厨栄町1-1-10 大阪商業大学経済学部 金早雪研究室気付
電子メール：henshu-j@anears.net

印刷 株式会社なかに印刷
〒939-2741 富山県富山市婦中町中名1554-23
TEL (076) 465-2341
FAX (076) 465-2340

Journal of Northeast Asian Studies

Vol.26

2020

Article

- Comparison Analysis among Wide Areas in Japan about the Trend of Foreigner's Japan-Visiting
AOKI, Takashi 1
- China-Russia Relations in Northeast Asian Regional Development
FUSHITA, Hironori 15
- The Impact of the U.S. on Japan's Foreign Policy Toward North Korea:
Focus on the Second Japan-North Korea Pyongyang Summit of 2004
BABA, Kazuki 27
- National Identity of Korean in North-East China; Civil War Period
-Over The Belonging of Yen-Bian Area
CHUNG, Ah Young 41

Research Note

- Change of legal contents and institutional problems of the Right to Land Contractual Management in China :
From the contents of the 2018 revision of the Law on Land Contract in Rural Areas
KAWAHARA, Shoichiro 55
- Political Parties' Contribution to South Korean Elections:
From the Perspective of Statesmen
NAWAKURA, Akio..... 69

Book Review

- YOKOTA, Masashi : *SDGs Jidai no Heiwagaku (Peace Studies in the SDG Era)* by Tetsu SADOTOMO
..... 85
- KAWAGUCHI, Tomohiko : *Kankoku Nousei no 70 Nen (Seven Decades of South Korea's Agricultural Policy)* by Akio NAWAKURA 91
- CHUNG, Ah Young : *Chugoku Chosen-zoku no Idou to Higasi-ajia (Korean Chinese's Migration and East Asia)* ed.by KWON, Hyangsuk and Mika MIYAJIMA 97
- IKOMA, Tomokazu : *20 Seiki Higashi Ajia no Political Economy (East Asia Political Economy of the 20th Century)* by IL PARK 101
- MATSUNO, Shuji : *Chugoku no Chiiki Kaihatsu Seisaku no Henyou (The Changes of Regional Development Policy in China)*, by Yaoqian MU 107

The Association for Northeast Asia Regional Studies